255.1
170

2

0042434000

0042434-000

２５５．１－１７０

明治初期に於ける豊橋地方の初等教育

近藤恒次・著

豊橋市教育会

昭１５

AHC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

明治初頭に於ける

整備地方の初等教育

255
170

近藤恒次著

明治初期に於ける豐橋地方の初等教育

皇紀二千六百年記念

豐橋市教育會刊

255.1
170

序

明治維新は實に我國に於ける一大革新であつた。從つて諸制度の改廢は頻繁に行はれ、教育制度の如きも、其變遷の甚だしき、殆ど端睨すべからざるものがあつた。而もよく其間の事實を捕捉し、明治の初年よりその十二年まで、十二年間に亙りて、豐橋地方に於ける初等教育の來歷を詳にせるもの、即ち本書である。

自分も亦た先年聊豐橋地方に於ける文化の變遷を考究し、小著を公にしたことがあるが、實は筆を明治維新に擱き、其後の情勢に就ては何等觸る處がなかつた。

思ふに資料に乏しい上代の考究し難いことは言ふ迄もないが、それと同時に、餘りに資料に富める近代の研究も亦た決して容易の業ではない。所謂玉石相混淆し、複雜にして多岐なる資料を識別して、よく創作の功を致さむことは、寧ろ近世史に於てその然るを覺ゆる

のである。

本書を通覽するに、その根據とする處極めて確實なるのみならず推斷亦た頗る妥當なるを覺ゆる、蓋し得易からざるの良著となすべきである。甚だ僭越ながら、自分の僅かな經驗から推察するも、この書をこれ迄に仕上げられた著者の勞苦は、必ずや尋常一樣ではなかつたらうと思ふ。

この書は、其量に於て必ずしも大なりとは言はれぬが、其質に於ては、正に確實なる地方資料として長く傳へらるべきである。

ここに本書を上梓さるるに方り、教育會同人の需に應じ、所感を記して序文とする。

昭和十五年九月

大口喜六

序

何れの土地に於てもさうであるやうに、我が豐橋地方の鄕土資料は相當に豐富に保存せられてゐるが、さて明治初期のものと限定すれば、時代が若いにも拘らず案外その數の少いのに驚かされる。又特に其の中の初等教育に關するもののみといへば更に稀少であることは言を俟たない。今にしてこれを纏めておかなかつたならば、將來或は調査も不能となる懼れがある。

本會は夙にこゝに留意し畫策するところがあつたが、時恰も輝く皇紀二千六百年に當り、聖歲奉祝記念事業の一として本書を刊行することが出來たことは寔に欣快に堪へない。

本書の筆者はこの著述に心を傾けてより凡そ三ヶ年、教育の業の餘暇にその非凡の手腕で資料を豫期以上に搜出し、古老の經驗談をあますなく聽蒐め、且精密な實地踏査をも行つて資料の缺を補ひ、苦心研究の結果これを編まれたの

である。その間の努力は推察するに餘があるもので、敬服の外なく厚く謝意を表する次第である。

昭和十五年五月

豐橋市教育會長　福谷元次

目次

はしがき
第一章　「學制」頒布以前……二
第一節　藩内に於ける初等教育……二
イ　男子の教育
ロ　女子の教育
第二節　庶民間に於ける初等教育……三
明治初期に於ける豐橋地方寺子屋一覽表……一九
第三節　成章義塾の設立と其の意義……二八
第二章　「學制」頒布……三四
第一節　「學制」の内容……三〇
第二節　「學制」と豐橋地方……三三
第三章　「學制」頒布以後……三五

第一節　豐橋鄉學校……三五
第二節　豐橋義校……三九
第三節　學區の配置……四四
第四節　小學校の創設と其後……五三
第五節　小學校の概觀……六一
イ施設　ロ校則　ハ教科　ニ就學兒童　ホ等級及試驗
第六節　教師及び其の養成……七九
イ小學創始期の教員　ロ岡崎養成校　ハ豐橋養成分校　ニ豐橋養成分校以後
第七節　小學校の經營と學校世話方……九五
第八節　學區取締……一〇四
附錄
豐橋地方初等教育年表……一一二
豐橋地方小學校沿革表……卷末
大豐橋域內町村分合表……卷末

圖版

第一圖　明治初期教育功勞者
第二圖　時習館教授方辭令
第三圖　明治初期寺子屋習字手本
第四圖　筆子の建てたる寺子屋師匠の墓
第五圖　小學校建設願
第六圖　小學校教科書
第七圖　教授用掛圖
第八圖　下等小學卒業證書
第九圖　本多述と豐橋養成分校辭令
第十圖　豐橋養成分校卒業證書
第十一圖　吉屋學校定期試驗點數表
第十二圖　舊飽海學校校舍

第一圖　明治初期の教育功勞者

（上）兒島閑窓　（下）小久保彥十郎

明治初期に於ける豐橋地方の初等教育

近藤恒次

はしがき

明治時代の初等教育は、その制度變遷の上から大体六期に區分する事が出來る。即ち、第一期を「學制」頒布以前、第二期を「學制」頒布より「教育令」發布迄とし、「教育令」發布以後「小學校令」發布まで、それより「改正小學校令」發布迄を第三、第四期、次いで義務教育六ヶ年制實施までを第五期、以下を第六期とするものである。

今此處に述べようとするところは、右の中の第一期より第二期まで、年限から云ふと明治初年から同十二年迄に當り、この間に於ける我が豐橋地方の教育は、如何なる狀態に在つたかに就いて、之を詳にせんとするものである。

而してこゝに豐橋地方と云ふは、現在に於ける豐橋市の區域を指すが、當時にあつては、豐橋（吉田）を中心とした渥美郡の東北部及び之に接する寶飯、八名兩郡の一部に亙る區域であつた。[1] よつて自然所謂町方（豐橋街）、在方（鄉村）、との區別はあつたが、教育上に在つては大差のない狀態を示して居た。たゞ廢藩置縣以前に於ては、豐橋藩校時習館が特別なる位置を

占めて居たのである。

註（1）巻末「大豊橋町村分合表」参照。

第一章　學制頒布以前

「學制」頒布以前、未だ廢藩置縣の行はれざる時期に於ては、社會人は士、庶の二階級に分れ、德川時代のそれと全く趣を同うして、その間に極めて嚴格なる境界があつた。從つて教育に在つても、同樣に明に區別せられ、士は藩校時習館に、庶民は寺子屋に於て教育が施された。即ち此の時代の教育は、全く明治維新以前よりの延長と見るべきものであつた。

第一節　藩内に於ける初等教育

イ　男子の教育

豊橋(1)藩士の子弟の學問場たる藩校時習館は、云ふ迄もなく當時の八丁小路、現在の豊橋公會堂の建てる位置に設けられて居た。

寶暦二年、藩主松平信復の創立であつて、文學に飯野柏山、兵學に古野美福が教授の任に當つたが、爾來學規、施設、教授等に幾度もの變遷を經て、幕末慶應に至つた。今明治期に於ける時習館の初等教育を説くに當り、便宜上慶應時代の狀態より記す事とする。

豊橋藩士の子弟は、(2)八歳に至れば時習館に入り、素讀、手習、講釋、會讀、輪講の順序に依つて學問を爲した。素讀に用ふる書物は、時代により一定して居ないが、慶應の末に於て、十歳以下論語、十二歳以下孟子、十五六歳以下にては詩書と規定されて居た。

慶應二年十二月廿五日の藩の仰書に依ると、翌三年正月より次の如き割合にて教授する事が示されてゐる。

一、素讀　朝六ツ時ゟ五ツ半時迄
一、手習　夕八ツ時ゟ七ツ時迄
　素讀手習ゟ罷出候者行儀等掛リ之者嚴重可致世話事
一、講釋　四九之日夕七ツ時ゟ　内九日代講之事
一、會讀　七之日夕七ツ時ゟ
　但教方幷御役人以上、以下役所向ニ而も年若之者ハ罷出可申事
　教方ゟ稽古掛リ被仰付、教方御免ニ相成候者も會讀ゟハ急度罷出可申事
一、鎗劍　朝五ツ時ゟ九ツ時迄　但諸流打込之事
一、柔術　同　斷　但諸流打込之事
一、弓術　二七之日同斷　但諸流打込之事
　宅稽古之分
一、軍學、居合、三ツ道具、躾方、中炮睹、小目當睹
　右年ニ壹度ヅツ御中老衆御改之事
一、時習館諸稽古、五、十之日休日之事
一、每月御中老衆月並御改、朝五ツ時ゟ之事
　但御役人以上幷日勤之者ニ而も四拾歳以下之者ハ繰合可罷出事

右は、時習館に於ける學習に就いての全部であるが、所謂初等の學科としては、素讀、手習の二科と見るべきであらう。

この頃慶應三年五月末の調査に依れば、素讀の子供は六十九人あつた事が見えて居る。

尙當時の教授方は、掛リ役人二名、儒者四名、世話方三名、教方十一名、教方並三名があつたが、その氏名を列記すれば左の如くであつた。(3)

掛リ役人

高貳百五拾石　時習館學問掛手習掛兼奏者番格　松平八右衛門　勇一郎倅　三十八

八人扶持　使番　石川作之亟　作右工門子　三十九

儒者

貳拾貳人扶持　目付格　大田魯佐　才佐三男　七十三

八人扶持　役料貳人扶持中小姓格　小野侗之助　五十四

七人扶持　中小姓格　山本忠佐　定七子　四十六

貳人扶持　役料壹人扶持格式中小姓　大田成之進　魯佐子　三十五

世話方

拾五人扶持　馬廻　小池義一郎　一庵子　四十三

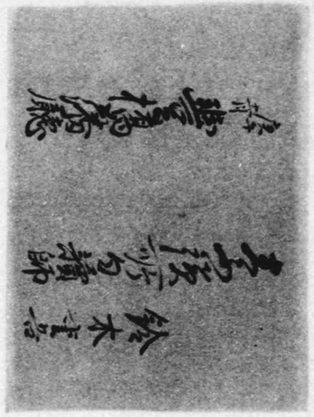

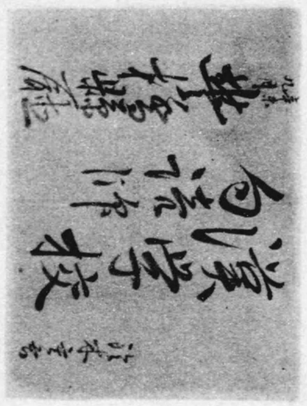

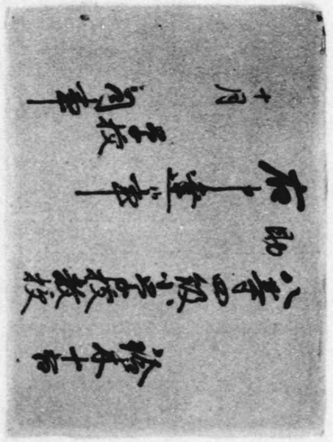

第二圖　時習館教授方令辭

三拾五俵　國學歌學有職之方心得衆時習館學問掛素讀教方時習館手習世話

中山彌助　故彌助孫　四十二

中小姓別段壹人扶持近習格

貳人扶持　時習館素讀世話

山本宗之進　忠佐子　廿一

教方

石川辨之進　井口貫七　染谷富之助　西村左內　北地良吉　松尾吉次

間淵俊次郎　鈴木百合吉　小野田秀若　鈴木友七　小野田由衛

同並

北原織之助　能勢文吾　遊佐增次郎

然るに右の中、大田魯佐（晴軒）は老齢且病身にて、此の時分は殆ど出講せず、息成之進（晴齋）の輔導をなすのみ。小野侗之助（湖山）は慶應四年五月教授を退き、同年十月徵士として召出されたが、翌明治二年二月再び歸藩した。中山彌助（繁樹）も慶應四年三月、京都在勤となつて時習館教授から拔け、維新後京都なる皇學所の句讀師に任ぜられた。

此の如く、明治維新直前の極めて僅かなる期間に、屢〻教授の更迭を見たのであつて、新に教授に任ぜられた者には、(4)兒島閑窓、小野亥之吉（正弘）、關根錄三郎（痴堂）等があつた。

時習館の組織は、慶應三年に於て、上述の教授方の外に二名の文武取締あり、之によつて統括せられて居たが、同四年五月十五日、

今般御一新ニ付而ゝ御家ニ而も御政体御變革被仰出、諸職分局總裁被置候間、銘ミ其職掌ヲ專持シ、是迄之舊弊ヲ一洗シテ論美事良法ハ其儘据置、每事無因循簡易便宜ヲ主トシ處置可致候。就而者役ミ格外之黜陟可有之候間、此段相心得可申候。

との御達出で、學事に就いても次の如く變革があつた。

學問懸　算術方
學事總裁正　手習世話
副　――　督　學　――　教　授
儒　者　社　長

而して此の時は、總裁西村治右衛門、副總裁倉垣主鈴のみが記錄され、他は明でない。乍然妙円寺なる大田成齋の墓誌に據ると、「嘉永三年爲藩學時習館教授明治元年督學」とあつて、成齋の督學たりし事が知られる。

かくして愈〻慶應四年九月、明治と改元された。仝年十月四日、時習館内にかねて新築中であつた漢學寮（一般に學寮と稱した）が竣功した。之は既に五月、藩主信古により設けられて居たが、學寮普請中は、從來の時習館での諸教授を大書院及び手習所に移し、その跡に於て授業を爲して來たのである。

學寮設立の主旨は、「從前經義ハ考證學主張ノ處、右學ハ操行持節ノ理ニ暗ク、人材教養ハ勿論、士大夫ニ益ナキヲ以テ、爾來ハ心理學ヲ主張シ人倫ヲ明ニスルノ道ヲ教授シ、且ツ歷史ハ專一兩通鑑易知錄通鑑攬要等其外治亂ノ據ル所ヲ明ラカニシ世事ニ益アルノ書ヲ誦讀セシメ、人材發達ノ道ヲ開カン。」と云ふのであつた。時習館の學風は、創立者信復の師三浦竹溪を始め初代教授飯野柏山以來徂徠派であつたが、文政二年考證學の大家大田錦城吉田に來るに及び、一變して考證學と成り、以後錦城の子晴軒、其の孫晴齋、西岡牽園、山本謙齋等、教授に當る者何れも錦城の教を受け、又其の流を汲まざるはなかつた。依つて此處に漢學寮を設けて考證學の弊風を正し、以て新時代に備へようとしたのであつて、正に時習館の一大變革であつた。

今般學寮御取建相成、以來拾三四歲相成候得ゝ入寮被仰付候儀ニ付、右年齡迄ニ素讀手習略出來不申候而ゝ御主意に相觸れ候ニ付、手習懸之者一同每朝五ツ時ゟ罷出、九ツ時迄兩樣教授致候へ共、半日之業ニ而ハ容易ニ行屆兼可申候。教授方者心配致候間、親兄弟之内ニ無油斷子弟ゟ申付精ニ勉强可爲致候。

學寮が設けられてからは、恰も學寮へ入る前の準備的教育の如くに成つた素讀、手習を、此の如く藩では大に奬勵して初等教育の振興を圖つたが、その實績は余り擧らなかつたと思しく、明治二年正月に至つて、

一昨年中文學之義ニ付而ハ更に仰出も有之學寮御建ニ相成專ら世話被爲在、尤素讀を爲濟入寮爲致度與之御趣ニて候。然共素讀生之進歩捗取兼候間、今一ト際素讀之者入精爲致度思召ニ付、明廿七日ゟ別ニ復讀之課を御立被成、每日八ツ時ゟ七時迄復讀教授之者館中へ相詰候樣被仰付候間、右刻限之中屹度罷出復讀可致候。就而ハ復讀ハ不申及、每朝素讀手習聊無懈怠入精欠席無之樣親〻ゟ嚴重可申。此已後素讀手習復讀等欠席有之候ハヽ、親〻ゟ嚴く御沙汰有之候間、銘〻文學御引立之御趣意を厚く体認仕、子供ゟ屹度御申付可有之候已上。

と云ふ嚴重なる諭告が大監察寮より出て居る。こゝに於て、素讀手習の時間は、

手習並ニ素讀　五ツ（午前八時）――九ツ（正　午）
復　讀　八ツ（午後二時）――七ツ（午後四時）

と成り、都合六時間授業が行はれたのである。

明治二年六月、府藩縣三治の制が布かれ、吉田藩は豐橋藩と改められるや、又々藩内諸制に改革が行はれた。學事に關しては次の如くである。

學校局

一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等
總轄	副總轄	副總轄補	學校管事 一等教授	學校管事補 二等教授	用度方兼醫生 三等教授	用度方補 書工	同　附屬	徒　卒

右の等級は俸祿を示すものである。即ち豐橋藩内諸機關は此の時に於て、執政、學校、民政、會計、軍務、城番、刑法、監察、内務の九局に分たれたが、その各局を九等位としたのであつて、實際には各等を更に五級に分つて居た。此の俸祿等級は

翌明治三年十一月迄行はれた。

更に又同年十一月、西村治右衛門、和田理兵衛が大參事に任ぜられ、學校方にては、

藤本平内　兼公務學校司事

小野侗翁　學校司事兼督學　（注、任權少參事役祿百廿俵）

と官令集に記してある。正に文字通りの朝令暮改と云ふべく、維新直後の慌しさが明瞭に看取される。此の時大田晴軒が隱居し、この前後に兒島閑窓が學校大錄事兼一等教授に任ぜられた。

右の如き變轉當ならぬ時習館の模樣を覗ふ一資料として、明治三年四月朔日、(ママ)山本謙齋が藩當局へ提出した意見書を掲げる。彼は當時五等四級（六拾俵）の漢學二等教授であつた。

乍(ママ)恐奉申上候。當御藩に於て學問御世話隨分被遊候樣に御座候得共、其實は未御行屆と申ニハ無之と奉存候。其故いかにと申候に、小學校ニ而子供素讀を受け、學寮ニ而學生學問を勵み候と申共、それは後來之人材を造り候譯ニ而、方今之間に逢不申候。眼前要路に列り諸事取斗候者共一同極めて不學ニ而、甚しく申候へば御布告之書も解し兼候位之者過半に候。左スレバ萬事因循苟且之譯ニ而、他へ應對等仕候へバ恥入候斗ニ候。因而愚考仕候ニ、矢張以前之通學校ニ而六ヶ日位之講釋御建、御上ゟして大小參事以下之者共罷出、聽聞爲仕候樣致度奉存候。左候ハヾ追々人倫五常之道も辨へ、大間違は生し間敷哉與奉存候（以下略）。

之は如何にも嚴しき言であつた。殊に藩中諸役の者を捉へて、「御布告之書も解し兼候位之者過半に候」とは、甚だ言葉に過ぎたるように思はれるが、一面謙齋をしてかく言はしめた根據は、相當にあつたものと想像するに難くないのである。而して此處に、「小學校にて素讀を受け學寮にて學生學問を勵み候」とある一節は極めて注意を要する。之に就いて藩士山本德(アツシ)の日記中明治三年の項に、

八月二日、小學校教授ゟ當分罷出候樣と理事局ニ而藤本平內申達候。

十二月二日、藩廳ニ而松井權大參事御渡候書付左之通、

素讀所句讀師助

庚午十二月　　藩　廳

山本德

とあれば、小學校とは稱するも正しくは素讀所と云ふべきもの、如くに思はるゝが、又後年（明治六年）豐麻學校（下地學校の前身）建設願に記されたる教員小野田孝吾の履歷書中には、

元豐橋縣　素讀所句讀師　明治巳年十一月ヨリ同三年十月迄勤務

同縣　小學校教授　明治三年十月ヨリ同四年十一月迄勤務

と見えて、明かに其の推移を示して居る。ともあれ明治三年の頃に於て、時習館內に小學校なる名目出で、以後此の名稱の下に初等教育が行はれた事が知られるのである。

入學に關しては、山本謙齋が五男元吉に關して記せる日記に詳である。

（明治三年）正月十七日ゟ小學校ゟ差出候ニ付、十五日兒島閑窓、中川千十郎方へ我（謙齋）行て賴み、十六日坎次郎（謙齋の次男）ニ召連させ、右兩家と庄司源兵衛とへ行かせ、兒島ゟ肴五百文を遣申候。

束脩、謝儀は無かつたとの事であるから、右の肴五百文と云ふのは手土產の意でもあらうか。

學課は云ふ迄もなく手習、素讀であつたが、之を終へると既述の如く教官の見込を以て學寮へ入らしめた。

五月廿三日、於御用所左之通被仰渡。

其方事次男坎次郎儀於此表學問修業被仰付修業中壹人扶持被下之。

同廿六日ゟ入寮申候（謙齋二男、坎次郎）

即ち入寮生は、修業中壹人扶持を頂戴するが、尚別に一年に二度盆暮に壹食料として白米を頂いた。

七月十二日、學寮書食料三斗五升五合八勺八才弐毛被下候。

十二月廿八日、學寮晝食料二斗八升八合二勺三才被下候。

學寮は六ヶ舍に分れ、寮生學力の進否を考察して次第に上位に進ましめ、第一の舍に至れば教官はその最も優れたる者を選び、各科研究の爲に諸國に遊學せしめた。明治三年より廢藩迄に、藩費を以て遊學せしめた者は、洋學東京へ十四人、和學西京へ一人、兵學大阪へ二人、其外十九人であつた。

此の頃の教授間の動靜は如何と云ふに、

學校も我を棄て、小野侗翁、關根錄三郎等之詩人のみに委任し、大田成之(11)をも小學校へのみ用ふる抔、何之事といふを知らず。極めて可笑之至也(10)。

との狀態であつた。之にて謙齋は既に此の時職を退き、教授中最も古參の大田成之は小學校の素讀のみに出て居た事が判る。尚兒島閑窓が學事に於ける最高の地位にあつたと云ふが、之は前に述べた入校の狀況に徴しても頷れるであらう。其他にも學寮、小學校の教授方は相當に在つた筈であるが、屢〻行はれた職制の改革と共に、人事の異動も少くなかつたので、甚だ明瞭を欠くのである(12)。

考査（當時は御改と稱した）は、小學校に於ては適宜御中老衆の見分あり、然る上に褒美が出た。

九月十九日、素讀御改ニ出て論語三を讀み、十一月十四日手習御改ニ出候。皆御中老衆之月並也（謙齋四男、定吉）。

十二月廿日、素讀手習ニ而御菓子一包宛被下候 窓之月五ツ、。同廿七日、素讀ニ而廣紙九帖、手習ニ而弐朱被下候。松之雪五

（謙齋五男、元吉）

而して學寮にては春秋二季に行はれ、其の際には藩主必ず臨校あり、詩文の題を與へて之が答案を作らしめたと云ふ。行事としては、毎年正月九日に會初、春秋二季には釋奠祭が行はれた。

尚明治三年八月、皇學寮が設けられた事を附記する。時習館とは別であつたが、教授は便宜上時習館の一部と、西町の皇學寮代とに於て行はれた。恐らく館内學寮に相對するものであつた。其の内容に就いては羽田野敬雄の記せる「豐橋藩皇學開校次第」に詳である。

以上大体末期時習館に就いて述べたが、藩士の子弟は必ずしも總てが時習館へ通つた譯ではなかつた。即ち東組(13)、西組と稱する徒卒の子弟は、輕輩なるが故に一般藩士と區別せられ、時習館へ入る事を許されずして、藩内有識者（主として時習館教授方）の私宅教授を行へる所へ通つた。之等は庶民と同樣寺子屋流の教育を受けたのである。

註（1）未だ吉田藩なれど、便宜上かく統一する。

（2）慶應二年十一月十四日の御觸書に、「致素讀候年齡以來八才ゟ十八才迄は乞度差出可事」とあるによる。

（3）山本謙齋誌「三萬功記」。

（4）兒島閑窓は單に時習館のみならず、其の後と雖尚當地方教育界とは淺からざる關係がある。依つて次に略歷を記す。

彼は吉田藩士兒島忠恕の長子にして、文政十一年八月、江戸に於て生れた。名を義和、通稱を七五郎と云ひ、閑窓と號した。始め荻原綠野の門に入り、後昌平黌に學んだが、嘉永六年十一月、藩主信古に召されて歸藩、扈從役より近習に轉じ、更に御用役兼奥年寄と爲り、藩政を輔佐した。而して明治二年十月、時習館大錄事兼一等教授に任ぜられ、藩校教授の任に當つた事は後述の如くである。廢藩後は敢て世に出づるを欲せず、專ら鄉黨の教育を以て己が任となし、當地方小學校教師、學區取締等を勤め、晩年には豐橋壽常中學時習館の講師として教育の事に從つたのであるが、明治四十年六月五日、八十歳にて歿した。大口喜六著「國史上より見たる豐橋地方」六四六、七〇二、七五三、七七三、八〇二頁參照。

（5）「日本教育史資料」卷壹、一四四頁。

（6）「豐橋藩職制便覽」。

（7）山本謙齋、名は忠佐、恕軒と號す。天保十四年、二十二にして時習館講釋方と爲り、嘉永三年七月儒者を仰付られ、西岡翠園に代つて學頭となつたが、安政三年、事に依り時習館御構、新居詰に移された。慶應三年、再び歸藩して時習館教授方に任ぜられ、明

治三年致仕した。明治八年七月歿、享年五十四。

(8) 前出「三萬功記」。

(9) 「日本教育史資料」巻壹、一四五頁。

(10) 山本謙齋記「海内夢見錄」。

(11) 大田晴軒は天保四年十月十九日、吉田藩儒大田晴軒の長子として生れた。即ち大田錦城の孫に當る。幼名成之進、諱成之、晴齋はその號である。嘉永三年、時習館の教授となり、廢藩後は各地の小學校教師、中學校教諭を歷任、明治三十年三月歿した。享年六十五。清水町妙圓寺に授業門人の建立せる碑がある。

(12) 「愛知縣史」第三巻七九頁には、明治三年に於て文武合せて六十九名と記す。

(13) 大口喜六氏著「國史上より見たる豐橋地方」八一〇頁參照。

ロ　女子の教育

右に述べた所は豐橋藩士の子弟に就いてゞあるが、然らば女子の教育は如何であつたか。幕末に於ては、藩内の岩上登波子金井氏女滿知子、中川氏女玉江等の名を、[1]本居大平門人錄中に見出すが、一般には女子の教育は極めて等閑視されて居た。之は男子の時習館に於けるが如き統一的な教育機關が無かつたのに依ると云ふよりも、寧ろ教育そのものに關心を持たなかつたのである。

此の風潮は、當然明治の時代に至るも尙引繼がれて、八、九才にも成れば手習、讀書をはじめ、又琴、三味線の類を習はせやゝ長ずれば裁縫の業を習得せしめると云ふ程度であつた。而して之等は、其の家庭に於て行はれるか、藩士の母、又は妻にして才能ある者に就かしめたのである、次にその一班を知る例として、山本謙齋の「諸子錄」中より、二女れんに關する部分を抄出する。(括弧内は著者註)

正月十七日(明治三年、時に八歳)ゟ家ニ而手習をいたさせ候。手本へけい(姉也)之古手本ニ而也。

三月十三日、塚本增右衛門妻ゟ入門し、三味線を習ハせ候。妻召連て行。貳朱之菓子一箱ニ壹朱之肴遣申候。

正月廿五日(明治四年、九歳)、本多隆多母ゟ手習入門し、廿六日ゟ行候。金貳朱ニ壹朱肴、窓之月(菓子名)壹朱分を持參し手習子ゟ松之雪(菓子名)壹朱遣候。

正月廿日(明治五年、十歳)、れん、塚本夫妻に誘ハれ、横須賀村山田新五郎方へ行。三味線子供皆具し大勢也。朝四ツニ出、夜六半ニ歸候(思ふに遠足なるべし)。

此後間もなく、れんは三味線の稽古を止め、本多方にて手習の傍、縫針を習ひ初めて居るが、多くは此の如き狀態であつたのであらう。而して手習とは云ふも、時々は讀書もしたのであるが、其の書物としては、女今川、女大學、都路往來等を不規則に教へられたに過ぎなかつた。[2]

要するに明治初年の豐橋藩の教育は(明治以前も同樣であるが)、全く男子にのみ限られて、女子のそれは殆ど沒却されて居たのである。

註 (1) 「本居全集」首巻、藤垣内翁略年譜附錄。

(2) 關根錄三郎の母の許へ通ひし富田みね女の談に依る。當時關根氏宅は餌指町に在り、女の筆子十名内外ありしと云ふ。

第二節　庶民間に於ける初等教育

豐橋藩士の子弟が時習館に於て教育を受けたに對し、庶民の子弟は所謂寺子屋の教育を受けたのである。時習館の規條中には、一般庶民の子弟の入學を禁ずるが如き箇條は見出されぬが、恐らく從來の習慣が然らしめたものであらう。

[1]さて寺子屋とは如何なる所かと云ふに、一口に寺子屋と云ふも、必ずしも寺院に於けるものゝみを指すのでなく、民間子弟を教育する場所を總稱して斯は云つたものである。之に對して教授者を師匠、此處に通ふ子供を筆子と唱へた。

寺子屋師匠を爲すには、特定の資格を必要としなかつた。神宮、僧侶、町人、百姓等、職業の何たるを問はず、土地相應に學識あり、書をよくする者が、任意に寺子屋を開いたのであるが、當地方の實際狀態は、他地方と同樣に僧侶が最も多く、寺子屋總數の約五〇%に及んだのであつた（別項寺子屋一覽表參照）。之は僧侶が啻に文字多きのみならず、信仰上の關係と、廣き堂宇を有して多人數を收容するに適當であつたからであらう。而して之等寺子屋師匠は、何れも本業の傍に行つたもので、當地方に於て寺子屋を以て生計を立てた者は殆どなかつた。たゞ談合宮の神官平石鼎（通稱丹波）は、維新の際其の職を辭し、以後は全く寺子屋を以て業としたのであるから、唯一の職業的寺子屋と目されるのである。又多くは一代の經營に終つたのであるが、中には羽田村の淨慈院、牟呂村の牧野一家、牛川村の正円寺、正太寺等の如く、數代相承けて明治に迄及んで居るものもあつたのである。

子弟就學の狀況は、所により多少の相違はあつたが、大体七、八才に至れば男女の別なく附近の寺子屋に上つた。此の入學を寺入、又は登山と唱へた。男子が主で、[2]女子は比較的少なかつたらしい。

入門は、概ね正月の十一日又は二月の初午の日を以てし、手習道具を入れた文庫と机とを持參した。其の際、束脩、或は扇子料と稱して多少の金錢を師匠に贈るのであつたが、素より其の額は定つたものでなく、大体に於て金壹朱から鳥目三百文位、各自の家相應のものであつた　又金錢でなく、赤飯、菓子の類を贈る者もあつた。

かくして入門し、日々稽古に通ふのであつたが、謝儀即ち授業料は一年間に凡そ二度、盆暮に束脩と同額位の金員を贈つた。[3]中柴の正行院の例に依ると、その節には壹朱内外を包んで行き、一同師匠の前に並んで、「今日は御目出度う御座居ます。」と云つて扇子に載せて差出すと、師匠が、「御大儀に御座居ます。」と答へて受取り、扇子を閉ぢて返して呉れる習慣であつたと云ふ。

「教科目は、讀み、書き、算盤と普通には云はれるが、しかし大部分の寺子屋に在つては習字が主で、讀書は從であつた。算盤に至つては、之を併せ教へた所も無い譯ではなかつたが、其の數は極めて少く、多くは別に算盤として學んだのであつた。

手習は、師匠の許へ半紙を持參して一枚宛手本を書いて貰ひ、之を草紙に臨書するのであつた。これは寺子屋に依り、又町方、在方により多少の差はあるが、[4]船町の大口喜園の寺子屋に於ては、先づ「いろは」に始まり、次で「町付」、「村付」、「町内名付」、「國盡」の順序で行はれたようである。「町付」は船町、田町、坂下町、上傳馬町の如く町名を集め記したもの、「村付」は舊吉田領中豐橋近邊の村落名、小池、花ケ崎、佐藤、飯村等を列擧して居り、「町内名付」は其の寺子屋附近の人々の名前、彌八、長吉、佐平の類を蒐め擧げてある。而して次に日本中の國名を連ねた「國盡」を習ふのであるが、是迄に於て寺子屋課程凡そ四箇年の内、三年目の中程迄かゝるのが普通であつたらしい。乍然、以上にて當豐橋地方の地理的に有用なる文字は、大体習ひ終へたのである。」

右の後に學ぶのは、「是非短歌」であつた。之は筆子の心得を歌の体に爲したるもので、修身的教材をも兼ねて居た。次に其の全文を掲げる。

手習の兒童たしなむへき道は、先机をは直におき、硯の水を八合に、墨順逆に摺なかし、筆を持手は和らかに、肘を浮て心をは、しつめ手本に向ひつゝ、字毎〳〵（マヽ）に偏傍（ツクリ）、沓冠の居（マヽ）へ所、遲速の拍子浮沈、廣狹大小長短も、其相應を考へて、文字勢を強く書、墨の移を心得て、一字たりとも合點し、手本に似て學ふへし。斯のことときの輩は、十年疎意の學よりも、わつか一年眞實の、德は拔群手そあかり、また名も揚るものそかし。されは手習無器用の、賤しかるへき輩は、まつ手習を嫌ふなり。父母の世話のみ蒙りて、衣裳を穢し徒に、顏や手足に垢をつけ、髮をも結はす假初にも、障子腰張器物、見附次第に落書し、有とあらゆるわやくをは、我第一と勵みつゝ、月日のたつに程もなく、早幾年の手ならひに、一字一點知らされは、師匠の名をも汚しける哉。

而して此の「是非短歌」の邊迄は、男女共に同じ課程を經て來るが、是より後になれば、男子は「商賣往來」、女子は「都路往來」などに區別された。「商賣往來」は、商人に必要なる、兩替、度量衡、織物、染物、金物、水產物、農產物等、其外あらゆる文字を網羅し、且漢字のみではあるが文章らしく纒めてあつて、商人の子弟が之を習ひ終へれば萬事通用したもので

あつた。其の最初の部分を抄出すれば左の如くである。

凡商賣持扱文字、員數取遣之日記證文註文請取質入算用帳目錄仕切之覺也。先兩替之金子、大判小判壹歩貳朱金位品多所謂南鐐上銀子丁豆板灰吹等、考質與本手貫目分厘毛拂迄以天秤分銅無相違割符可令賣買也。雜穀、粳糯早稻晩稻古米新米麥大豆小豆大角豆蕎麥粟黍稗胡麻荏菜種。廻船數艘積登問屋之藏入置聞合値段相場不殘於賣拂者運賃水上口錢指引相究都合勘利潤之程出入之有樣失者可辨之。譬味噌酒酢醬油麴油蠟燭紙墨筆等此外絹布之類金襴繻子緞子紗綾縮緬綸子羽二重北絹天鵞絨羅紗猩々緋羅背板毛氈兜羅綿端物麁物仕立物古手眞綿摘綿木綿麻苧紬肩衣袴羽織同紐袷單物帷子夜着蒲團

（以下略）。

又女子の「都路往來」は、「都路はいそちあまりにみつの宿、時得て咲や江戸の華、波靜なる品川や、頓て越くる川崎の、軒端ならふる神奈川は、はや程ヶ谷のほともなく、暮や戸塚にやとるらん。」と書出して、東海道の宿々を順次經上り、「群たる鳥の水口に、にこらぬ末の石部とよ、四方は翠の草津分、實にも守りの大津とは、花の錦の九重のそら。」と結ぶ。

師匠の呉れる手本は、之等の文字が一行に五字位宛五行に美濃紙へ書いてあり、それが「商賣往來」のみでも四五十枚もあつたのであるから、筆子にとつては相當の努力が必要であつたのである。

寺子屋の課程は、大体「商賣往來」を以て終りとしたが、全部が必ずしも此の如き順序に行はれたものではなかつたらしい。外にも「大和往來」、「實語教」、「通俗文章」、「消息往來」等種々なるものが用ひられた。而して更に此の上學ぶと云へば「庭訓往來」があつたが、之を習つた者は甚だ稀であつたと云はれる。

習字の流儀は德川時代よりの傳統で、御家流が最も多かつた事は云ふ迄もなく、僅かに狹山流、大橋流なども行はれた。前述の大口喜園は狹山流であつたのである。

「讀書に就いて云へば、寧ろ文字の讀方と云ふ方が妥當であつた。まとまつた書物を讀むのではなく、習字の際手本の文字に就いて教へられるに過ぎず、二年目又は三年目頃より特志の者のみが別に讀書を授けられた。それも多くは一枚宛渡される習

平石　鼎（談合宮）筆「町内名付」

平石　鼎（談合宮）筆「町付」

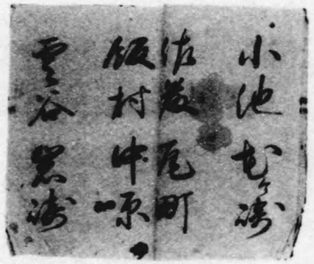

大口喜園（船町）筆「村付」

大口喜園（船町）筆「千字文」

田中此面（本町）筆「是非短歌」

近藤龜藏（小濱村）筆「消息往來」

第三圖　明治初期寺子屋習字手本

字の手本を順次綴り合はせ、一冊にまとめて書物となし、時を定めて誦讀したのである。云はゞ同一の教材を以て讀みもし、書きもした譯であるが、「實語教」、「童子教」の如き寺子屋特有の讀物は、之を習字教材に使用せぬ所でも概ね用ひた。

又「古狀揃」、「今川狀」、「腰越狀」等を誦讀せしめた所もあつた。

讀書の方法は素讀のみで、講義に及ぶことは全くなかつた。師匠の前に一人宛出て、一字々々を辿りつゝ讀方を教へられたのである。故に意義は分らずとも文字を暗んじ、文字は分らずとも言葉のみを覺えて居る有様であつたと云ふ。

算盤は前述の如く、寺子屋に於て習字讀書に併せ教へられた者も幾分はあつたが、多くは寺子屋の課程を濟まして後、別に近所の比較的熟達せる人々に頼んで教を受ける程度であつた。中には全く算盤のみの寺子屋へ通つた者もあつた。算盤のみを教へる寺子屋として最も著名なものに、(6)彦坂菊作の秀文堂(新錢町)があつた。而して秀文堂には、一般筆子の外、深く算法研究の爲に通つた者も少くなく、之等の人々の中には寺子屋と云ふ程でなくとも近隣の依頼に應じて子供に算盤を教へた者が相當にあつたのである。

算盤には特に定められた寺子用の教科書の如きものはなかつた。しかし教師用として、「塵劫記」の類を用ひた所は幾分あつたと聞く。而して大部分の筆子は八算、見一迄で終り、開平、開立、相場割に迄及んだ者は極めて少かつたのである。

「以上述べた所が寺子屋教授の概略であるが、何にせよ朝五ツから夕七ツ迄(即ち午前八時から午後四時迄。之は各寺子屋一律ではないが、此の如き所が最も多い。)の長時間に於て、殆ど手習に終始するのであるから、其の單調なる事云ふべくもなく、惡戲、口論など相當に行はれ、習ふと云ふよりも寧ろ遊ぶ方が多かつたのである。此の點渡邊崋山が、「一掃百態」の中に畫いた寺子屋の圖は、時代も違ひ、場所も異つては居るが、其の樣子を覗ふには誠に好個の資料であると思はれる。

寺子屋の行事として各所に行はれたものに、古來學問修業の守護神として崇められる菅原道眞公を祭神とした天神講があつた。月の廿五日、祭禮の日を以て之を行つたのであるが、寺子屋の床の間に菅公の畫像を掛け、神酒、赤飯、菓子の類を供へて一同天神經を讀み、然る後御供物を頒ち頂いたものであつた。而して當日筆子等は、「千字文」中の文字を四字宛一枚の紙に

清書し、之を手習場の四方に貼り廻したのである。

又七夕祭も、何處の寺子屋にても行はれた。即ち師匠に七夕の詩歌の手本を貰ひ、短冊形の紙に書いて笹に吊し、種々供物をして御祭りしたのであるが、豐橋の町方の寺子連にとつては、祭り終つて後の笹流しが最も期待されるものであつた。筆子等は何れも法被腹掛の揃の服裝をなし、先頭には七夕を祭つた二本の笹を雇人に擔がせ、次に笛、小太鼓を持つ年長の筆子が續き、其の後に殘りの筆子全部が、何れも手拍子賑々しく道囃子をしつゝ、街を練歩いて豐川へと向つたのである。而して斯の如き行列が、相前後して幾組も豐川へと練りこみ、之を見物する人々も甚だ多かつた。此の日は、子供等は全くの御祭り氣分で、四五十文もの小遣錢を貰ひ、大に騒ぎ廻つたと云ふ事である。

最後に、師匠と筆子との關係が、如何に圓滿にして美しいものであつたかを特記しなければならない。筆子等は、師匠を父の如く、母の如くに敬ひ、寺子屋そのものが一の家庭であつた。師家の慶弔禍福に際しては、直に訪ねて之を祝ひ、又慰めたのである。凡そ珍らしい物、尊い物を得た場合は、先づ御初穗として神佛に供へ、次には必ず師の家に贈るを例とした。既に寺子屋の課程を終へた青年、成年の者と雖、時々は師宅に立寄つて處世上の指導を受け、又事あれば概ね師匠の意見を聞いて之を定めると云ふ風習であつた。筆子等の手に依つて建てられた立派なる寺子屋師匠の墓が、當地方に數多く殘つて居るのは、筆子が師恩に酬ゆる眞心の一端であり、(6)明治二年七月に歿した大崎村辻村淡路の筆子三十餘名が、遙か年經た大正六年三月に、故師の五十年祭を嚴かに營んだ事など、尊師の美風が如何に深く、且つ廣く存して居たかをしみじみと感ぜしめられるのである。

註 (1) 乙竹博士著「日本教育史の研究」第一輯、第九篇、寺子屋語誌の項參照。
(2) 女子のみの特殊な寺子屋としては、中柴に久保田和助があつた(寺子屋表參照)。
(3) 故大塚孫八翁の遺話による。
(4) 大口喜園の寺子屋に關しては、主として佐藤又八翁の御示教による。

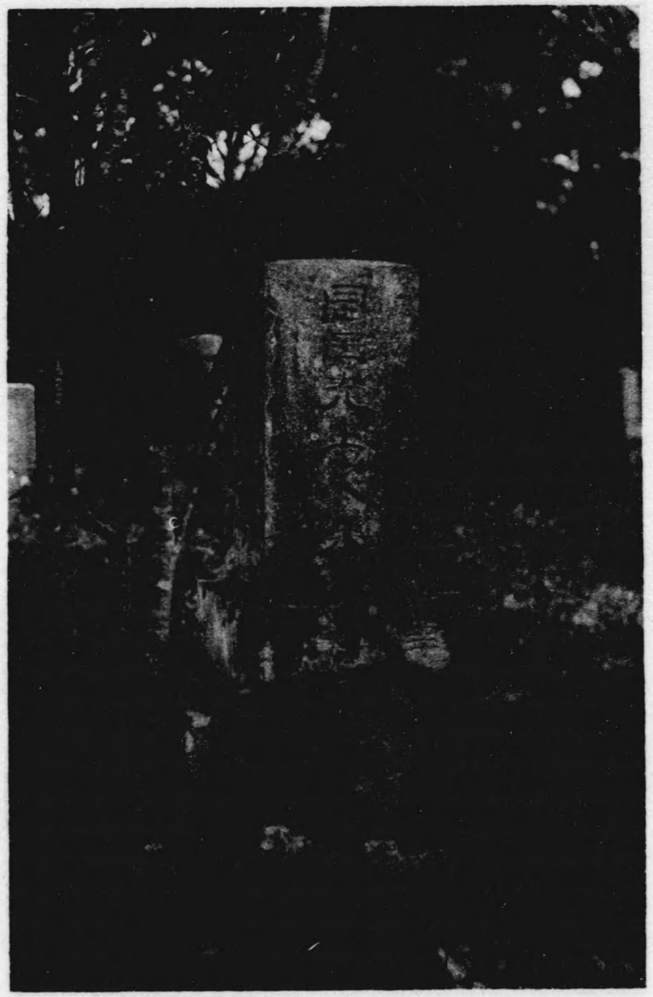

第四圖　筆子の建てたる寺子屋師匠の墓

（本圖は佐藤町共同墓地に於ける岡田兵吉の墓）

(5) 三上義夫氏述「彦坂範善事蹟」（豐橋教育會刊）參照。

(6) 筆子の建てたる師匠の墓は、明治以前に建立せるものも少くないが、明治維新以後のものにして管見の及ぶ所、其の數二十基に余る（寺子屋表參照）。

明治初期に於ける豐橋地方寺子屋一覽表

本表は、明治維新前より明治初年迄繼續せられた當地方の寺子屋に就き鋭意調査し、大体「日本教育史資料」の形式に倣つて作製したものであるが、殆ど全部が同書未載である。

名稱	身分	學科	廢止年度	常時生徒數	常時教師數	所在	備考
大口喜右衛門（喜園）	商	讀習算	明五	五〇	一	船町	藥種商、西岡翠園門人。十七才にて寺子屋を始め、廢止迄の筆子の數三百余名。明治九年三月、六十三才にて歿す。明治十六年、筆子の建てたる墓、賢養院にあり。
朝倉總記	神主	讀習	明五	四五	一	船町	湊町神明社の神官。數代相續きて寺子屋を開く。廢止と同時に鄕校西校となる。
興德寺	僧	讀習	明四	八	一	天王町	住職素行治まらず、寺を出でたるにより止むと云ふ。
稱名院	僧	讀習	明五	一五	一	西町	古くより寺子屋を開き、文政六年十一月、筆子の建てたる辨亮和尙の墓、安政元年十一月に筆子の建てたる滿山和尙の墓あり。
田中宜厚	神主	讀習	明六	八	一	本町	御輿休町素盞嗚神社（牛頭天王）の神主。名は此面、號を雁峯と云ひ、俳諧を好めり。明治十八年三月歿、享年五十一。

願成寺	僧	習讀	明五	一五〇	一	指笠町	住職禰澤源隆開く。源隆甚だ人望あり、當地方寺子屋中最も盛大を極む。寺子屋廢止と同時に鄉校北校となる。源隆、明治十一年に歿す。此寺今東田に移る。
秀文堂（彦坂菊作）	士商	算讀習	明一二	五〇	一	新錢町	入門の者を初、中、高等の三科に分ち教ふ。菊作、明治十二年一月歿す。享年七十七。當地方算學は菊作に負ふ所甚だ多し。門人の建てたる碑、龍拈寺に在り。
金剛寺	僧	習讀	明五	四〇	一	清水町	寺子屋廢止と共に鄉校南校となる。此寺、今廢寺となりて無し。
神宮寺	僧	習讀	明五	四〇	一	紺屋町	天保頃住職小久保良傳開く。良傳は本寺第十七世にして、明治八年十一月歿す。
織田太惣太	町	習讀算	明五	三〇	一	手間町	畫家恩田石巢の婿子、華道の名家心應軒三省の孫に當る。始め曲尺手町に住し、後手間町に移る。華道にすぐれ、佛を好む。
湖南拙庵	醫	習讀	明五	一五	一	曲尺手町	父子二代に亙つて筆子をとり、共に拙庵と唱ふ。二代目拙庵當時當地民間第一の博學と稱せられしも、明治五年七月急逝す。享年三十二。
花谷院	僧	習讀	明五	五〇	一	中世古	寺子屋廢止と共に鄉校東校となる。
平石鼎	町	習讀	明五	四〇	一	談合宮	談合宮神主を勤め、丹波と稱せしが、維新の際止めて寺子屋を業とせり。明治十六年、五十六才にて歿す。
林佐一	町	算讀習	明五	一八	一	下モ町	明治四十五年四月歿す。享年七十六才。
小島彥七	士	習讀	明五	二〇	一	八丁	豐橋藩徒卒の子弟多し。寺子屋廢止後、彥七は鄉校北校（願成寺）の教師となる。
鈴木友七	士	習讀	明六	二五	一	旭	豐橋藩徒卒の子弟、町方にては西新町、旭町方面の者多く通ふ。
市川多賀作	士	讀習	明六	二〇	一	旭	町方の筆子少く、仁連木方面の在方の者多し。寺子屋廢止後八名郡和田學校教師となる。

青龍寺	僧	習讀	明六	一五	一	飽海	古くより寺子屋を始めしと見え、文化十一年十二月筆子の建立せる觀音院靜賢の墓、嘉永五年十月筆子の建立せる實相院古道の墓あり。
正行院	僧	讀習	明六	二〇	一	中柴	中柴及び松山の一部の者通へりと。此の寺今廢寺となりて無し。
久保田和助	商	習讀	明六	一〇	一	中柴	維新頃より自分の娘を教へ初めたるに、自然その友達など來はじめ、女子のみの寺子屋となれり。
正林寺	僧	習讀	明六	二〇	一	花ヶ崎	古くより開きしものと思しく、文久三年七月筆子の建てし祖田靈苗和尙の墓あり。
松蔭學舍（羽田野敬雄）	神主	讀習	明六	六	一	羽田	舍主羽田野敬雄は羽田八幡宮の祠官にて、開えたる國學者也「手習門人姓名錄」に依れば、文政九年より明治六年廢止迄に八十一名を教ふ。明治十五年六月歿、享年八十五。
淨慈院	僧	習讀	明六	五七	一	羽田	文化頃開く。明治初年の住持山澄覺神。筆子の數のこと、「多聞山日誌」明治十五年の項に見ゆ。明治六年十月に至り本院内に幡太學校設けらる。
清源寺	僧	習讀	明五	一五	一	羽田	知順和尙開くと云ふ。
壽泉寺	僧	習讀	明六	三〇	一	瓦町	天保年中聖翁和尙開く。和尙、明治三年三月九日歿す。筆子の建てたる墓、同寺墓地に在り。
全久院	士	讀習	明二〇	二二	二	仁連木	嘉永年中田牛和尙之を開きしが、文久四年、和尙田尻の祥雲寺へ隱居す。依りて鈴木友吉なる者跡を繼ぎたり。
祥雲寺	僧	讀習	明六	一二	一	田尻	文化頃寺子屋を開く。天保元年筆子の建てし寬但和尙の墓、明治九年筆子の建てし田牛和尙の墓あり。田牛は全久院第廿五世なりしも當寺へ隱居せしなり。
源立寺	僧	讀習	明六	七	一	田尻	安政年中隱道和尙開く。
宮林要人	神主	讀習	明六	六	一	平川	平川村神明社の神主にて、父與兵衞と二代に亙り寺子屋を開く。要人、明治卅五年歿。

靈江	正圓	正太	歡喜	寶珠	法言	西福	藤田治作	龍岩	小澤喜代藏	佐野平兵衛	清晨
寺	寺	寺	院	寺	寺	寺		院			寺
僧	僧	僧	僧	僧	僧	僧	農	僧	農	農	僧
讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
習	習	習	習	習	習	習	習	習	習	習	習
明	明	明	明	明	明	明	算	明	算	算	明
五	五	五	五	六	六	六	明	五	—	—	六
一	一	二		八			五		一		一
〇	六	五	五		五	六		五	〇	六	五
一	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	二
堀之内	牛川	牛川	多米	多米	赤岩	下岩崎	下岩崎	上岩崎	飯村	飯村	飯村
嘉永年中、住職實禪開く。	延寶八年の開設なりと云ふ（日本教育史資料）。明治期の住持は金仙宗理。	寶曆十三年の開設なりと云ふ（日本教育史資料）。明治期の住持は大河戸挺秀、晩翠と號し書を善くせり。	嘉永四年、住職井上悅法開く。	安政二年住職三輪補石開く。明治七年一月に至り、本寺内に牛川學校出張所設けらる。	嘉永六年住職尾崎英弘開く。英弘和歌を嗜み、その名三河歌集などに見ゆ。法言寺は今赤岩寺と稱す。	慶應年中住職奥村月鑑開く。明治三十年十月歿す。筆子の建てる墓、同寺墓地に在り。	文政年中より嘉永五年迄寺子屋を開きし藤田惣次郎（嘉永五年四月歿、享年六十七）の分家にて、其の後をつぐ。	文政年中道完和尚寺子屋を開き、大休、春峯と三代に亙る。	算盤を教ふるを主とす。明治初年、八十三才にて歿す。	算盤に優れ、書も亦巧なり。時習館に招かれて算盤教授をなせる事ありと。	天保十三年住職春柳開き、全慶、乘德と三代に亙る。小澤磯平なる者助手をつとめたり。

眞光	祐泉	富安	山本彦七	珠光	淺野彌平	江樂	村上清平	慶增	瑞龍	深井九郎三郎	金西
坊	坊	內膳		院		寺		寺	寺		寺
僧	僧	神主	農	僧	庄屋	僧	庄屋	僧	僧	農	僧
讀	讀	讀	讀	讀	算讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
習	習	習	算	習	習	習	習	習	習	習	習
明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明
六	三	五	六	六	六	五	五	五	五	五	五
二〇	五〇	五〇	二五	三〇	一〇	三〇	一〇	一五	三〇	三〇	四〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下地	下地	下地	下地	大村	大蚊里	天王	天王	八反ヶ谷	井	藤ヶ池	藤ヶ池
文政年中の開設にて、細谷義証、同謙亮の二代に亙る。弘化二年六月、筆子の建てたる義証の墓、本坊境内に在り。	安政年中吉祥靈瑞開く。筆子の建てたる墓、本坊境内に在り	下地稻荷大明神の神主にて、弘化年中開く。明治八年四月十七日歿、享年七十七。筆子の建てたる墓、聖眼寺墓地に在り	明治三十年三月二日、享年七十六。	明治九年八月、院内に大村學校設けらる。	天保年中の開設なりと聞く。	天保九年、住職日下壽山開く。	嘉永六年の開設と云ふ。明治廿九年六月廿一日歿、享年六十九。彼の經歷を刻せる碑、江樂寺境内に在り。	安政三年、住職憲覺開く。	天保五年、住職成瀨令賢開く。	天保十四年の開設なりと云ふ。	弘化二年、住職神谷晋門開く。廢止後寺内に藤ヶ池鄉學校設けらる。

山下幸八	商	習讀	明四	三二	一	下地	弘化元年開く。藥種商。明治四年に下地村副戸長、同五年小坂井菟足神社祀官となる。又俳諧を好み松葉庵蚊丈と號す。明治十四年四月歿、享年六十二。
永福寺	僧	習讀	明六	一〇	一	下地	嘉永年中住職織田實應開く。
歡喜寺	僧	習讀	明六	四〇	一	横須賀	住持覺旋開く。
中山瀧藏	農	習讀	明六	三五	一	横須賀	明治十三年八月十三日、筆子の建てたる墓、歡喜寺の墓地にあり。此の家、今絶家となれり。
地藏堂	僧	習讀	明六	二五	一	下五井	嘉永年中全永開く。
渡邊平內治	庄屋	習讀	明六	一〇	一	川崎	此の寺子屋は、女の筆子はなかりしと云ふ。
白井八兵衛	庄屋	習讀	明六	一〇	一	高洲	和歌を宮路恒雄に學びて美教と號し、又華道を善くして鐙香庵と稱す。明治十一年、八十才にて歿す。此の家、今絶家となる。
專求庵	僧	習讀	明五	一五	一	馬見塚	元治元年住職仲井德辨開く。德辨、岡照軒五道と稱し華道に名あり。專求庵は今專願寺と稱す。
榮昌寺	僧	習讀	明五	一六	一	三ツ相	安政年中新實辨學開く。
香福寺	僧	習讀	明五	一二	一	吉川	寺子屋廢止後、明治六年十月、吉川學校設けらる。
伊庭喜三郎	農	習讀	明六	五	一	新田	此の寺子屋に通へる者を除いて、他の者は悉く羽田村淨慈院の寺子屋に通ひたり。
法香院	僧	習讀	明五	二四	一	野田	住職山本秀晉開く。

樂法寺	僧	習讀	明五	二五	一	牟呂	住職鈴木宣獄開く。
森田光尋	神主	習讀	明五	三四	一	牟呂	牟呂八幡社の祠官なり。明治三十一年十月五日歿、享年七十四。筆子の建てたる墓、同家屋敷墓地に在り。
岡田政吉	農	習讀	明六	三〇	一	牟呂	牧野傳藏門人にて、弘化年中開く。明治廿七年八月歿、享年七十九。筆子の建てたる墓、牟呂市場共同墓地に在り。政吉の子秀吉、岡南と號し、盲目なれど父の後を嗣ぎて私塾を開けり二十才頃より筆子をとれり。寺子屋廢止後大阪なる伯父の家を嗣ぎ、三河彦治と改む。明治四十五年五月十一日歿、享年六十五。
岡田彦治	農	習讀	明六	一〇	一	牟呂	
牧野秀作	農	習讀	明六	一八	一	牟呂	祖父傳藏、父喜代造に續き三代寺子屋を開く。秀作、明治廿二年九月六日歿。筆子の建てたる墓、普仙寺墓地に在り。
普仙寺	僧	習讀	明五	二五	一	牟呂	文化年中開く。明治初期の住職岩瀨卓順。寺子屋廢止後、明治六年九月に至り寺內に牟呂學校設けらる。
宗住寺	僧	習讀	明六	一〇	一	牟呂	天保年中錦牛和尙開く。
芳賀清次郎	庄屋	習讀	明六	五〇	一	牟呂	故芳賀保治氏の父。明治三十二年一月十五日歿、享年八十一筆子の建てたる墓、大西の神道墓地に在り。
白井猪好	農	習讀	明五	一〇	一	牟呂	父惣兵衛に引續き二代寺子屋を開く。明治十一年十二月、筆子の建てたる猪好の墓、樂法寺墓地に在り。
眞福寺	僧	習讀	明五	三五	一	牟呂	住職宍戸春翁開く。明治七年寺を弟子得應（山田祖策）にゆづり、野依村鴻山寺に移る。大正四年五月二日寂す。享年八十六。
近藤龜藏	農	習讀	明七	一二	一	小濱	天保二年三月寺子屋を開く。明治十四年正月、筆子の建てたる墓、萬福寺墓地に在り。
萬福寺	僧	習讀	明六	二五	一	小濱	住職岡部朴道開く。橋良、小濱の者通ふ。

正光寺	僧	習	書	明	六	二	五	一	橋良
潮音寺	僧	習	書	明	五	二	五	一	小池
岡田兵吉	農	習	書	明	六	一	〇	一	佐藤
圓通寺	僧	習	書	明	六	五	〇	一	高足
芳賀東山	醫	習	讀	明	六	二	〇	一	高足
高林寺	僧	習	讀	明	六	四	〇	一	高足
内藤忠右衛門	農	習	讀	算	六	一	〇	一	草間
東光寺	僧	習	讀	明	五	二	〇	一	向草間
中島市五郎	庄屋	習	讀	明	六	七		一	一色
兵藤榮助	農	習	讀	明	六	一	五	一	王ケ崎
兵藤太作	農	習	讀	明	五	二	八	一	駒形
山本源五郎	庄屋	習	讀	算	明	六		一	大山

正光寺僧書習明六 二五 一 橋良 住職芳賀快眼開く。明治七年三月、本寺内に橋良學校開設さる。

潮音寺僧書習明五 二五 一 小池 住職小笠原東嶺開く。小池、山田、小松方面の者通へり。

岡田兵吉農書習明六 一〇 一 佐藤 明治三十二年二月十八日歿、享年七十三。生前筆子の建立せる墓（明治二十九年九月）、同村共同墓地に在り。

圓通寺僧書習明六 五〇 一 高足 住職清原容純開く。寺子屋廢止後、明治六年七月、本村高林寺に脩德學校設けらるゝや其の教師となる。明治廿五年八月歿。

芳賀東山醫讀習明六 二〇 一 高足 明治十年二月廿四日歿、享年六十二。圓通寺に葬る。

高林寺僧讀習明六 四〇 一 高足 住職藤井宣淳開く。明治六年七月、本寺内に脩德學校開設さる。寺子屋廢止後、明治六年九月長榮寺内に草間學校設けらるゝや其の算術教師となる。明治三十四年十月、筆子の建てたる墓、草間共同墓地に在り。

内藤忠右衛門農算讀習明六 一〇 一 草間 元治元年、住職白川玄流開く。

東光寺僧讀習明五 二〇 一 向草間

中島市五郎庄屋讀習明六 七 一 一色 明治廿年八月九日、筆子の建てたる墓、長榮寺墓地に在り。

兵藤榮助農讀習明六 一五 一 王ケ崎 明治廿一年十一月六日歿、享年六十六。

兵藤太作農讀習明五 二八 一 駒形 維新頃より開くと云ふ。

山本源五郎庄屋算讀習明六 一五 一 大山 寺子屋廢止後、草間學校世話方に任ぜらる。明治廿八年一月筆子の建てたる墓、大山共同墓地に在り。

高柳治左衛門	庄屋	習	讀	算	明	六	二〇	一	大崎
廣田秀山	醫	習	讀	明	六	一二		一	大崎
白井樹右衛門	士	習	讀	明	六	一四		一	大崎
高柳幸太夫	神主	習	讀	明	六	一八		一	大崎
辻村淡路	神主	習	讀	明	二	五〇		一	大崎
福井光之助	士	習	讀	明	六	一二		一	大崎
東光院	僧	習	讀	明	六	一三		一	大崎
小柳津治郎右工門	農	習	讀	明	六	一〇		一	大崎
田中傳右工門	農	習	讀	明	六	八		一	大崎
坂柳佐右工門	農	習	讀	明	六	五		一	大崎
佐原勝次郎	農	習	讀	明	六	一〇		一	植田
大林小平治	農	習	讀	明	六	一五		一	植田

高柳治左衛門庄屋算讀習明六 二〇 一 大崎 慶應頃開くといふ。

廣田秀山醫讀習明六 一二 一 大崎 慶應三年大崎領主中島氏の侍醫となりしも、維新の際致仕、醫を業とする傍寺子屋を開く。大正六年七月歿、享年八十三

白井樹右衛門士讀習明六 一四 一 大崎 中島家の家老、父子二代に亙りて開く。明治廿四年七月、筆子の建てたる墓、大崎共同墓地にあり。

高柳幸太夫神主讀習明六 一八 一 大崎 慶應頃開くと云ふ。明治六年三月、大崎小柳津忠民自宅に義校を開くやその教師となれり。

辻村淡路神主讀習明二 五〇 一 大崎 大崎村八幡宮神主にて天保頃開く。明治二年七月六日歿、享年七十九。筆子の建てたる墓大崎字東里中屋敷墓地に在り。大正六年三月六日、現存筆子三十余名相集ひ師の五十年祭を行へり。

福井光之助士讀習明六 一二 一 大崎 大崎領主中島家の足輕にて、天保頃寺子屋を開けりと云ふ。その家今牛久保に移る。

東光院僧讀習明六 一三 一 大崎 慶應頃中林英林開く。明治六年三月當院内にて義校設けらるるや、その教師となる。東光院は後江福院と改稱す。

小柳津治郎右工門農讀習明六 一〇 一 大崎 寺子屋廢止後、明治六年三月大崎村小柳津忠民宅に義校開設さるゝや、その習字教師となる。

田中傳右工門農讀習明六 八 一 大崎 大崎學校沿革誌による。

坂柳佐右工門農讀習明六 五 一 大崎 文久頃開くと云ふ。

佐原勝次郎農讀習明六 一〇 一 植田 明治二十年十二月、筆子の建てたる墓、植田字稻葉の屋敷墓地に在り。

大林小平治農讀習明六 一五 一 植田 安政年中開くと云ふ。明治二十二年七月十七日、七十二才にて歿す。その家、今北海道に移る。

育清	院僧	習讀	明五	一〇	一植田	慶應年中住職東野良光開く。良光、明治六年九月野依村東雲院内に野依學校開設されし時教師となる。
小林秀作	農	習讀	明六	五	一植田	維新頃開くと云ふ。明治末年、六十四才にて歿す。
野田伊右工門	農	習讀	明六	八	一植田	嘉永年中開くと云ふ。植田村の中、新田の者通へり。明治二十年八月廿四日歿、享年七十八。
彦坂司賀喜	神主	習讀	明六	一五	一野依	本村八幡宮神主彦坂常征八代の孫。明治十一年八月歿、享年五十二。
山上清三郎	庄屋	習讀	明六	一二	一野依	明治五年五月、渥美郡第三小區戸長となる。明治十年歿、享年七十。
嵩山寺	僧	習讀	明六	二五	一野依	天保年間夢山和尚開く。和尚明治七年三月二日寂す。享年七十一。
山田七助	農	習讀算	明六	一五	一野依	諱は知道、明治六年九月野依學校開設に際し算術教師となる明治廿五年一月、筆子の建てし碑、嵩山寺境内に在り。

註、本表學科の項に於て、習は習字、讀は讀方、算は算盤の略である。

第三節　成章義塾の設立とその意義

前節に述べた時習舘と寺子屋との併行せる狀態は、明治四年七月に於ける廢藩置縣の大變動を經るも尙繼續されたが、遂に翌五年二月八日、創立以來百二十有餘年の傳統を誇る時習舘の幕は下されたのである。

(1)八日、時習舘廢止、素讀手習算學寮今日ゟ無稽古となる。晝夜の太鼓も四日晝八ツ時迄にて廢止、八ツ半より不打候。

此處に於て、士族の子弟修學の道は、全く失はれたかの如き感を抱かしめたけれども、それは杞憂に過ぎぬ事が明となつた。

勿論寺子屋は從前通り行はれて居たが、時習舘廢止の故を以て一般庶民の子弟と共に寺子屋に學ぶが如き事を必要とせず、別に新しい行手が拓けたのである。即ち明治五年四月一日、第五大區渥美郡戸長能勢一也、同渥美郡第一小區戸長羽山壽連署を以て、次の如き布達が出されたのであつた。(2)

木村參事殿御巡村之節御內達も有之候間、有志之者を募り私費を以て時習舘に於て小學校相開候間、入學致度者ハ長幼ニ不拘四民同一の心得を以無酐酌入學可致樣其町內小前末々迄不洩樣敎諭有之度事。

右の木村參事とあるは、當時の額田縣權參事木村成章である。(3)其の勸奬に依り、舊豐橋藩士兒島閑窓等が銳意劃策して、此處に新らしい意義を持つ小學校の設立を見たのであつた。(4)之は旣に述べた時習舘內小學校を再開し、且つ一般庶民にも開放したものと見るべきである。學校の名稱は、前記木村氏の名前を採つて成章義塾と稱した。

(5)概略規則

一入學束脩　金壹朱
二月ゟ雜用　金壹朱
一寄宿料　一日　白米五合　錢百文
一句讀
一習字
一算術

即ち右の規則を以て、從來の如き士族平民の區別を全く廢し、四民平等に學問を成し得る事となつたが、結果に於ては當局者の意に反して入校者は僅に四十餘名、しかも殆ど士族の子弟のみであつて、其の標榜する四民同一の實はさらに擧らなかつたのである。一般庶民間にては、成章義塾の趣旨を理解し得なかつたと云ふよりも、寧ろ傳統的に深い親しみを持つ寺子屋が、依然存在する事に依つて、成章義塾そのものを認むるに至らなかつたと云へよう。從つて寺子屋は此の時機に於ても尙衰

へる事なく、當地方にて最も隆盛を極めたと云はれる指笠町願成寺の寺子屋にあつては、明治四、五年頃に於て筆子の數百五十人を越え、本堂、庫裡は勿論、豪所に迄も筆子が机を並べて居たと言ふ事である。(6)

かくて、如上の趣旨の下に設立されたにも不拘、藩校なき後の唯一の教育機關として一部士族子弟に利用せらるゝのみとなり、しかも寺子屋の勢に推され、微々として振はなかつた成章義塾ではあつたが、その存在は正に當地方に於ける「學制」頒布以前の、所謂小學校の嚆矢として特筆さるべきものであつたのである。

註（1）「三萬功記」。
（2）「御觸書留帳」、「官令集四編」。
（3）當地方は、明治四年七月廢藩置縣の結果豐橋縣となつたが、同年更に額田縣に合併せられたのである。
（4）「日本教育史資料」卷壹、豐橋藩の項參照。
（5）「御觸書留帳」、「官令集四編」。
（6）願成寺の筆子たりし岩田虎三翁の談による。

第二章　學制頒布

第一節　「學制」の內容

明治五年八月三日、「學制」が頒布された。既に廢藩置縣が斷行され、文部省も設置せられたので、此處に始めて劃一的な制度が布かれるに至つたのである。

「學制」は全百九章に分れ、我國教育制度の全般に亙る包括的な規定であつたが、勿論初等教育に就いても詳に之を示して居た。今小學に關係ある所を略述すれば左の如くである。

學　區　全國を分つて八大學區とし、每區大學校一所を置き、一大學區を分ちて三十二中學區とし、每區中學校一所を置く。更に一中學區を二百十小學區に分ち、每區小學校一所を置くことゝした。即ち全國に大學校八、中學校二百五十六小學校五萬三千七百六十校を置く豫定である。

督學局　學校を監督する爲文部省に本省督學局を置き、大學本部每に督學局一箇所を設け督學を置く。督學は本省の意を体し、地方官と協議して學事を決する。

學區取締　一中學區內には學區取締十名乃至十二、三名を置き、一名に二十又は三十の小學區を分擔せしめる。學區取締は專ら區內人民を勸誘して學に就かしめ、且學校を設立し、學校を保護し、其の費用の使用を計る等一切受持小學區內の學務を擔任する。又一中學區內に關することは互に協議し、專ら便宜を計り、區內の學事を進歩せしめんことを務める。

小學校　「小學ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス學ハスンハアルヘカラサルモノトス」とし、之を尋常小學、女兒小學村落小學、貧人小學、小學私塾、幼稚小學に分ち、外に廢人學校を置く。

尋常小學は之を分ちて上等下等となし、男女共必ず卒業すべきものであり、下等小學は六歲より九歲まで、上等小學は十歲より十三歲までを法則とする。

教科目は、下等小學にては、一綴字（讀并盤上習字）、二習字（字形を主とす）、三單語（讀）、四會話（讀）、五讀本（解意）、六修身（解意）、七國体（解意）、八書牘（解意并盤上習字）、九文法（解意）、一〇算術（九々數位加減乘除但洋法を用ふ）、一一養生法（講義）、一二地理大意、一三窮理大意、一四体操、一五唱歌（當分之を欠く）等である。

上等小學の教科目は、下等小學教科の上に次の條件を加へてゐる。

一史學大意、二幾何學大意、三畸畫大意、四博物學大意、五化學大意、六生物大意。又其の地の形情に依つては學科を擴

張するため、一外國語の一乃至二、二記簿法、三圖畫、四政体大意の四科を斟酌して教へることが出來る。

小學教員　男女を論ぜず年齢二十歳以上にして師範學校又は中學校を卒業したものとする。

大体以上の如くであつたが、愈〻「學制」を頒布するに當つては、太政官より學事奬勵の被仰出書を添へて、教育を普及すべき聖旨を傳へた。被仰出書は七月附になつてゐるが、實際は「學制」と共に八月三日に公にされたのであつた。その要は、人々自ら其身を立て其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのものは他なし、身を修め智を開き才藝を長するによるなり。而て其身を修め智を開き才藝を長ずるは、學にあらされは能はす。是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行、言語書算を初め、士官農商百工藝及ひ法律政治天文醫療等に至るまで、凡人の營むところの事業あらさるはなし。人能く其才のあるところに應し勉勵して之に從事じ、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得へし。されは學問は身を立るの財本とも云ふへきものにして、人たるもの誰か學はすして可ならんや。從來學校の設ありてより年を歴ること久しといへとも、或は其道を得さるよりして、人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及ひ婦女子に至つては之を度外におき、學問の何物たるを辨せす。又士人以上の稀に學ふものも動もすれは、國家の爲にすると唱へ身を立るの基たるを知すして、或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陷り、其論高尚に似たりといへとも、之を身に行ひ事に施すこと能はさるもの少からす。是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからす、才藝の長せすして貧乏破産喪家の徒多きゆゑんなり。之に依て今般文部省に於て學制を定め、追々教則をも改正し布告に及ふへきにつき、自今以後一般の人民（華士族農工商及婦女子）必す邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし、其子弟をして必す學に從事せしめさるへからさるものなり。

（高上の學に至つては其人の材能に任すといへとも、幼童の子弟は男女の別なく小學以下に從事せしめさるものは其父兄の越度たるへき事。）

斯の如く頒布された「學制」は、從前の藩校、寺子屋等の制度とは比較すべくもない秩序整然たるもので、實に當時として

一大計畫であつた。而して此の制度は、決して徳川時代より繼續し來れる諸制を改訂發達せしめたものではなくして、全く外國（主として佛國）のそれに據つたものであつた。故に明治の小學教育の精神は、徳川時代に於て其の根底を作り、時勢の進運と共に益〻發展を見るに至つたのであるが、只其の形式を律する制度は、全然別個なる外國制度を模して定められたものなる事に注目すべきである。

註、「學制」に就いては、「明治以降教育制度發達史」第一卷並に吉田熊次博士著「本邦教育史概説」に詳しい。

第二節　「學制」と豐橋地方

「學制」が頒布せられた當時、我が豐橋地方の狀況は如何であつたらうか。「學制」が頒布せられた前月末、豐橋に四鄉校が設けられたが（第三章第一節參照）、勿論之は「學制」の趣旨に基づくものではなかつた。當地方の如く中央から程遠い田舍においては、「學制」頒布に依つての急速なる變化は殆ど認められなかつたのである。がしかし其の直後に額田縣の名に於て、之に關聯せる次の如き告諭が發せられた。以て當時の世相を知る參考とも成るであらう。

(1) 告諭

當管内村々ハ狂言手踊ノ類大ニ流行シ、鄉村社ノ祭祀及ヒ堂宇ノ再建等ニハ各戸ノ子弟相集リ多分ノ金ヲ醵シテ優人ヲ雇ヒ其技ヲ傳習スルニ數十日ノ暇ヲ費ス。然ルニ其父兄タル者深ク是ヲ咎メス、啻ニ咎メサルノミナラス其ノ子弟ノ爲ニ美衣ヲ裁シ冶風ヲ競ヒ、興行ノ前後ニハ一村ノ男女業ヲ廢シ、一家老若狂ノ如ク痴ノ如ク以テ一時ノ巧拙ヲ爭ヒ、農ハ之カタメニ時ヲ後ルヽヲ知ラス、商ハ之カ爲ニ機ヲ失フヲ忘レ、其費用一村ヲ擧テ數百金ヲ下ラサルヘシ。其ノ間男女雜遝シ猥褻淫狎ノ弊隨テ生シ風俗ヲ紊リ操行ヲ誤ルニ至ルヘク、且年少子弟一タヒ此技ヲ習フトキハ無上ノ樂トナリ、競テ優人ノ風ヲ學ヒ業ヲ忘レ職ヲ廢シ遊子空民トナル。所謂万人講仲間是ナリ。元來芝居狂言ハ、學問モセス道理ヲ辨ヘサル者ヲ善ニ導キ惡ニ遠サカラシムル爲ニトテ設ケタルモノニテ、官ニテモ許シ來リシナリ。然ルニ近來作風其本意ヲ失ヒ多クハ

男女ノ痴情ヲ種トスル故、看者ヲシテ却テ淫媚ノ風ヲ美ミ慕フニイタラシメ、男女風儀ヲ敗リ其害鮮カラサルナリ。看者スラ如此シ。マシテ此技ヲ好ムモノハ害尤深シ。誠ニ見ヘシ、此技ヲ好者百人ニ一人モ行義正ク人ノ模範トナルヘキモノハアルマシ。先般教部省ヨリ優人幷ニ狂言作者呼出シ、今迄ノ作風脚色ヲ一變シ事實ヲ誤ラス本意ヲ失ハサル樣可致旨命セラレタリ。今日此技ヲ以テ職業トスル者スラ作風更正ノ上ナラテハ輒ク興行ヲ許サス。然ルニ其職業ニモアラス農商ノ輩之ヲ爲ハ無謂事ナリ。殊ニ今度學制確定相成、一般人民ヲ教育スヘキ爲市村共ニ學問所ヲ取立、八歳ヨリ壯年迄ノ者ハ勿論別ニ小兒學校夜學校等ヲ設ケ、小兒ハ六歳ヨリ學ニ就カシメ年長シタル者ハ職業ノ暇ニ學フヘキ爲ナリ。此儀近日ヨリ施行シ、往々ハ家々學ニ就サルノ子弟ナク、國々道ヲ知ラサルノ人民ナク、風ヲ易ヘ俗ヲ移シ職業精巧ニ赴クヘキ仕方ナリ。然ルニ今日ノ狂言手踊ノ如キ風ヲ楽シ俗ヲ破リ害アリテ益ナキノ技ニアタリ日月ヲ曠フスルトキハ、學問スヘキ時ヲ誤チ數年ノ後ニハ無藝無能ノ廢人トナリ人ノ交モ出來ヌヨウニ成行ヘシ。且村々困窮ノ基ニモ相成事故、人ノ父兄タルモノハ此邊ニ注意シ、狂言手踊ニ費ス金銀ヲ以テ子弟上學ノ資トシ或ハ後來産業ノ資本トナサハ、家ヲ興シ富ヲ致ス基本トナリ彼此ノ得失論ヲ俟タサルナリ。因テ今般更テ村民ノ狂言手踊ヲ禁止セシメ候樣戸長及學校幹事等精ミ心掛、小前一同不洩樣此趣旨說諭可致モノ也。

壬申八月

當地方に於ては、「學制」に就いて實際に行はれ初めたのは後述の如く翌明治六年に入つてからの事であつた。然しながら前揭の告諭にても明な如く、既に此の頃より次第に新時代の要求に沿ふべき機運の動いて來た事は、否む事の出來ない事實であつたのである。

註（1）「官令集四編」所收。

第三章　「學制」頒布以後

第一節　豐橋鄕學校

「學制」頒布に先立つこと二ケ月、明治五年六月に額田縣より學校幹事の任命が行はれた。

(1)今般小學校隆盛ニスルノ基礎ヲ立テ、且ツ漸次鄕校ヲ創設スルノ見込ヲ興シ・大ニ人材ヲ培養致サセ候タメ、過ル二日別紙名前ノ面々ヘ學校幹事申付候間、此旨厚ク相心得、右幹事共ヨリ學校之義ニ付示談モ有之候ハヽ、無腹臓申合協力世話致候樣、區中末ミ迄不洩樣可相達者也。

（別紙）豐橋　小野久六　野田村　西円寺誓鎧　田原村　廣中六太夫

即ち右の人々に漸く眼覺め初めた渥美郡中の學事を一任し、舊來の寺子屋より進歩せる鄕學校の設置、其の普及、隆昌を圖らしめやうとしたのである。此の時先に述べた豐橋の成章義塾は、尙存在して居たかどうか明でないが、存在して居たとしても恐らくは後述の鄕學校創設の際に廢止さるべき運命にあつたものと思はれる。兎に角成章義塾とは別に豐橋地方に於て、前記學校幹事小野久六の下に、七月廿四日、更に豐橋鄕校幹事として曲尺手町湖南拙庵、魚町小久保彦十郎、西町福谷藤左、船町齋藤昱太郎の四名が任命せられ、之等の人々の努力に依り愈ゝ豐橋に鄕學校が設立さるゝに至つた。

(2)一鄕校　東校　中世古　花谷院
一鄕校　南校　清水町　金剛寺
一鄕校　北校　指笠町　願成寺
一鄕校　西校　船町　朝倉總記
一開校　廿八日　東南兩校

廿九日　北西兩校

一　束脩壹錢ヨリ拾錢マデ但窮民ハ此限ニアラズ
　書物幷手習道具無之者ハ惣代ヨリ申出次第遣シ可申候事
　右鄕校幹事ヨリ御達有之候間願度者ハ世話方ヲ惣代ニ可申出候事

町　内　惣　代

かくして七月廿八、廿九日より開校されたが、先に掲げた「寺子屋一覽表」にても明なる如く、是等四鄕校は何れも元寺子屋であつた。即ち鄕校は從來の寺子屋を廢合して四ヶ所に纏めたものであつて、寺子屋としても相當盛である事、位置及び廣さの點をも考慮してかく定めたのであらう。九月、更に一校が設けられて[3]五鄕校となつたと云ふが、遺憾ながらその位置は全く明でないのである。

明治五年十月に至つて、學校幹事小野久六退き、豐橋鄕校幹事小久保彦十郎、福谷藤左、齋藤昱太郎の三氏（此の中に湖南擯庵の洩れて居るのは、彼が豐橋鄕校幹事拜命直後の同月廿七日、急逝したのに依る）を昇せて學校幹事とし、新に山川忠昭、齋藤範藏、西岡長廣、蓮泉寺了順、西鄕盧橘、長尾三九七、中野市十郎、兼子元、佐藤善六、高須彦八、高柳安平、加藤平九、高須新田植田豐、羽田村廣岩左膳の十四氏を擧げて豐橋鄕校幹事と爲した。

教授も、是迄の舊寺子屋師匠等に代つて、舊豐橋藩校教授兒島閑窓を始め、波多野英一、能勢文吾、村松利厚、平尾東三、和田敦等、何れも舊藩士にして且學齋に於いて研鑽を重ねた人々が之に當る事となつた。其の後小島彦七、又舊藩士ではないが石川鴻齋も其の列に加はつた事が文書に見える。

授業に關しては詳細は明でないが、本校創立後幾何もなき壬申八月十二日、學校幹事より町中一般への[4]布達に、

本校之生徒、習字草紙數向後必ず七冊以上持參可致事。尤難澁之者ゝ幹事より貸渡候間、其旨惣代より屆可被出事。

生徒休業三日ニ及候ハヾ其校教授ゟ父兄ゟ其旨可申出事。

右之趣入學之家ゝへ御申渡可有之候也。

とあり、又山本謙齋は「諸子錄」に四男元吉の事を記して、

十二月二日（明治五年）、鄕學校へ差出す。束脩金壹朱也。書前素讀、書後手習算術也。

と述べて居るに依つて、僅に其の一班を知る事が出來る。素讀は「孝經」から始めて四書の類に及び、算術は云ふ迄もなく算盤、船町の鄕校西校にては算盤は十一歲以上の者にのみ教へたと云ふ。

豐橋鄕學校の開校當初にあつては、其の教科書の甚だ庶民の意に充たぬものがあつた。從來寺子屋にて用ひ來つた「村名付」「國名付」等を全く廢して、「孝經」「御布告往來」の如きを使用した事である。換言すれば、彼等にとつて傳統的な實用的な書物を用ひずして、直接實用ならざる六ヶ敷ものを使ふと云ふ點にあつた。よつて一度就學したる者をも退學せしめて、密かに舊寺子屋師匠の許に通はしめた者すらあつたが、鄕校に於ても次の如き布達を出して努めて入學を勸誘し、又人々も次第に其の趣旨を解するに至つた。

[5]鄕學校追ゝ隆盛ニ相成候ニ付而ハ、今一層士族初子弟脩學爲致度御趣意ニ候間、五校之內最寄之校ゟ入學可致樣御通達可有之候。尤束脩之儀者一錢ヨリ十錢迄、從前之月謝更ニ廢止、自今月謝者志次第ニ候條、此段至急御布達有之度候也。但毎月二ノ日入校候事。

壬申十月九日　　豐橋鄕校幹事

右の如く月謝を志次第として大に兒童の就學を勸誘した反面、學校の基礎は未だ確立せずして經營も圓滑ではなかつたらしく、屢ゝ資金の募集を行つて居る。

[6]（前略）當學校モ去月開校以來漸ク盛ニ相運ヒ候ヘ共資金未タ無之、却而僻村ノ學校ニハ相應ノ資金出候モ有之由、當地ハ貫屬之者モ多分有之、赤手坐食ノ身トシテ聊モ資金不出候而ハ實ニ慙耻之儀ト存候間、多少ニ拘ラス資金御助力被下度左スレハ外ゝ之奬勵且ハ開化ノ一助トモ可相成ト存候間、御注意奉願候。尤員數此帳ヘ御記可被下候。

然しながら、かゝる事は啻に豊橋の鄕校のみならず各地一般同様なる狀態であつたもの、如く、明治五年十一月十日の額田縣布達に依れば、當時管内各郡村に鄕學校の設けられたるもの、凡そ百五十ケ所に上らんとするの有様であつたが、永久保持金調達方法の考慮されて居るのは、碧海郡大濱外六校に過ぎなかつた。何處の鄕校に於ても全く相似た道程を辿つて居る事が想像される。

豊橋に鄕學校が設立さるゝや、其の近隣の村々にても村相應の設備をなせるもの、如く、(7)「多聞山日誌」に依ると、羽田村に於ては次の如くであつた。

七月二日　中世古微舟(人名)來。此度小學校出來る故筆子男女員數の書附出せとの事。

七月廿九日　中世古微舟來。子供も小學校花谷院へ出來皆下山(寺子屋を止むる也)と云。金剛寺、願成寺、田町禰宜の處學校成ると云。

八月廿四日　町方は四ケ所に小學校を設け手習讀物算術の稽古有、依て村方も若物日待堂に於て讀物明夕より始む。久左衛門、傳次郎教へ方也。

十月十六日　村方も町の學校へ出る様の催促と云。迚も子供も町學校へは不行。村學校と致し於當院致度様の語り也。

十月十七日　久左衛門來、村學校取設願出すと云。願書三枚認め遣す。淨慈院を借受勉學仕と云文言也。

十月廿五日　早朝久吉來。昨日御召村學校開局濟の狀下る。額田權令、權典事の印あり。

此處に村學校と云ふは、既に八月、「學制」の示す村落學校の如くに考へられるが、「學制」は頒布された後なる故、「學制」の示す村落學校の如くに考へられるが、「學制」は頒布されたもの、未だ實施には至らぬ以前であるから、之は町學校、即ち豊橋鄕學校に對して、より簡易なる意を表はすものであらう。然るに前述の如く村學校の許可があつたにも不拘、「多聞山日誌」中には淨慈院にそれらしき施設をなしたる記事は見當らず、依然寺子屋として繼續して居たかの如くである。元來羽田村には、寺子屋として淨慈院の外には羽田野敬

雄の松蔭學舍あるのみ、且その筆子の數も淨慈院に比ぶれば遙かに少ないので、村一ケ所に纏めて淨慈院の寺子屋を村學校なる名目の下に屆けたのではなからうかと考へられる。

尙同年十一月、八名郡藤ケ池村金西寺内に藤ケ池鄕學校が設けられた。(8)

註(1)「官令集四編」。

(2)「町々有文書。

(3)「日本教育史資料」卷壹、一四四頁參照。

(4)(5)(6)「官令集四編」。

(7)「多聞山日誌」は、花田多聞山淨慈院の先々住山澄覺禪師の日誌。當院に於ては既述の如く寺子屋が開かれ、寺子屋廢止後には第四番小學幡太學校が設けられる等の事ありしに依り、その日記中には學事に關する記事が少くない。

(8)「八名郡誌」九五〇、一〇〇七頁參照。

第二節　豊橋義校

明治六年一月、從來の豊橋五鄕校は廢せられて、改めて悟眞寺、龍拈寺の二箇所となり、前者を豊橋義校、後者を其の分校とした。又藤ケ池鄕學校も藤ケ池義校と改められた。

かく鄕學校を義校と改稱した事は、單に豊橋地方のみに限らず一般的の風潮であつたが、尙愛知縣は明治六年二月に、是迄鄕校の設置なく寺子屋に依つて教育を施して居た村々に對しても、更に一村一校の目的を以て義校を建てしめようとし、既に開かれて居る寺子屋私塾に對しては、以後官許を受けたるものの外は一切存續を許さぬこと、した。而して同年三月、「愛知縣義校規則」を出版して其の意義を明にした。

大崎村に於ては、同月船渡小柳津忠民の別屋及び本鄕東光院（今江福院）に義校を設けた。

鄕に頒布された「學制」の目的は、規則立ちたる小學校の設立にあつたが、從來の因習は深く民心に刻込まれ、直に舊を捨てゝ新に就くといふ事は、實に外形一片の規則のみにては容易に行はれさうにもなかつた。此處に於て其の過渡期を巧に渡らんが爲に、當局の苦心案出したものが即ち義校設立の勸誘であり、先の鄕校は其の前驅であつたのである。換言すれば、義校並に鄕校は、寺子屋から小學校への過程に於ける中間的所産とも云ふべきものであつた。

以下豐橋義校に就いて、癸酉一月七日、豐橋各戸長に宛てたる學校幹事、第一小區副戸長連署の令達(一)を以て記す。

一　是迄之鄕校廢止候事。
一　學校更ニ創立之事。
　小學校　悟眞寺
　同分校　龍拈寺
　右本月十五日午前八時ヨリ開校之事
　但分校ハ十六日開校之事。

本豐橋義校は、當然是迄の五鄕校の兒童を收容したのであるが、一方に於ては、「兼テ御布告之通七歲以上入學不致者ハ其事實取調之上可申上事」の一項あるに依つても容易に想像される如く、極力新たなる入學を勸誘した。而して新入學の者に對しては、三錢より二十五錢迄の間に於て、家庭の貧富に應じて束脩を納めしめ、且鄕校に於けると同じく、「每月二ノ日入校之事」と規定したのである。

一　生徒出校左之通

本校

札木町　本町　魚町　豐樂町　元濱町　指笠町　御輿休町　三浦町　萱町
西組　上傳馬町　天王町　西町　西宿　坂下町　田町　船町　境町

舊廓內神明小路以西

分校

吳服町　利町　紺屋町　神明町　清水町　新錢町　中柴町　手間町　元鍛治町
世古町　曲尺手町　談合宮町　中世古町　鍛治町　下モ町　西新町　東組　五番町
御指町　飽海町　舊廓內神明小路以東

かくの如く通學區域の定められた事は、豐橋鄕校の、「最寄之校ニ入學可致樣」とあつたのに比し、やゝ進歩が認められる。月謝は一律に徵收するのでなく、束脩と同樣生徒の家庭の貧富に從ひ、上等二十錢、中等十二錢、中下等六錢、下等三錢の四等位に分つたが、甚しき貧窮者に對しては事情に依つて之を免除する定であつた。

一　其村町ニ於テ小學校係リ一名ツヽ可申付事
　但是迄掛リ有之候町方ハ其儀ニ不及候事
一　休業日曜日之事
一　田付教授本校ニ一日ヨリ十五日迄出席、分校十六日ヨリ三十日迄出席之事

此處に田付教授と云ふは、(二)田付厚德といへる英學者を指す。當時學校幹事たる小久保彥十郎、福谷藤左、齋藤昱太郎等は何れも新しい思想の持主にして、時代の趨勢に鑑み、當地の小學校（義校）にも英語の初步を課すべしとの意見を有して居た。此頃豐橋には優れたる英學者穗積清軒(三)あり、舊吉田城二之丸御殿跡に寓居して好問社(四)と稱する洋學塾を開き、英語の教授をなして居たのであるが、如何なる理由によるか前記田付を態々東京より招いて八丁に塾を開かしむると共に、豐橋義校の英語教授たらしめたのである。

此の事は正に劃期的の企であつたが、之を喜ばなかつたのは好問社の穗積門下の者等であつた。彼等の中の或者は、故意に初心者を裝うて田付の塾に入り、既習の智識を以て散々に教授を妨害した。而して所謂漢學派の人々も亦田付に對して大に反

感を持ち、事毎に對立したのである。かくの如き事情に在つては、兒童の教育上にも好結果を得らるゝ譯がなく、學校幹事等も遂に意を決して小學校の英語教授を廢する事となし、幾何もなくして田付は豐橋を去つた。

尙豐橋義校に關して、當時の樣子を最もよく傳ふるものに、元豐橋鄕校教授たりし(5)石川鴻齋の、豐橋義校の學則に對する建言書がある。

豐橋義校學則建言

去ル明治五年之秋豐橋鄕學校御創立被爲在、生徒追々入校仕リ凡六百名ニ及ヒ、休業之日モ日夜誦讀之聲戸ニ溢レ衢ニ充チ甲ヲ爭ヒ乙ヲ羞チ、頻リニ勉勵仕リ寢食ヲ忘レテ業ニ進ミ候處、當明治六年一月以來悟眞寺龍拈寺之二校ニ相纏メ、御規則之學課ヲ踐ミ單語暗誦綴字速寫修身口授等ヲ授ケ課業ヲ進マシメ候處、生徒自然ニ減少シ或ハ疾病事故ニ託シ退校スル者不少、隆盛之勢漸々相挫ケ教師モ亦隨テ退校仕リ候。是全ク未タ學課ノ土地ニ適セサル歟ト存候。方今生徒ノ學風ヲ聞採リ候ニ、初メ漢籍國書ヲ以授與致シ、次第譯書洋文ニ及候由。當世ニ至リ漢籍ニ刻苦致シ候ハ甚タ迂遠ノ學ニ被存候ヘ共、外史略及近世之譯書等了解致候者ハ、詩書春秋史漢等一時涉獵ノ者ニ非サレハ、新譯ノ洋書ハ勿論氣海觀瀾博物新篇等ニ至リテハ、解スル事難カル可キカト存候。是ニ因テ生徒ノ學業ハ先多ク漢字ヲ知ルヲ專務ト存候間、聊カ變則ヲ用豫シメ生徒ノ課業ヲ愚案仕候如左。

午前八時ヨリ十時ニ至ル

素讀　下等　三字經　孝經　學庸
　　中等　論語　詩書　左傳
　　上等　文選　史漢　通鑑

十時ヨリ十二時ニ至ル

習字　下等　平カナ　片カナ　村名　國名

中等　書翰文　千字文
上等　單語篇　古文後集等

午後一時ヨリ二時ニ至ル

雜課　下等　綴字　細字速寫
　　中等　譯本獨見
　　上等　史學地學輪講　即題文章

三時ヨリ四時ニ至ル

算術　下等　和算　八算　見九
　　中等　相場割　方圓式
　　上等　洋算

右之學課ヲ設テ教授致シ、此中一月之中六日或ハ隔日等ニ漢籍洋書ヲ雜ヘ、一則宛講シ生徒ヲ教誨致シ候ハヽ、自ラ勉勵仕リ進歩之功日々相顯レ可申、次第上等ニ昇リ候者ハ尤洋學ニ入レ天文地理器械之精造理學博物醫藥攝生ノ方ニ至ル迄熟學致シ候ハヽ、誠ニ以テ學校ノ大効相顯レ成人ノ良行之ニ過ヘカラスト存候。蓋シ學校ハ人才ヲ爐冶シ英物ヲ陶鑄スルノ所ナレハ、若齟齬シテ一步ヲ謬ツ時ハ進德ノ功ヲ損シ終身ノ過ニモ至ルヘケレハ、幼童ノウチ頻リニ發立ノ勢ヲ逞シ勉强激勵シテ速ニ業ヲ遂ケサレハ、壯年ニ至リ遲礙百端萬象蝟集スルニ至リテハ大器ヲ爲スコトアタハサルヘシ。故ニ竊ニ學校ノ振ハサル生徒ノ萎縮スルヲ歎シ、吻リニ愚意ヲ以テ學課ノ則ヲ演ヘ、土地相應ノ課ヲ設テ奮舍ノ盛隆ナラン事ヲ願度候。即ち鴻齋は、豐橋鄕學校から豐橋義校となるや次第に學校の衰微せる原因を、一に義校に於ける學課と土地柄とが相適應せざる事にありと斷じ、先づ漢籍に力を致すことを强調して居るのであるが、當時豐橋義校に於て如何なる書物を教科書として用ひて居たかに就ては、遺憾ながら明でない。乍然此處に、明治六年三月、縣より出された(6)愛知縣義校學課表なるものがある。

制度の確立せぬ當時にあつて、之に依つて縣下の義校全部が統括的に行はれたか否かは、少しく疑問の點があるけれども、大体の標準にはなつたものと認めてよいであらう。よつて之を左に掲げて參考とする。

愛知縣義校學課表

	第一等	第二等	第三等	第四等	第五等	無等
句讀	和漢史	神皇正統記	御布令	孟子	童蒙必讀	智惠の環
	翻譯書類	十八史略	國史略	論語	論語	孝經
	粗解文義	地學事始	物朱訓蒙	告議大意	西洋夜話	單語篇
		勸善訓蒙	天變地異	健全學	地球之文	
暗誦	天變地異	帝號	年號	日本國盡		
	會話	外國里程	內國里程	三大地	三枚高札	
	窮理圖解	內外國旗章	萬國盡	六大洲	五十韻横縱	
	道理圖解			五大洋		
	即答					
習字	楷行草適宜	楷行適宜	行俗適宜	俗躰	片假名五十韻	
	序記題跋類	本朝三字經	地方往來	町名錄	年月之文	平假名
	公用文	唐詩選	三字經	府縣名	天地之文	いろは
	即題手練	七言	農業往來	日本國盡	窮理問答	數字
		私用文	千字文	啓蒙手習之文	縣下區名	
			女子假名私用文	產業科目	楷書	
				エビシ	條約國盡	
					支干	
算術	利足	平價	洋題平價	平價初步	加減	
	少廣	高割	田法			
	經營	杉形	比例式	定位	乘除	洋數字
	適宜即題	適宜即題	適宜即題			

今これを考察するに、鴻齋の說く如く學課を急激に變化せしめた事は、既に豐橋鄕校の場合に於てもさうであつたやうに、舊時の風習に慣れた一般人民をして、反つて寺子屋を慕つて學校を廢するが如き結果に至らしめた事を否む事は出來ないであらうが、其の內容を査覈すれば、修身、國語、地理、歷史、理科の各科を包容し、その取材は當時最新のものを蒐め、實に寺子屋時代に比して隔世の感があると云ふ可きである。

鴻齋の建言は尙續く。

就テハ募金ノ儀ニ至リテモ、彼ノ混沌ノ輩ヲシテ文明ノ人ト化シ、盲昧戇愚ヲシテ惠敏ニ爲サシムル學校ノ洪德ヲ、生徒ノ親々心胃ニ貫徹シテ喜ンテ資金ヲ獻納スルニ至ル時ハ有志ノ輩衣食ニ換ヘテモ調達スヘシ。今中等以下ノ者ト雖モ、神ニ詔ヒ佛ニ媚ヒ逸樂ニ耽リ遊興ニ費ス之金、日日幾何カ其數ヲ知ルヘカラス。若其十分ノ一ヲ以テ義校ノ資トナサハ、永世不朽ノ學校ヲ創立スヘシ。然レ共未タ其所ニ至ラサルハ、彼開化ノ良能未タ貫徹セサルカ故ナリ。然ルニ頻リニ資財ヲ促シ候ハヽ、恐ラクハ民風ニモ拘ハリ或ハ竊ニ毀謗スル者モ有ヘシ。故ニ土地相應ノ學ヲ設ケ生徒ヲ鼓舞シ自然俊英ヲ釀成スル時ハ、其親達モ自ラ開化ノ域ニ進ミ學校ノ洪德ヲ甘シ教師ノ厚恩ヲ思ヒ、協力シテ學舍ノ不朽ヲ謀リ資金ノ方策モ相立可申歟ト存、妄リニ以白簡愚心ヲ陳ヘ有司之聰ヲ汙シ奉ル。幸ニ寬恕ヲ賜ヘ。恐惶頓首。

元教授　石川鴻齋㊞

以上、豐橋義校に就いて述べたが、次に[7]大崎義校について略述する。

大崎村に於ては、船渡に[8]小柳津忠民なる者あり、甚だ學事に熱心であつて、明治六年三月、私費を以て自家の別屋に義校を開いたのである。而して最初草間村大應寺の住職松岡素童を招聘して一週に一回出校、學事を監督せしめたが、後更に同氏指導の下に高柳幸太夫、小柳津次郎右衛門の二名を囑託し、前者に讀書、算盤、後者に習字を教授せしめた。

右に對し南部本鄕方面に於ても、東光院に義校を設けて住職中林英林に監督せしめ、辻村知多治、栗木一郎に讀書、習字、算術の三科を教授せしめた。

即ち大崎村は、他村に率先して南北に二義校を設けたが、之等は一に小柳津忠民の義捐に負ふところが甚だ多かつたのである。

註（1）船町々有文書による。

（2）田付厚德に關しては、故小野芳水、杉田彙次郎兩翁に負ふ所が多い。

（3）穗積清軒に就いては、大口喜六氏著「國史上より見たる豐橋地方」七四七、七七三、八〇二頁參照。

（4）好問社は穗積清軒の主宰せる英學塾で、明治四年關屋編一右衛門の邸内に開いたのであるが、後舊吉田城二の丸に移つた。教師は英語を舊田原藩士萱生奉三郎、數學を舊沼津藩士水谷義智、習字讀方は舊豐橋藩士鈴木驛次、尙女子の爲には裁縫を舊豐橋藩士の妻女等が交互に教へた。清軒は此時既に病中であつた爲か、時折修身を講ずる程度であつたと云ふ。英語の教授は變則で、單語篇、スペルリング等の語學入門書を用ひず、第一リードル（ホリストルリードル）、第二リードル（不明）、第三リードル（サルゼントリードル）、理學初歩、阿米利加史などを使用した。數學は、算盤を全く使はず、當時新式の洋算で、石板を用ひた。讀方は西洋事情、西洋新書、勸善訓蒙の類、習字は舊來の手本であつた。好問社へ入門するには、結社料として二百疋、月謝も亦二百疋であつたが、社生は常に二十名位はあり、その中には女子も五六名はあつた。本社は清軒個人の經營ではなく、舊豐橋藩有志の共同出資に係り、其の世話方は中村道太であつたと云ふ。然るに明治六年二月十八日、清軒の西洋趣味より備へたストーブが不完全であつた爲遂に火を發し、大火災を引起した。即ち「多聞山日誌」に、「巳刻前穗積の住宅出火、風別段の荒風にて、川毛、八幡小路、土手町、飛々に二十三軒燒失と云。此節穗積之住宅にて牛を喰ひ甚だ評判惡し。大に西洋風に成るとのこと。」とある。此の火災の後、清軒は八丁なる松井鄕左衛門の邸に移り、引續き開塾したが、明治七年八月遂に病歿した。享年三十八。好問社は其後半年許りで解散した。（以上、好問社に學んだ杉田彙次郎翁、大谷とよ刀自の談による所が多い。又吉見龍藏翁の意見をも加へた）。

（5）石川鴻齋は天保四年四月、豐橋豐榮町なる大野屋石川平五郎の長男として生れたが（實は實子に非ずとも云ふ）、家を出でゝ學問に志し、刻苦勵精した。後東都に赴き、芝の書林和泉屋市兵衞の店に入り、又增上寺學林の教師となり、或は清國公使館の通辭となつた。其の間研鑽大に勉め、著名の漢學者となつたのである。晩年澶州見附に老を養ひ、大正七年九月、八十六才にて歿した。「新編愛知縣偉人傳」一六五頁參照。

（6）「愛知教育」學制頒布記念號所收、愛知縣五十年史要八頁。

（7）「大崎學校沿革誌」に依る。

（8）小柳津忠民は、天保二年、渥美郡上細谷朝倉仁右衛門の第二子として生れ、十八才の時出でゝ大崎村小柳津次六忠秀の養子となつた。生涯を殖産興業に力を盡したが、殊に蠶業上に殘した業績は大きい。又學事に就いても甚だ心を用ひ、明治初期に於ける大崎村の教育は、一に忠民の力に依ると云ふも過言ではなかつた。明治四十四年三月小柳津友治刊「忠民翁」參照。

第三節　學區の配置

「學制」は明治五年八月に頒布されたが、前述の如く當地方には、之に依る影響は殆ど認められなかつた。而して事實上に「學制」の實施されるに至つたのは、翌明治六年に入つてからの事であつた。即ち學區の配置に始まつたのである。

既に「學制」の第三章に於て、全國を七大學區（初め八大學區とありしも、明治六年四月かく改む。）に分ち、愛知縣は、濱松、渡會、岐阜、三重、靜岡、石川、筑摩、敦賀の諸縣と共に、其の第二大學區に屬して居たが、更に明治六年五月、一中學區人口十三萬人を單位として次の如く十中學區に分たれた。之も一大學區を分つて三十二中學區とすると云ふ「學制」の規定に從つたのである。(1)

中學區名	區域
第一名古屋	
第二愛知郡	春日井郡半入
第三丹羽郡	春日井郡半入

第十	寶飯郡	渥美郡	
第九	加茂郡	設樂郡	八名郡
第八	幡豆郡	額田郡	
第七	碧海郡		
第六	知多郡		
第五	海西郡	海東郡	
第四	葉栗郡	中島郡	

かくて八名郡は第九中學區に屬し、寶飯、渥美の兩郡は第十中學區となつたのであるが、更に又一小學區に一小學校、十中學區に合計二千百小學を建設せんが爲、一中學區は二百十小學區に分割せられた。

當地方に於て其の分割された結果を見るに、八名郡は第九中學區の第六十七番以降第百六番迄（第一番は設樂郡新城）、渥美郡は第十中學區第一番より第百十九番迄、寶飯郡は第百二十番以下第二百十番迄の順となり、一小學區の人口凡そ六百名の割合となつて居る。今豐橋地方の分を揭げると次の通りである。(2)

中學區名	小學區番號	區域	人口
第九中學區	第百一番	多米村　赤岩村	各小學區個々の人員は明でない。但八名郡の一小學區平均人員は五七三、七七人である。
	第百二番	忠興新田　田中新田　牛川村　若宮村	
	第百三番	浪之上村　五井村　暮川村	
	第百四番	藤ヶ池村　竹之内村　白石新田　堀之内村	
	第百五番	天王町　八反ヶ谷村　犬之子村	
	第百六番	堰之上村　三渡野村	

第十	第壹番	境町　船町	七一七	
	第貳番	田町　坂下町　上傳馬町	七八四	
	第參番	西町　西組	六七〇	
	第四番	三浦町　萱町　指笠町	五〇七	
	第五番	天王町　本町　御輿休町　札木町	五六六	
	第六番	舊郭内壹番	五八八	
	第七番	魚町　元鍛治町	七九〇	
	第八番	豐樂町　元濱町　新錢町	六八一	
	第九番	中柴町　神明町	四九二	
	第拾番	清水町　紺屋町　手間町	五三三	
	第十一番	利町　吳服町　世古町　曲尺手町	六三五	
	第十二番	舊郭内二番	五八八	
	第十三番	舊郭内三番	五九〇	
	第十四番	中瀨古町　談合宮町	六八〇	
	第十五番	鍛治町　下モ町　今新町	七二二	
	第十六番	元新町　旭町ノ内	六三〇	
	第十七番	旭町	六三一	
	第十八番	飽海村　仁連木村ノ内	五八〇	
	第十九番	仁連木村	五二五	
	第二十番	瓦町　三ノ輪村	六六四	
	第二十一番	平川村　田尻村　上岩崎　下岩崎　手洗村	七二二	

中學區			
第二十二番	佐藤村　飯村　茶屋町　大脇村	六三三	
第百壹番	大崎村ノ内	七九〇	
第百二番	大崎村ノ内	七九七	
第百三番	東植田村　西植田村	五六七	
第百四番	切反ヶ谷村　野依村	七九四	
第百五番	佛餉村　高足村ノ内	五五五	
第百六番	高足村ノ内　藤並村	六三七	
第百七番	富田新田　山田村　森田新田　松井新田 蘆原新田　向草間村　小松新田	五七八	
第百八番	草間村ノ内	五六三	
第百九番	草間村ノ内	五六四	
第百拾番	小濱村　橋良村	七七三	
第百十一番	小池村　花ヶ崎村ノ内	八二五	
第百十二番	羽田村　花ヶ崎村ノ内	八一〇	
第百十三番	牟呂村ノ内	六四〇	
第百十四番	牟呂村ノ内	六四〇	
第百十五番	牟呂村ノ内	六四〇	
第百十六番	牟呂村ノ内	六四〇	
第百十七番	福島新田　馬見塚村　青竹新田　高須新田	六一九	
第百十八番	吉川村　野田村ノ内	六五四	
第百十九番	野田村ノ内　三ッ相村	五六一	
第百二十番	下地村ノ内	五五〇	

第百二十一番	下地村ノ内　大村　長瀬村　行明村	五六一	
第百二十二番	横須賀村　清須新田　藪下新田	七七三	
第百二十三番	下五井村　瓜郷村	五九三	

部分的な通學區域の指定は、嚮に豐橋義校に於て見られたが、此の如く如何なる土地といへども余す所なく小學區を定めた事は、「學制」頒布の際に出された「被仰出書」中に、「邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を記す。」とあるを實行せんとしたものであらう。而して「學制」の示す如く、前掲の表に據つて一小學區に一小學校を設立するとすれば、當豐橋地方には總計五十一箇所に小學校が設けられる事となつたのである。

かくて愈〻小學校創立の運びとはなつたが、何分にも當時は明治維新の大變革後僅かに五ヶ年余、諸事創始の慌しい際であつて、かかる大計畫を一時に實現せしめる事は、到底不可能なることであつた。依つて甚だ遺憾ではあるが、「管下二千百小學區に對する小學校の設置を、一時留保して取敢ず六百小學を設け、他は漸次增設する事となつたのである。[3] 而してその五百小學の設置と云ふも、全部を新設するのではなかつた。即ち、此の時從來設置を勸誘し來つた義校の數は、縣下に於て四百二十八校にも達して居たので、之を六百の數に含ましめ、別に百七十二校を新設して以て所定の數に充たしめんとしたのである。」而して新設校に對しては、出來得る限りの便宜を與へ、寺院若しくは假校舍の使用を許したのであつた。今之を最初の小學區配置の計畫に比すれば、余りにも實行の伴はざる憾があるが、飜つて當時の世相を顧る時、新橋橫濱間に鐵道が敷設せられてより間なく、臺灣征伐未だ行はれず、かゝる際にして此の處置あるは、むしろ進歩の甚だしきものありと云ふべきであらう。

次に各中學區の小學校割當數、並びに既設義校の數を表示する。[4]

中學區	配當小學校數	既設義校數	新設スベキ小學校數
第一	六八	三三	三五

第二	六八	五六	一二	
第三	六八	六二	六	
第四	五九	五二	七	
第五	五〇	四九	一	
第六	六五	五〇	一五	
第七	五六	三〇	二六	
第八	六〇	四〇	二〇	
第九	五〇	三四	一六	
第十	五六	二二	三四	
合計	六〇〇	四二八	一七二	

右表の示す如く、渥美、寶飯の二郡より成る第十中學區への割當小學校數は五十六校、既設義校數は二十二校、差引三十四校の新設を要する事となつた。而して豊橋地方の小學校も、當然其の中に數へられて居るのであるが、之に就ては章を改めて述べる事とする。

註（1）「八名郡誌」九五四頁。

（2）「小久保彦十郎手記」、「八名郡誌」、豊橋各小學校の「沿革誌」。

（3）（4）明治六年五月、愛知縣無號布達（「愛知縣布達類纂」參照）。

第四節　小學校の創設と其後

愛知縣に於ては、右に述べた六百小學設立の目標の下に、權典事岡田彬、權大屬澁谷良平を學務專任の吏員に任じ、從來屢布達し來つた官許を受けざる私塾家塾の禁止を一層嚴にし、又明治六年七月には一中學區三名宛の學區取締（第三章第八節參照）を任用して、中學區内の學事を司らしめた。依つて學區取締は各地を實地踏査し、又學校世話方（第三章第七節參照）等の意見を徴し、小學校の設立に努力したのである。

かくの如くにして、豊橋地方には明治六年十月末迄に十六小學の設立を見た。勿論是迄の悟眞寺、龍拈寺の二義校、並びに藤ヶ池義校は其の中に加はつて居るのであるが、大崎村[1]の南北二義校は、その儘小學校として繼續せず、之を廢して別に同村龍源院に一小學校を設けた。

此處に當地方小學校創立狀況の一例として、幡太學校設立の模樣を「多聞山日誌」に依つて考察しよう。

（括弧内著者註、年號は明治六年也。）

六月五日　花ヶ崎正林寺入來。昨晩觸廻ルト云ひ、認めて持參す。私塾家塾廢止之儀再三布達の所、心得違之者あり、官許も受けず授業致居趣、巡丁へ申付捜索を遂げ罪科に可處とのことあり。正林寺も此方も、額田縣の節學校届題相濟居事故（先に村學校として届けた事を指す）、種々談歸ル。

六月九日　久左衛門へ行學校の儀糺す。昨日一小區詰所へ出て伺見るに、當院は村方學校故私塾家塾にはあらず、其まゝに致置て可然と云こと也。

七月十一日　巡丁の者一人來り申すは、五月已來御布告も有之候處、只今筆子の指南被成旨甚だ不行屆と云。此方答には戸長ニテ上へ伺の上、學校取設に相成まで是迄通り世話致す樣との事ト云ハ、拙者共は指止メ申には無之、役義の手前手

抜に相成ては悪敷故御咄に出たと云。何れ戸長にも逢て歸ると云て歸る。

七月十二日　早朝久左衛門へ昨日巡丁行に付尋ねて行。戸長大區長迄伺の上ト申、胡亂に思召ナラバ區長にて御尋ネアレバ相分ルト云バ、左樣ナレバ宜敷、夫レには不及ト云歸ると云。

十月一日　久左衛門殿入來。彌〻學校取設被成に付、當院（淨慈院）におゐて賴度、又描僧（日記の筆者山澄覺禪）に習字の方賴むと云、種々談事。

十月二日　早朝久左衛門來ル。學校の場所は一間にて一目に見える所、又權令巡見に來る由幹事申居ト云、左スレバ本堂でなくばナルマイと云ふ。本尊にうかゞふ（本尊の前にて易をたて占ひたる也）。廿三番也、水地口也。斷云は六十五番、山澤口也。右故是迄の習場にて悪くば本堂と申遣す。晝後幹事三人と、東組ノ人、川毛ノ人二人教師の由場所檢査に來る、又此方習字賴も有る。本堂と極ル。三九郎、辰藏も居合はす、大に都合よし。

十月六日　晩方森平五、安松幹夫（共に十月二日場所檢査に來れる教師也）來、急に談度ことあり、世話方召呉れと云。宮（幡太八幡宮）に居合三人直に來る。書籍求、外に入用の品々、又は月給等の談あり。

十月七日　久左衛門へ行。留守也。三九郎へ行、學校の話也。本尊前一間丈は除き皆貸す。夫にて不足なれば玄關迄も借樣に談置也。

十月十日　辰藏晝前に來る。本堂燈籠張り阿彌陀尊前へ立る障子張りをいたす。學校の支度故、右より賃は出る積り也。廣岩、松坂兩人（共に世話方也）來り、第四番小學校の木札門へ懸る。昨日悟眞寺へ兩郡の幹事集議致すと云。

十月十四日　早朝久左衛門殿入來。夜前の會合にて愈〻明十五日學校始め度樣賴也、森氏も來る。仝樣の談也、所々より是迄の筆子の親、一旦斷りに來る者もある。新田權右衛門殿來る。仝樣斷り也、

十月十五日　小一區第四番小學校開ク。早朝より才次郎、三九郎、村方より手傳ひに來る。四ツ前に花ケ崎より三人手傳ひに來る。七藏、おのぶ、早朝より手傳に來る。教授は五番町森平五、外袋小路安松幹夫也、習字は當院也、算は知賀の息子也、世話方三人も早朝より入來、羽田花ケ崎兩村戸長に、五々長等三十人の人也、學校取締小久保彦十郎殿檢査に來る。生徒七十人餘也。赤飯出る。志にて祝儀も持參也。生徒の親も來る。森氏暫時教諭致す。幕方に世話方教授の者歸宅也。

次に豐橋地方に於ける、最初の小學校を列擧すれば左の如くであつた。

(3) 豐橋地方小學校創立結果一覽表

（明治六年十月末現在）表一

學區名	所在地	通學區町村名	創立年月日
第九中學區 第四十一番小學下條學校	八名郡藤ケ池村金西寺	五井村　八反ケ谷村　竹ノ内村　藤ケ池村 天王村　堀之内村　白石新田	明六、一〇、
第四十二番小學牛川學校	八名郡牛川村中鄕	牛川村　若宮村　田中新田　忠興新田 野川新田　小鷹野新田　浪ノ上村　幕川村 赤岩村　多米村	明六、一〇、
第壹番小學關屋學校	豐橋關屋町悟眞寺庫裡	堺町　船町　坂下町　天王町 上傳馬町　本町　御輿休町　西町　西組 指笠町　萱町　三浦町　關屋町	明六、一〇、一五
第貳番小學（校名不詳）	豐橋紺屋町神宮寺本堂	舊廓内八幡町以西　札木町　豐樂町　呉服町 世古町　魚町　利町　紺屋町　元濱町 清水町　元鍛治町	明六、一〇、一五
第參番小學立志學校	豐橋世古町龍拈寺羅漢堂	曲尺手町　鍛治町　下モ町　今新町　元新町 談合宮町　中世古町　新錢町　中柴町　神明町 手間町　旭町　飽海町　舊廓内八幡町以東	明六、一〇、一五
第四番小學幡太學校	渥美郡羽田村淨慈院本堂	羽田村　花ケ崎村	明六、一〇、一五

十中學區	第五番小學吉川學校	渥美郡吉川村香福寺本堂	高須新田　福島新田　青竹新田　吉川村	明六、一〇、二四
	第六番小學至誠館	渥美郡三ノ輪村士族屋敷	馬見塚村　三ツ相村　野田村 三ノ輪村　瓦町　高足原　飯村　佐藤村 山田村　小松新田	明六、一〇、
	第七番小學田尻學校	渥美郡田尻村祥雲寺客殿	平川新田　田尻村　手洗村　下岩崎村 上岩崎村　仁連木村	明六、一〇、二九
	第拾番小學脩德學校	渥美郡高足村高林寺本堂	高足村　小濱村　橋良村　小池村 森田新田　藤並新田	明六、七、二〇
	第十一番小學牟呂學校	渥美郡牟呂村普仙寺本堂	牟呂村　富田新田　松島新田	明六、九、一三
	第十二番小學野依學校	渥美郡野依村東雲院本堂	東植田村　西植田村　津田新田　野依村 切反ケ谷村　佛餉村	明六、九、三〇
	第十三番小學草間學校	渥美郡草間村長榮寺本堂	草間村	明六、九、三〇
	第十四番小學大崎學校	渥美郡大崎村龍源院本堂	大崎村	明六、一〇、一八
	第三十六番小學豐麻學校	賓飯郡下地村聖眼寺庫裡	下地村　長瀬村　大村　行明村	明六、一〇、一八
	第三十七番小學鹿菅學校	賓飯郡瓜郷村滿光寺客殿	瓜郷村　下五井村　横須賀村　清須新田 藪下新田　大蚊里村　小坂井村	明六、一〇、

かく新制度に依る小學校が創立され、從來甚だ統一を欠いて居た當地方教育界も、以後大に面目を新にし、「學制」の投げた波紋は漸く此處に靜まつたが、尙其の內面に於ては、常に絶えざる變化が加へられて居た。今小學創立後に於ける數箇年の狀況を考察すれば次の如くであつた。

新に增設された學校は、多米(牛川學校出張所)、橋良(高足學校出張所)、明道、下五井、高洲、豐水、植田、豐田、勸善分校の九校を數へ、廢校の運命に立至つたものは、神宮寺內の二番小學一校のみであつた。

此の間、校名の改稱も多く行はれて、右の明道、豐水、豐田の三校は、八町、三町、大村と改まり、勸善分校及び多米、橋良の二出張所も間もなく獨立して、勸善分校は仁連木學校、多米は多米學校、橋良は福岡學校となつた。又牛川、至誠館、田尻、鹿菅、脩德、豐麻、立志の諸校も、夫〻松坂、三ノ輪、岩田、橫須賀(更に津田と改稱す)、高足(次いで高師と改む)、下地、吉屋と改稱した。之等校名の改稱に關して縣令(當縣第九十六號)が出て居る。

管內小學校名稱區々ニ相涉リ候而ハ不都合ニ付、自今地名人名等ニ象トリ、從前右ニ據リ稱呼スル學校之外ハ一般改稱可致、此旨布達候事。

但地名トハ其學區ノ名山大川或ハ村町鄕字等ヲ謂ヒ、人名トハ壹兩名ニテ若干金ヲ寄附シ學校ヲ建設スルモノニテ、譬ヘハ權兵衛ヨリ五百圓トカ、七兵衛ヨリ五百圓トカノ資力ヲ得レバ、之ヲ權七學校ト聯稱シ、一名ナレバ單稱シ、該特志ヲシテ永久ニ傳フル等ノ類ヲ謂ナリ。

明治九年五月八日

之に依つて考ふるに、當地方の校名は主として地名に基づいて改めたものであるが、唯松坂學校のみは例外であつた。即ち八名郡牛川村の松坂五百枝が、學校費として金六百圓を寄附したに依り、寄附者の苗字を採つて牛川學校を松坂學校と改めて居る。正に右の縣令に云ふ人名に據つた校名と云ふべきであらう。

尙創立當時に冠稱した小學區番號は、明治九年四月にて變更され(實施には多少の差あり)、多く聯區制となつたが、此の點より見れば小學校全部が校名を改めたものとも見得るのであつた。

學校位置の移轉せるものには、幡太、野依、下條、橫須賀の諸校があつた。

(3)場所替御願書

第十中學區第十二番小學校場所

一今般生徒增加ニ付多人數難容候ニ依テ右村千五十八番地所嵩山寺へ場所替仕度候間此段奉願候也

明治七年一月

愛知縣令　鷲尾隆聚　殿

以上を以て、大体明治十年末に至る間の事柄を述べたが、更に創立當初の狀態との比較に便ならしむるため、明治十年十二月末現在の當地方小學校に於いて左に示す。

(4)豐橋地方小學校一覽表

（明治十年十二月末現在）表二

學校名	位置	通學區域	備考
第九中學 第七十七十八番小學 下條　學校	八名郡天王村　後樂寺	五井村　八反ヶ谷村　竹ノ内村 藤ヶ池村　天王村　堀之内村 白石新田	明治八年、同郡藤ヶ池村金西寺より移轉す。
第（不明）番小學 松坂　學校	八名郡牛川村中鄉	牛川村　若宮村　田中新田 忠興新田　小鷲野新田　野川新田 浪ノ上村　幕川村	明治七年三月、牛川學校を改稱す。

第拾五大區三小區千五拾六番地所
野依村禪宗
東　雲　院

見山新太郎㊞
大村與七㊞
小林宗格㊞

區	學校名	位置	通學區域	備考
第十中	第八十五番小學 多米　學校	八名郡多米村　寶珠寺	多米村　赤岩村	明治七年一月、牛川學校出張所として開校。明治九年獨立す。
	第一二三番小學 關屋　學校	豐橋關屋町　悟眞寺庫裡（分場）同寺境内三昧院	關屋町　本町　指笠町　花園町 新錢町　上傳馬町　萱町　三浦町 松葉町　豐濱村	創立時に比し通學區一部に變更あり。
	第四五六番小學 八町　學校	豐橋八町時習館跡	八幡町　丁　宮下町　川毛町 袋町　札木町　利町　呉服町 魚町　清水町　紺屋町　神明町	明治七年六月創立。初め明道學校と云へるも明治九年九月改稱す。
	第七八九十番小學 吉屋　學校	豐橋吉屋町龍拈寺羅漢堂（分場）同寺境内　日進院	吉屋町　曲尺手町　鍛治町　下モ町 東　町　手問町　土手町　豐橋村	明治九年九月、立志學校を改稱す。
	第十一十二番小學 三　町　學校	豐橋濱町　神明社社務所	濱町　船町	明治九年二月設立。初め豐水學校と云ひ、明治九年九月、三町學校と改稱す。
	第十三十四番小學 吉川　學校	渥美郡豐田村　香嚴寺	豐田村之内二一七戸	創立時に比し通學區一部を減ず。
	第十五番小學 高洲　學校	渥美郡豐田村三一七番	豐田村之内一〇三戸	明治八年八月設立。
	第十六十七番小學 幡太　學校	渥美郡花田村　長全寺	花田村三七三戸	明治七年一月、同村淨慧院より移轉す。
	第十八番小學 仁連木學校	渥美郡東田村全久院禪堂	東田村之内一六〇戸	明治七年三月設立。
	第十九番小學 岩田　學校	渥美郡岩田村祥雲寺客殿	岩田村一六六戸	明治九年三月、田尻學校を岩田學校と改稱す。
	第廿番小學 三ノ輪學校	渥美郡三ノ輪村一六番	東田村之内一〇一戸　高師村之内二一戸　福岡村之内三一戸　三ノ輪三一戸	明治八年三月、至誠舘を三ノ輪學校と改稱す。
	第廿八番小學 高師　學校	渥美郡高師村高林寺本堂	高師村三一〇戸	初め脩德學校、明治六年十一月高足學校更に明治九年八月高師學校と改稱す。

學區			
第廿九三十番小學	渥美郡福岡村正光寺本堂	福岡村二八五戸　高師村之内四戸	明治高足學校出張所として開校、明治九年獨立して橋良學校、更に福岡學校と改稱す。
第三十一三十二番小學	渥美郡磯邊村普仙寺本堂	磯邊村之内七戸	
牟呂學校		磯邊村之内五六〇戸	小學區番號のみ變更。
第三十三番小學	渥美郡磯邊村長榮寺本堂	磯邊村之内二八六戸	小學區番號のみ變更。
草間學校			
第三十四三十五番小學	渥美郡大崎村龍源院本堂	大崎村三三三戸	小學區番號のみ變更。
大崎學校			
第四十番小學	渥美郡植田村青清院客殿	植田村一五〇戸	明治九年四月設立。
植田學校			
第四十一番小學	渥美郡野依村嵩山寺本堂	野依村二〇一戸植田村之内一四〇戸	明治七年一月、同村東雲院より移轉す。
野依學校			
第百七番小學	寶飯郡下地村聖眼寺庫裡	下地村　長瀬村	明治九年八日、豐庭學校を下地學校と改稱す。
下地學校			
第百九番小學	寶飯郡横須賀村　歡喜寺	津田村　清須新田	明治八年七月鹿菅學校を横須賀學校と改め、明治九年六月更に津田學校と改稱す
津田學校			
第番小學	寶飯郡大村　珠光院	大村	明治九年八月設立。初め豐田學校、後大村學校と改稱す。
大村學校			
第番小學	寶飯郡下五井村	下五井村　瓜郷村	明治八年七月設立。
下五井學校			

此處に於て小學校數二十八となり、明治六年十月の創設當初に較ぶれば、實に八校の增加を見、其の數によつては教育の効果の次第に揚つて來た事を意味するかに思はれるが、內容に至つては未だ必ずしも然りとは云ひ得ない有樣であつた（第三章第五節參照）。而して此の後にも學校の改廢は相當に得はれたのであるが、之等に就いては卷末の年表並に沿革表に詳である。

註（1）「大崎學校沿革史」に依る。

（2）「小久保彦十郎手記」を主とし、「渥美郡誌」、「寶飯郡誌」、「八名郡誌」、並びに各小學校「沿革誌」を參照して作製す。

（3）「野依學校沿革略史」（明治十二年山田傳右衞門編）所揭。

（4）第十七區學區取締調査「學校沿革明細簿」並びに各小學校「沿革誌」に依る。本表中通學區の町村名、創立當時に比し著しく異るは、其後町村合併等により改稱せられた爲である（卷末「大豐橋町村分合表」參照。但町村合併は明治十一年なるべけれど、今暫く之等記錄に從ふ）。

第五節　初期小學校の概觀

イ　施設

校標　小學校の創立さるゝや、先づその門前に校名を記した板を揭げた事は、前述の「多聞山日誌」中の幡太學校創立の記事にても明であるが、其の形式は縱四尺五寸、橫一尺一寸の檜板に次の如く記したものであつた。(1)

第□番中學區內
第□番小學□□學校

然るに幾何もなくして「愛知縣小學規則」（明治七年一月）出で、縱五尺、橫一尺七寸に改められたが、形式は全く同一であつた。

右と別に明治七年二月七日、名古屋に開かれた學區取締會議に於ては、小學校旗章を制定、愛知縣布達第十二號を以て縣下各小學校の校庭に揭揚せしめる事とした。縱四尺、橫六尺、天竺木綿か金巾の布地にて上半部を赤色、下半部を白色とした。而して下半部左側に、方一尺二寸の「學」の文字を染出したのである。此の旗章を一般に(2)フラフと云つた。

校舍　創立當初にあつては、前述の如く便宜上校舍の新築をせずして、假校舍を以て之に當てたが、今之を精査するに、豐橋地方十六小學中、寺院の本殿客殿等を使用せるもの十四、其他二であつて、新築せるものは一校もなく、其後新設せられた學校と雖亦同樣假校舍によつた。

此の點に就いては、廣く愛知縣管內を眺むるも大差なき狀態を示し、明治七年一月現在にて小學校數六百八十二校の中、殆ど全部が寺院其他を假用して居たのである。從つてかゝる假校舍は、教授上、衛生上、又兒童を收容する上にも不都合なる事が少くないので、縣當局は明治七年五月、縣令第四十五號を以て左記の如く校舍新築を目論ましめた。

小學校建設ノ儀ハ一日モ忽ニスヘカラサルノ處、一時ノ費用且區ノ都合モ有之寺院等借受假校ニテ開校聞屆置候處、追々生徒相增隨而校中狹隘無據生徒入校ヲ差留候向モ間々有之趣ニ相聞、不都合之事ニ候。右ハ折角厚キ思召ヲ以被仰出候一般ノ人民必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメントノ御趣意ヲ体認シ、區內協議ヲ盡シ學校新築ノ目論見可申出。尤當年ノ義ハ、最早暑氣ノ候ニ向ヒ校中狹隘ヨリ自然不潔之汚物等ヨリ生徒ノ健康ヲ害シ萬一疾病ヲ釀シ候テハ却テ教育保護ノ旨趣ニ悖リ候ニ付、炎暑中一層四方ヘ空氣流通之場所ヲ撰ミ可成大清鮮ノ氣ヲ交換致候樣精々注意可致候事。

而して校舍新築の行はれ難い原因を、一に費用の問題にありとなし、更に同年十月、縣令第九十四號にて、

學校設立ノ儀ハ、學制中揭載有之通人民共立建可致儀勿論ノ所、創建ノ儀ニテ一時私費ヲ以テ校地難辨情實モ有之トノ厚キ御趣意ニテ、今般中小學區學校設立ノ數ヲ限リ（衆テ地劃配置候十中學校二千百小學區校地ヲ云）校地トシテ中學ハ千坪、小學ハ五百坪以內ノ地ヲ

無代價御拂下渡可相成旨御達有之候條、兼テ配置ノ地位ニ因リ無稅官有地ノ內必需ノ場所ヲ撰ミ、別紙願面書式雛形ニ照準每一區廉限リ取調繪圖面相添可願出、此旨相達候事（以下略）。

と布達して、大に之が補助を爲したのであるが、當地方に於ては、明治八年に至り始めて幡太學校が羽田村長全寺の境內に校舍一棟を新築し、其後三年を經て同十一年に牟呂村本登寺境內に牟呂學校、高師村字津森に高師學校の校舍新築を見たるに過ぎず、其他の學校は尙假校舍に於て授業を行つたのである。

教室　校舍が假のものである以上、教室も亦不完全であつた事は云ふ迄もないが、之は後來のそれに對しての謂であつて、當時としては相當に進んだ施設と認むべきであらう。

先づ大部分の學校が校舍を數教室に仕切り、夫々等級に應じて或程度の區別をした事である。勿論教師の數は極めて少數であるから、全學級に亙つて一級一教室とする事は到底出來得なかつたが、其の中でも特に人員の多い八級、七級程度に對して各一教室が與へられ、他の人數の少い上級の學級は合併して、舊時の如く一教室に於て授業が行はれたのである。

教室の內部にあつては、從前の坐式の教法を廢して一切疊其他の敷物を用ひず板の間となし、三人用の長机、長腰掛を備へて兒童に倚らしめた。又教室の正面に黑板を掛け、教授に便ならしめた事も特記すべき事であらう。

乍然、此の如き事柄は小學創立の當初より企圖せられたるものではなくして、悉く後述（第三章第六節參照）の養成校設立以後の事に係り、之より以前の數ヶ月間は全く所謂寺子屋風に行はれたのであつた。

備品　學校備品として使用せられたるものは、前記机、腰掛等の外、僅に書物類、火鉢、手桶などの日用品に過ぎなかつた。下地學校に於ける、[6]「明治九年滿一ヶ年調」に依つて、備品に屬する項を見るに、

△書籍買入

一洋算例題答附　壹部一冊
一小學入門約解　壹部一冊
一博物教授法　壹部二冊
一色圖解　壹部一冊

一日本地圖　壹部一冊
一小學讀本　壹部五冊
一日本略史字引　壹部一冊
一人体問答解　壹部一冊
一日・本地誌略　壹部一冊
一輿地誌略　壹部一冊
一萬國地誌略　壹部一冊
一日本略史　壹部二冊

總計　十三部廿一冊掛圖廿四枚　此價　金五圓九拾四錢五厘五毛

△器械

一火鉢　一箇
一鑄鐵　一箇
一茶呑茶碗　十五箇

總計　廿二箇　此價　七拾壹錢九厘

とあるのみである。當時は理科・体操・圖畫等の授業は全く行はれず、從つて之等に關する器械、器具の必要を認めなかつた。又其他に於ても掛圖以外の教便物を用ひる事は全然なかつたのである。(1)

註（1）小久保彦十郎文書による。
（2）フラフの掲揚は明治二十年頃に至つて止んだと云ふ。
（3）「多聞山日誌」。

一小學讀本　壹部二冊
一日本譯圖　二枚
一單語掛圖　八枚
一連語掛圖　拾枚
一色　圖　二枚
一除算九々　一枚
一ゲンサン九々　一枚

一手　桶　一箇
一土　瓶　二箇
一急　須　二箇

（4）「牟呂吉田村誌」六八頁參照。
（5）「高師學校沿革誌」。
（6）山下學文氏所藏文書による。

ロ　校則

各學校にて夫々學校としての規則が定められて居た事は、小學創立に際して縣へ提出した(1)「小學校建設願」の示す所であるが、其の校則は何れの學校のものも多少の差こそあれ殆ど同様のものであつた。一例として脩德校（後の高師學校）の分を記せば左の如くである。(2)

一　毎年三月九日大試驗之後入校差許シ候事　但當分之内毎月二日入校許容之事。
一　入校退校並ニ轉校其書付ニ認メ可差出事
一　出入進退威儀肅正有非禮間鋪事
一　等級議定ノ上ハ先進ヲ凌キ後進ヲ侮リ候儀無之禮敬專一之事
一　校中ノ順序ハ華士族平民ヲ問ハス學業ノ差等ヲ以テ上下可定事
一　午前八時始業午後三時半終業之事　但臨時之事故ハ此限ニアラス
一　定刻ヨリ遲緩ノ輩ハ授業無之事
一　定刻ニ至ラスシテ退校可爲禁止事　但父兄ノ切紙持參之者ハ此限ニアラス
一　毎月廿五日學生之優劣檢查之事
一　書籍銘々持參之事
一　不快又ハ事故アリテ不參三日ニ渉ラハ其旨世話方ヘ可屆出事

一　拜借書籍及器械等不致破毀樣可取扱事

一　清書五十定日之事

一　休業　紀元節　天長節　產神祭典日　日曜日　十二月廿五日ヨリ一月十一日迄

之に依れば、小學創始の際としては甚だ秩序立つて居るけれども、古老の言に徵するに、かくの如き校則は實際に於ては殆ど行はれず、極めて自由であつて、寺子屋時代と何等異る處はなかつたとの事ある。然るに明治七年一月、「愛知縣小學規則」出づるに及んで、自然この校則は廢せられた。

「愛知縣小學規則」は、全項を七十八則に分つ小學全般に關する詳細なる規定であつて、勿論校内に於ける諸則をも明示して居る。而して之は、新に定められたるものと云ふよりも、寧ろ前揭校則を敷衍したるものと見るべきであつた。次に其の關係部分を摘記する。

第　一　則　學課等級及ヒ受業時間ハ學課表ノ通タルヘシ

第　二　則　四月ヨリ九月マテ午前第七時出校午後第三時退校十月ヨリ三月マテ午前第八時出校午後第四時退校トス

第　五　則　元始祭一月三日孝明天皇祭一月廿三日紀元節一月廿九日神武天皇御祭日四月七日皇大神御祭日九月十七日天長節十一月三日大祓六月三十日一六ノ日但三十一日ヲ除ク十二月廿五日ヨリ一月七日マテ　但臨時休業ハ其都度布告スヘシ

第　六　則　每年發會一月八日

第　十　則　進級ノモノハ其姓名ヲ連署シ必ス校門ヘ揭示スヘシ

第十七則　出校簿每月末概算シ表ニ製シ校門ヘ揭示スヘシ

第二十則　開門午前第六時鎖門午後第六時

第二十一則　生徒一タヒ入學ノ上ハ猥リニ退學スルヲ許サス若不得止事故アリ願出ルニ於テハ事實篤ト稽查ノ上差許候儀

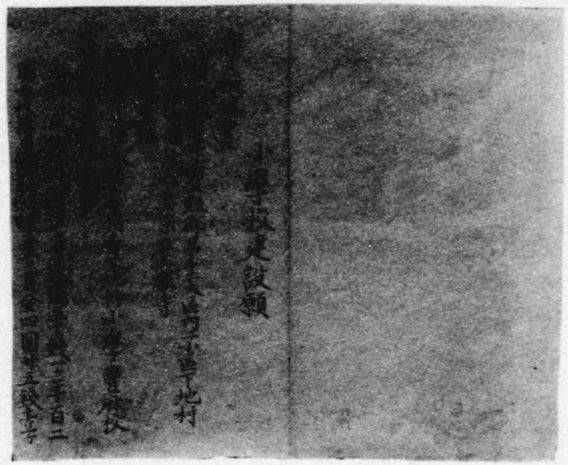

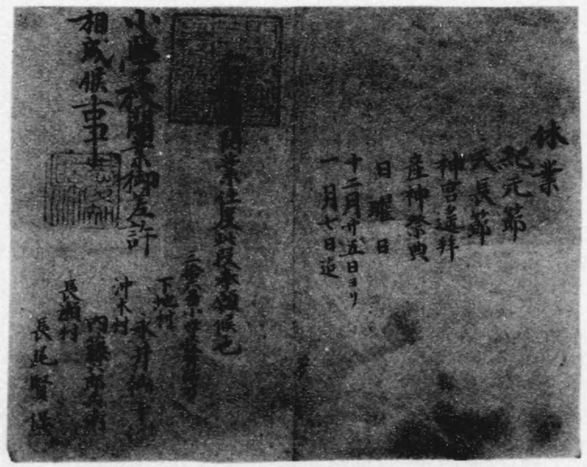

第五圖　小學校建設願

（下地小學校藏）六十七頁參照

一　拜借書籍及器械等不致破毀樣可取扱事

一　清書五十定日之事

一　休業　紀元節　天長節　産神祭典日　日曜日　十二月廿五日ヨリ一月十一日迄

之に依れば、小學創始の際としては甚だ秩序立つて居るけれども、古老の言に徴するに、かくの如き校則は實際に於ては殆ど行はれず、極めて自由であつて、寺子屋時代と何等異る處はなかつたとの事ある。然るに明治七年一月、「愛知縣小學規則」出づるに及んで、自然この校則は廢せられた。

「愛知縣小學規則」[3]は、全項を七十八則に分つ小學全般に關する詳細なる規定であつて、勿論校内に於ける諸則をも明示して居る。而して之は、新に定められたるものと云ふよりも、寧ろ前揭校則を敷衍したるものと見るべきであつた。次に其の關係部分を摘記する。

第　一　則　學課等級及ヒ受業時間ハ學課表ノ通タルヘシ

第　二　則　四月ヨリ九月マテ午前第七時出校午後第三時退校十月ヨリ三月マテ午前第八時出校午後第四時退校トス

第　五　則　元始祭一月三日孝明天皇祭一月廿三日紀元節一月廿九日神武天皇御祭日四月七日皇大神御祭日九月十七日天長節十一月三日大祓六月三十日一六ノ日但三十一日ヲ除ク十二月廿五日ヨリ一月七日マテ　但臨時休業ハ其都度布告スヘシ

第　六　則　每年發會一月八日

第　十　則　進級ノモノハ其姓名ヲ連署シ必ス校門ヘ揭示スヘシ

第十七則　出校簿每月末概算シ表ニ製シ校門ヘ揭示スヘシ

第二十則　開門午前第六時鎖門午後第六時

第二十一則　生徒一タヒ入學ノ上ハ猥リニ退學スルヲ許サス若不得止事故アリ願出ルニ於テハ事實篤ト穩在ノ上差許候儀

小學校位置

愛知縣管下尾張國第十大區四小區十地村
四百十四番地内真宗聖眼寺

小學校名稱

第十中學區第三十六番下地村小學校豊稔校

小學校費用之概略

教師二人　月給金壹圓五十錢ツヽ年百二圓
學校雜用　月金壹圓
計金三圓五十錢

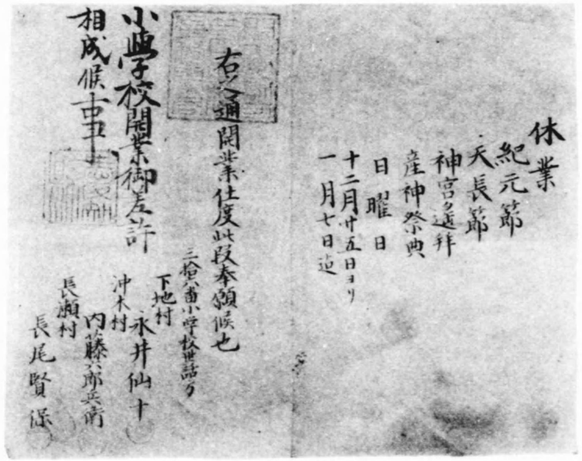

休業
紀元節
天長節
神宮ノ遙拜
産神祭典
日曜日
十二月廿五日ヨリ
一月七日迄

右ノ通開業仕度此段奉願候也

三拾番小學校世話掛
下地村　永井仙十
沖木村　内藤源兵衛
長瀬村　長尾賢藏

小學校開業御免許
相成候事

第五圖　小學校建設願

（下地小學校藏）六十七頁參照

モ之アルヘシ

第二十二則　登校退出トモ必ス愼テ父兄ヘ告ケ出入ノ節禮ヲ正フスヘシ

第二十五則　毎月五ノ日入校願出ツヘシ

第三十一則　入校ノ生徒尊卑長幼ヲ問ハス等級ヲ以座班ヲ定メ等級同キ者ハ前後ヲ以順次ヲ立ツヘシ

第三十二則　衣服辨當ニ麁惡ヲ厭ヒ物好シテ家内ニ世話ヲ懸クヘカラス　但近傍ノ輩ハ歸家シテ喫飯シ道程遠キモノノミ辨當ヲ持參スヘシ

第三十三則　學校ヘ通學スルト唱ヘ父兄ヲ欺キ遊戲シ出校セサルモノアラハ嚴重懲誡致スヘシ

第三十六則　戸壁障子等ニ樂書スヘカラス

第四十二則　他校ノ生徒ト雖モ素ヨリ同志ノ學友ナレハ相互ニ敬讓ヲ專ラニシ聊誹謗侮慢スヘカラス

然しながら之等に就いても、「愛知縣小學規則」布達以前と同樣、規則は定められたるものの、之を兒童に實踐せしむべき時機には未だ到達せず、多くは有名無實であつたのである。

註（1）「小學校建設願」は、明治六年小學設置の際、該學校の位置、名稱、費用、教員履歷、教則、校則等を記載し、學區取締、學校世話方連署を以て愛知縣令鷲尾隆聚宛提出したものである。而して許可のものは、其の末尾に「小學校開業御差許相成候事」と朱書し、「開校許可第二大學區督學局」並に「愛知縣」の印を押捺して當該學校へ差戻された。從つてこの「建設願」は、何れの學校にもあるべきものであるが、現存するもの僅に下地學校に唯一部あるのみ（圖版參照）、其他には「渥美郡誌」に脩德學校（現高師學校）、「野依學校沿革略史」に野依學校のものが記載されてあるに過ぎない。

（2）「渥美郡誌」九九九頁所收。

（3）愛知縣布達爭九號にて出づ。明治九年五月刊「愛知縣布達類集」三七四頁所載。

小學校に於ける教科は、何れも「小學教則」に據つた。之も「學校建設願」に、

教則　文部省小學御教則ニ照準仕候

と記してある如くである。然らば此の「小學教則」とは如何なるものであつたらうか。

郷に文部省は「學制」頒布の翌月、九月八日に「學制」實施の方法を明にすべく、右の「小學教則」を布達したのである が、其の内容は、「學制」の規定したる大綱に基いて上下二等の小學を各〻八級に分ち、下等八級より上等一級に至る各級の期間を六ケ月とし、毎週日曜日を除き一日五時一週三十時を程度として居る。而して「學制」に定められたる學科を各學級に配當し、教科書を擧げて程度を明にし、且教授方法の大要をも示して居るのであつた。

第八級（1）　六箇月

綴字（カナヅカヒ）　一週六字（字ハ時ノ意）即一日一字

生徒殘ラス順列ニ列ハセ知惠ノ絲口うひまなび繪入知惠ノ環一ノ巻等ヲ以テ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク前日授ケシ分ハ一人ノ生徒ヲシテ他生ノ見エサルヤウ盤上ニ記サシメ他生ハ各石板ニ記シ畢テ盤上ト照シ盤上誤謬アラハ他生ノ内ヲシテ正サシム

習字（ナラヒ）　一週六字即一日一字

手習草紙習字本習字初歩等ヲ以テ平假名片假名ヲ教フ但數字西洋數字ヲモ加ヘ教フヘシ尤字形運筆ノミヲ主トシテ訓讀ヲ授クルヲ要セス

教師ハ順廻シテ之ヲ親示ス

單語讀方（コトバノヨミカタ）　一週六字即一日一字

童蒙必讀單語篇等ヲ授ケ彙テ其語ヲ盤上ニ記シ訓讀ヲ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ後其意義ヲ授ク但日々前日ノ分ヲ暗誦シ來ラシム

洋法算術（ヨウザン）　一週六字即一日一字

筆算訓蒙洋算早學等ヲ以テ西洋數字數位ヨリ加減算九々ノ聲ニ至ル迄ヲ一々盤上ニ記シテ之ヲ授ケ生徒ヲシテ紙上ニ寫シ取ラシム但加減ノ算法ニ於テハ先ツ其法ヲ授ケ而シテ只其題ノミヲ盤上ニ出シ筆算ト暗算トヲ隔日練習セシム暗算トハ胸算用ニテ紙筆ヲ用ヒス生徒一人ツヽヲシテ盤上ノ題ニ答ヘシムルナリ前日ノ分ハ總テ盤上ニ記シテ生徒ヲシテ一同誦セシム

修身口授（シュウシンクジュ）　一週二字即二日置キニ一字

民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師口ツカラ纏々之ヲ說諭ス

單語誦（コトバノヅウヨミ）　一週四字

一人ツヽ直立シ前日ヨリ學フ所ヲ暗誦セシメ或ハ之ヲ盤上ニ記サシム

右は下等八級の教則であるが、當地方に於ける各學校の實狀は尙舊態依然たる學校が多く、大体上述の教則に準據すると云ふ位に過ぎなかつた。就中洋法算術（普通洋算と云ふ）に至つては、教師すら殆ど解し得る者なく、從つて此の授業はあつて無きが如き有樣であつた。明に洋算の行はれ初めたのは養成校設立以後の事である。

教科書の如きも、教則中には書名が擧げられて居るが、實際に於ては各校區々で一定して居なかつた。今古老の談、舊記事に依つて調査するに、

童蒙必讀、單語篇、學問のすゝめ、童蒙教草、會話篇、世界商賣往來、勸善訓蒙、地方往來、啓蒙知惠の環

等が主として使用せられたものゝ如くである（圖版參照）。

教授法に就いても、元來當時の教師には「學制」に云ふ有資格者なく、只「小學教則」に示す教法に賴る程度のものであるから、其の授業振りも推して知るべきで、云はゞ寺小屋にも非ず、さりとて小學校としては甚だ不完全な、中間的教育が行はれて居たのである。

然るにかくの如き狀態も、翌明治七年より漸次改められる事となつた。即ち明治七年一月、當時教育に於ける最高學府たり

し東京師範學校出身の荒野文雄を教師とする岡崎養成校が設けられ、其後更に豊橋養成分校が設置された事に依る。當地方各小學校より撰抜せられた教師等は、此の養成校に於て四ケ月間の師範教育を受け、卒業後は其の得たる新知識に依つて更に教育の任に當るのであつた（第三章第六章參照）。而して之が標準となつたものは、既述の「愛知縣小學規則」と共に布達されたる「愛知縣小學校教科等級表」であつたのである。

愛知縣小學校教科等級表(2)

日課時限必ズ表ニヨルト雖モ暑中ノ如キハ各校ノ適宜ニ任ズ　毎日十二時放課諸科運動等勝手タルヘシ

	午前第九時	午前第十時	午前第十一時	午後第一時	午後第二時	年齢
八級	復讀　一週四時					
	讀物　一週四時 五十音圖濁音圖單語圖連語圖及ビ小學讀本卷一ノ一二回ヲ授ク		書取　一週二時 五十音並ニ單語ノ文字ヲ假名ニテ綴ラシム	算術　一週四時 數字圖ヲ以テ一ヨリ百マデノ讀方書キ方位取リ並ニ物ノ數ヘ方ヲ教ヘ兼テ加算九々ヲ暗誦セシム	習字　一週四時 石盤ニテ假名ノ字形ヲ教ヘ次ニ習字本ニテ之レヲ授ケ兼テ筆ノ持方等ヲ教フ	六歳
七級	復讀　一週四時					
	讀物　一週四時 小學讀本卷ノ一二ヲ授ク		問答　一週二時 單語ヲ書取ラシム	算術　一週四時 前級ノ如ク百ヨリ萬マデノ數ヲ數ヘ乘算九九ヲ暗誦セシメ兼テ羅馬數字ヲ授ク	習字　一週四時 同帖楷書萬葉假名五十餘數字千支七曜度量衡名字盡等ヲ授ク	六歳半
六級	復讀　一週四時					
	讀物　一週四時 小學讀本卷ノ三及ビ地理初歩ヲ授ケ		書取　一週二時 小學讀本中ノ句ヲ書取ラシム	算術　一週四時 加法ヲ授ク 最初ハ小學算術書	習字　一週四時 全楷書 名字盡苗字盡ヲ授	七歳

	五級	四級	三級	二級	一級	
	復讀　一週四時	復讀　一週四時	復讀　一週四時	復讀　一週四時	復讀　一週四時 諸科復習 從前學ブ所ノモノ	
	讀物　一週四時 小學讀本卷ノ四及ビ日本地誌略卷ノ一ヲ授ケ兼テ地球儀ヲ示ス	讀物　一週四時 小學讀本卷ノ五及ビ日本地誌略卷ノ二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	讀物　一週四時 日本史略卷ノ一及ビ萬國地誌略卷ノ一ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	讀物　一週四時 日本史略卷ノ二及ビ萬國地誌略卷ノ二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	讀物　一週四時 萬國地誌略卷ノ三及ビ萬國史略卷ノ	
	作文　一週二時 單語中ノ一ニ字ヲ題ニ與ヘテ一句ヲ綴ラシメ或ハ一句ノ題ヲ與ヘテ二三句ヲ綴ラシム 問答 日本地誌略及ビ地球儀等ヲ問答ス	作文　一週二時 前級ノ如シ 問答　一週二時 前級ノ如シ	作文　一週二時 前級ノ如シ 問答 日本地誌略及ビ日本史略ヲ問答ス	作文　一週二時 容易キ手簡文ヲ綴ラシム 問答 日本史略萬國地誌略及ビ諸射地圖等ヲ問答ス	作文　一週二時 前級ノ如シ 問答	
	問答　一週二時 形躰線度圖地理初歩地球等ヲ問答ス	作文　一週二時 前級ノ如シ 問答　一週二時 前級ノ如シ	作文　一週二時 前級ノ如シ 問答 日本地誌略及ビ日本史略ヲ問答ス	算術　一週四時 四術合法ヲ授ク 前級ノ如シ	算術　一週四時 容易キ分數ヲ授ク	
	作文　一週四時 單語ヲ書取ラシム 問答　一週二時 人躰ノ部分通常物及ビ色ノ圖ヲ問答ス	作文　一週四時 前級ノ如ク百ヨリ萬マデノ數ヲ數ヘ乘算九九ヲ暗誦セシメ兼テ羅馬數字ヲ授ク	作文　一週四時 除法ヲ授ク 前級ノ如シ	算術　一週四時 前級ノ如シ	算術　一週四時 前級ノ如シ	
	作文　一週四時 前級ノ如ク百ヨリ萬マデノ數ヲ數ヘ乘算九九ヲ暗誦セシメ兼テ羅馬數字ヲ授ク	作文　一週四時 乘法ヲ授ク 前級ノ如シ	作文　一週四時 減法ヲ授ク 前級ノ如シ	習字　一週四時 全楷書 苗字盡ヲ授ク	習字　一週四時 全楷書 名字盡苗字盡ヲ授ク	
	作文　一週四時 前級ノ如ク百ヨリ萬マデノ數ヲ數ヘ乘算九九ヲ暗誦セシメ兼テ羅馬數字ヲ授ク 習字　一週四時 同帖楷書萬葉假名五十餘數字千支七曜度量衡名字盡等ヲ授ク	作文　一週四時 前級ノ如シ 問答　一週二時 前級ノ如シ 習字　一週四時 全行書五等親勸學御告諭ヲ授ク	作文　一週四時 前級ノ如シ 問答 日本地誌略及ビ日本史略ヲ問答ス 習字　一週四時 全行書官省寮。府縣名。締約國盡。三大洲。五大洋。等ヲ授ク	作文　一週四時 全草書日用手簡文ヲ授ク 習字　一週四時 前級ノ如シ	作文　一週二時 前級ノ如シ 問答 習字　一週四時 前級ノ如シ	
	問答　一週二時 形躰線度圖地理初歩地球等ヲ問答ス 作文　一週二時 單語中ノ一ニ字ヲ題ニ與ヘテ一句ヲ綴ラシメ或ハ一句ノ題ヲ與ヘテ二三句ヲ綴ラシム 問答 日本地誌略及ビ地球儀等ヲ問答ス	問答　一週二時 前級ノ如シ 作文　一週四時 小學讀本卷ノ五及ビ日本地誌略卷ノ二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス 讀物　一週四時 小學讀本卷ノ五及ビ日本地誌略卷ノ二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	問答　一週二時 日本地誌略及ビ日本史略ヲ問答ス 作文　一週四時 前級ノ如シ 讀物　一週四時 日本史略卷ノ一及ビ萬國地誌略卷ノ一ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	作文　一週二時 容易キ手簡文ヲ綴ラシム 問答 日本史略萬國地誌略及ビ諸射地圖等ヲ問答ス 讀物　一週四時 日本史略卷ノ二及ビ萬國地誌略卷ノ二ヲ授ケ兼テ地圖ヲ示ス	作文　一週二時 前級ノ如シ 問答 讀物　一週四時 萬國地誌略卷ノ三及ビ萬國史略卷ノ	
	歳	八歳	八歳半	九歳	九歳	

級	ヲ學テ復習セシム	一二ヲ授ク					半
毎級ノ課程ハ各六ケ月一週三十時（即一日五時）トス其毎級課業ヲ卒ル毎ニ試驗狀ヲ與ヘテ進級セシム		萬國地誌略萬國史略及ビ博物圖ヲ問答ス					

之に依つて見れば、養成校以後に於て使用される事と成つた讀物、問答等の教科書は、

小學讀本　地理初歩　日本地誌略　日本史略　萬國史略　萬國地誌略

の數種であつた事は判るが、之等とても確定的なものでなく、外にも種々なる書物が用ひられた（圖版第六圖參照）。此の事に就いては、次の縣令（明治八年）にても明であらう。

是迄小學校ニ於テ適宜各種ノ讀本相用ヒ教授方區々相成居候ニ付、自今ハ去ル明治七年五月文部省編纂ノ分專ラ相用ヒ遂ニ教授方一定候樣可致。此旨相達候事。但即今一時ニ改正候テハ難澁ノ向モ可有之ニ付、當分ノ內ハ在來所持ノ讀本ヲ以テ教授方無差支取計、漸次一定相成候樣學區取締等ニ於テ厚ク注意不都合無之樣可取計事。

洋算に關しては、主として加算九々、乘算九々等の掛圖に依るのみ、教科書として文部省藏板の「小學算術書」があつたが、餘り用ひられなかつたと云ふ。然し明治八年一月には、特に豐橋兒童の爲に編纂された「洋算童蒙指教」なる書物が出版された。

習字手本に就いても、明治七年六月、左の如き布達があつた。

今般文部省許可之上深澤菱潭書小學必要習字帖岡崎書肆松原宗太郎外二名ニテ發兌、即小學教科表ヘ差加候ニ付、以來各中學區內各小學及ヒ分校ニ至マテ悉皆手本ニ相用ヘキ事。

此手本ハ其校々賦課金等ノ內ヲ以生徒員數ニ應シ購求致シ置、習了ノ都度々々一冊或ハ一枚宛拂ヒ渡候樣可致事。

教授の方法は、養成校以前に比ぶれば甚だしき變化を來したと云ひ得る。即ち其の一は黒板の設備と之が使用である。從來

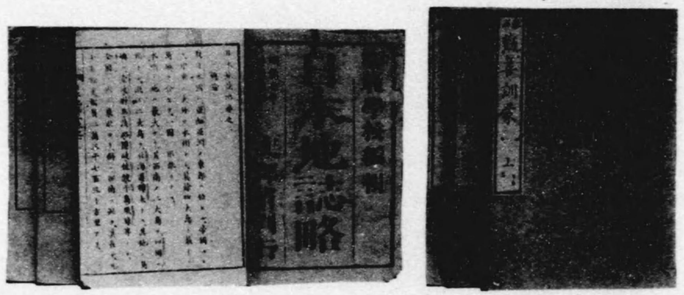

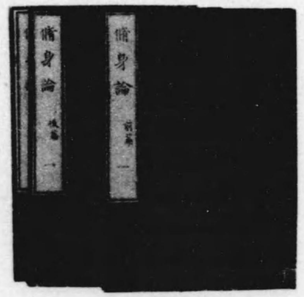

第六圖　小學校教科書

神人天地 萬物主宰 善道 信義 祖父
祖母 父母 伯父 叔父 伯母 叔母
親子 兄弟 姉妹 親愛 友愛
神ハ 天地の主宰にして 人ハ 萬物の靈なり○
善道を以て 身を脩め 信義を以
て 人に交る○ 親子の間ハ 親
愛を主とし 兄弟の際ハ 友愛を
專とす○ 親の父を 祖父といひ 親
の母を 祖母といふ○ 親の兄弟を
伯父叔父といひ 親の姉妹を 伯母叔母といふ

	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八

第七圖　教授用掛圖 （七三頁參照）

端坐して教授を爲した教師は、常に黒板の前に立ち、必要に應じて白筆（白墨を云ふ。所によつては胡粉を用ひた）を以て板書するのであつた。次には書物以外に、掛圖を用ひて兒童の記憶を便ならしめた事である。此の掛圖は文部省の編纂であつて、次の如き種類があつた（圖版第七圖參照）。

五十音圖　加算九々圖　線及度圖
單語圖　乘算九々圖　色圖
伊呂波圖　減算九々圖　面及体圖
連語圖　除算九々圖　算用數字圖

しかし之等全部が使用せられた譯ではなかつたらしく思はれる。更に又教授に際しては、教師は大に鞭（教鞭）を振つて兒童の注意を喚起せしめ、且その動作を機敏ならしめた。此の鞭を振る事は、教授上甚だ重要なる役割を持つて居たのである。兒童は腰掛に倚つて、或は板書、掛圖の文字を誦習し、又石盤に石筆を以て書き、教科書を朗讀したのであつた。而して單語はすべて「東ひがし、西にし」の如く音と訓とを同時に云ふのが普通であつた。」

以上、養成校設置以後に於ては、從前の不完全なる施設、教授法等は次第に改正され、統一されては行つたものゝ、當地方教育の全面的刷新を圖るには尚程遠しと云はざるを得なかつた。其の主なる原因は、養成校の存續期間が甚だ短きに過ぎた事にあつたのである（第三章第六節參照）。

註（1）帝國教育會編「學制五十年史」四〇頁。

（2）「愛知縣布達類集」（明治九年刊）三九九頁所載。「愛知縣小學校教科等級表」は上等、下等と分れて居るが、此處には下等小學のみを掲げた。上等小學のそれは、實際上初等教育とは見なし難く、且未だ上等小學兒童は無之故、故意に省略した。

（3）「愛知縣布達類集」四二三頁。

（4）「洋算童蒙指教」は彦坂菊作門人にて、且舊豐橋藩士なる金谷吉九郎、三輪弘忠の共編である。緒言に曰く、「此書ハ專ラ余塾ノ鄙見ヲ述ヘ、傍ラ通常算法ヲ拔萃シ參合編輯セルモノニシテ、文ハ達意ヲ趣旨トスルナレハ敢テ語ノ雅俗ヲ問ハス。是素ヨリ廣ク大方君子ノ覽ニ供スヘキニアラス、我豐橋兒童ノ初學ニ便シ、前途ノ稗益タラシメント欲スルナリ。」と。

（5）「愛知縣布達類集」八四五頁。

二　就學兒童

兒童の就學に關しては、「學制」第十二章に、

一般人民華士族農工商及婦女ノ學ニ就モノハ之ヲ學區取締ヘ届クヘシ。若シ子弟六歳以上ニ至リテ學ニ就カシメサルモノアラハ、委ク其由ヲ學區取締ニ届ケシムヘシ。

とあるが小學創立に際しては、既に義校に在つた者は滿六歳以下の者と雖入學を許した。更に愛知縣に於ては明治七年一月に至つて、

入學ハ年齡六歳ヨリ十三歳ヲ限ルト雖モ、當分ノ內十三歳以上ノ者モ入學差免スヘシ（愛知縣小學規則第二十六則）。

と規定して學齡を明にし、且之に多分の融通性を與へた。此の如き次第により、初期小學校の就學兒童年齡は甚だ不揃であつて、多きは十六、七歳にも達して居た者さへあつたのである。次に記す所は、立志學校（後の吉屋學校）に通學した曲尺手町在住兒童の年齡を示す。之は明治六年十月の創立以來三ケ月を經た翌七年一月の調査であるから、全部が下等八級生であつた譯である。(1)

安次郎	長男	大木元作	五年十ケ月
松三郎	長男	梅田千代松	八年七ケ月
同人	次男	同松太郎	六年三ケ月
又平	長男	大木惣吉	六年十ケ月
搗庵後家ふか	長男	湖南於兎一郎	六年二ケ月
彦七	長男	山口菊三郎	六年十ケ月
佐吉	長男	白井吉太郎	七年一ケ月
茂三郎	長女	松阪まつ	八年二ケ月
十江	長女	大木を枝	七年三ケ月
喜八	長男	鈴木仙治郎	八年九ケ月
富吉	三女	大須賀あの	九年九ケ月
金藏	長男	中村平藏	十年三ケ月
佐吉	長女	白井をセ	十年九ケ月
彖吉	長女	福本ぬを	十一年三月
庄八	三男	高部駒吉	七年
彌平	次女	大木きみ	六年四ケ月
甚四郎	長女	永田おう	七年

當地方小學校に於ける創立當時の就學兒童數は、記錄に明なるものに、豐麻學校八十名、幡太學校七十四名、野依學校五十九名、下條學校四十餘名等があり、其後の二、三ケ年は相似たる人數であつた。之等は前述の如く長幼の別なく一時に入學を許した時期のものである故かゝる數字を見た譯で、以後秩序のやゝ整ひ初めた明治十年頃より次第に兒童數は減少したのであつた。今野依學校を例として逐年の就學狀況を調査しよう。(2)

年度	入學	退學	年末在籍數
（創立）明治六年	九月 五九	—	五九
明治七年	一月 二四	—	六一
	六月 二四		
	十二月 二六		
明治八年	一月 一一	四 七	七二
	六月 一一		
	十二月		

明治九年	二月	一八三	三六			
	十二月	一一八五	一一五			
明治十年	五月	七一	一六			
	六月	十六二月	一六			
明治十一年	五月	八	一二			
	九月	十二月				
明治十二年	三月	三六				
	十二月	四十二月				
		一八一				
		四九				

右の中、明治九年三月の項に於ける退校者三十六名は、植田村育成院に分校として植田學校が新設された爲であり、又明治十二年十二月に於て始めて下等小學全科を卒業せる者が二名あつたが、之は退學者の中に數へたのである。

次に兒童就學率に就いて考ふるに、其の資料甚だ乏しく、僅に高師學校に於ける明治九年以降の分が殘つて居るに過ぎない。(3)

年度	學齡兒童數	就學兒童數	就學百分比	備考
明治九年	一七八 男 九七 女 八一	八四 男 七〇 女 一四	四七、一九	學齡以上就學男子二名
明治十年	一三三 男 七二 女 六一	五七 男 五一 女 六	四二、八六	
明治十一年	二〇七 男 一一一 女 九六	六七 男 六三 女 四	三二、三七	學齡以上就學男子一名未滿就學男一名
明治十二年	二〇八 男 一一二 女 九六	七〇 男 六三 女 七	三三、六五	學齡以上就學男子二名

右表に於て特に女子の就學の少いのは、舊時の餘弊の尙踏襲されて居る事を物語るものであり、市街地たる豐橋に在つてはかゝる田舍に比し幾分高率であつた事は想像に難くないのである。勿論かくの如き部分的の例を以て、當地方の全般を推す事は甚だ危險ではあるが、廣く愛知縣の(4)統計を見るに、明治六年の就學百分率四八・四九、七年四七・〇二、八年三九・五九、九年三九・九〇、十年三七・八〇、十一年三七・六〇、十二年三九・四〇と成つて居り、前記高師學校のそれと大差なき狀態

であつたのである。

縣當局に於ては、此の憂ふべき就學率の低下に對し、夙に明治十年九月の縣令を以て、「(5)就學牌」なるものを作製して兒童に佩用せしめた。之に依つて兒童の就學、不就學の區別を明ならしめ、以て就學奬勵の一助たらしめんとしたのであるが、其の效果の、さして見るべきものゝなかつた事は上記統計の示す如くであり、幾何もなくして「就學牌」の佩用も止んだ。

註（1）曲尺手町關係文書。

（2）「野依學校沿革略史」による。

（3）「高師學校沿革誌」による。

（4）「愛知縣史」（大正三年刊）下卷一三ノ二一。

（5）「就學牌」は、上等生用は洋銀、下等生用は眞鍮で作つた徑一寸の圓牌である。「野依學校沿革略史」に載する處の圖を左に掲げる。

（表面）

（裏面）

ホ　等級及試驗

既に述べた如く、小學校に入學したる者は、「學制」の規定に從つて、六ヶ月の課程を經て下等八級より次第に昇級して行くのであつた。而して昇級に際しては一級毎に必ず試驗を行ひ、之に及第するに非ざれば昇級は出來なかつた。

來ル十五日

第三番小學校生徒大試驗
時間午前八時ゟ午后四時迄
來ル廿五日
第壹番小學校生徒大試驗
時間同斷

右之通ニ候間各町副戸長外生徒之父兄タル者必來觀可致樣幹事試補ゟ通達有之候間此段御通達申候也。[1]

之は明治七年三月九日、豐橋第一小區戸長より町中一般に通達されたものであるが、試驗の相當に嚴重であつた事は、その文面にても充分にうかゞはれる。

併し小學創立當初に在つては、既に述べた如く就學兒童の年齢は一定して居らず、且その學力にも當然大差があつたから、（既に寺子屋に於て學んで來た者、初めて小學へのみ入つた者等）順次之を整頓すべく、下等八級以後に於て、年長且つ優秀なる者は、必ずしも毎級六ヶ月の課程を踏まずとも昇級する事を許した。一例として關屋學校に學んだ佐藤又八翁（幼名常次郎）の免狀に依れば、年齢十年十ヶ月にて明治七年七月に下等八級を終了して居るにも不拘、同年九月に七級、同年十二月には六級を終へて居るのである。尚試驗合格の證として免狀が授與される事となつたのは、明治七年六月の縣令第五十三號が布達されての後であつた。即ち、「今般管下各小學校ニ於テ追々新教則施行候ニ付テハ下等八級ヨリ毎壹級卒業免狀相渡候云々。」とあるに依るが、當地方にて之が實施を見るに至つたのは、其後一ヶ月を經た明治七年七月であつたのである（圖版第八圖參照）。

かくて明治七年末の一番[2]小學關屋學校に於ては、下等五級八、六級一八、七級二五、八級六四の四等級一一五名を數へ、又明治八年三月の高師[3]學校にては下等四級より八級に至る五等級を設けて居たのである。

明治九年末に及んで、初めて下等小學の最終學級である下等一級生が、關屋、八丁、吉屋等の諸校に出來た。勿論其他の大部分の學校には未だ下等一級生なく、幡太[4]學校の如きは、明治九年五月に於ても尚下等三級一名を最高とし、以下四級二名、

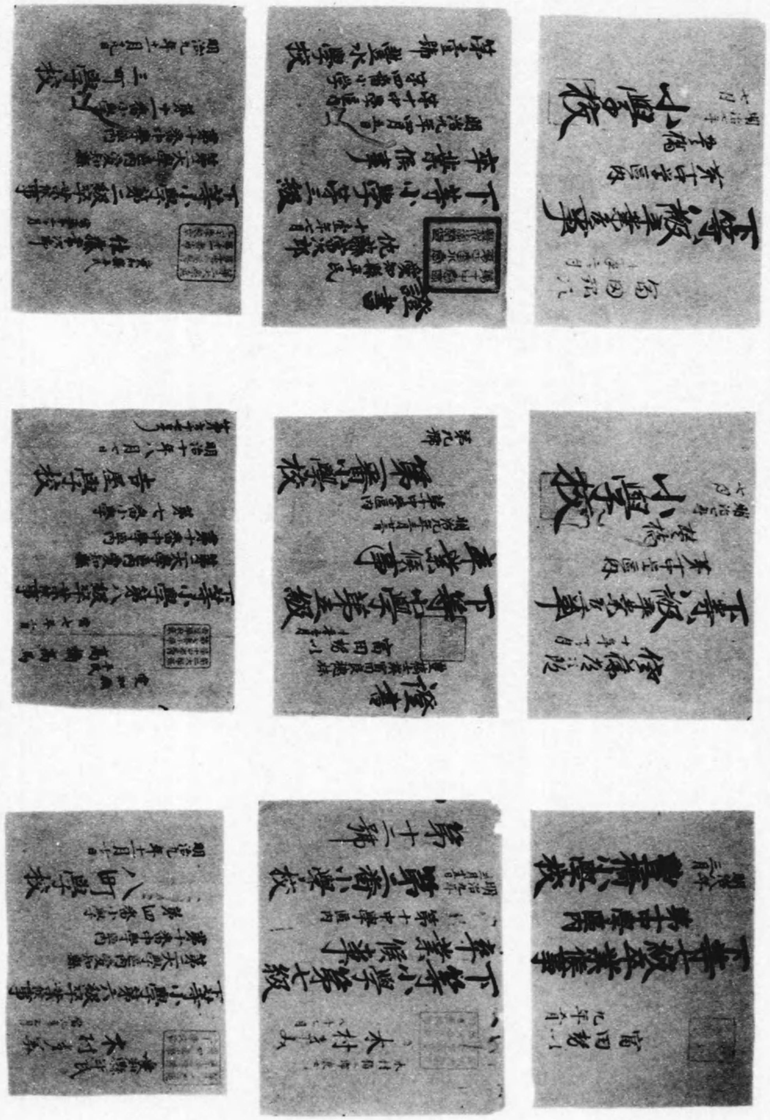

第八圖　下等小學卒業證書

五級六名、六級一五名、七級二五名、八級六三名の六學級あるのみであつた。

さて此處に說明を要するは、右の如く上級に至るに從つて兒童數の激減する原因は、何處に在りやの問題である。

云ふ迄もなく試驗の結果に依る落第はあつた。明治十年八月七日の「吉屋學校定期試驗點數表」（圖版第十一圖參照）に徵するに、成績劣等なる者を、復習、元級の二に分ち、前者は約一ケ月間元級にて復習せしめ、然る後進級せしめるのであり、後者は全く落第として元級に止めて居るが、併し之等の數は極めて少く、前揭の如き人員の減少に對しては殆ど影響を與へて居らぬ。要するにその原因の最も大なるものは退學にあつたのである。即ち兒童の父兄たる者未だ小學校の本旨を理解せず、子弟が少しく文字を解するに至れば事足れりとして、早々に退學せしめる者が甚だ多かつたからである。かゝる狀態故、下等一級の課程を終了し、目出度く下等小學を卒業した者に至つては、更に寥々たるものであつた事は論を俟たぬ。

下等小學卒業生が更に進學する爲には上等小學があつた。之も下等小學に於けると同樣八級に分れ、上等八級よりはじめて一級に至るのであつたが、既に下等小學卒業生にして右の如き有樣であつたから、上等八級に入學したる者の數は推して知るべきであらう。豐橋の小學校を除く當地方の諸校にて、明治十二年以前に上等八級生を出したる學校は一校もなかつたのである。

註（1）「御觸書留帳」明治七年の條による。
（2）小久保彥十郎文書。
（3）「高師小學校沿革誌」による。
（4）花田小學校藏「誦習學舍」額裏註記。

第六節　教師及びその養成

イ　小學創始期の教員

「學制」第四十章に依れば、小學校の教員は男女を論ぜず年齢二十歳以上、師範學校卒業免狀、或は中學卒業免狀を有する者に限ると云ふのであるが、當時は未だ師範學校、中學校の設立は全然なく、從つて此處に云ふ有資格者のあるべき筈がなかつた。故に、「學制」にも第四十二章に、「以上ハ其ノ目的ヲ示スモノニシテ數年後ヲ待テ之ヲ行フヘシ。」として教員の資格の自由を認めて居たが、然らば如何なる人々が當地方最初の小學校教師たり得たであらうか。今其の氏名を擧げて之を檢討して見よう。

(1) 小學創始期の教員氏名表

○印舊豐橋藩士　△印舊寺子屋師匠

學校名	教員氏名		
第九中學區 第四十一番小學 下條學校	句 ○兒島德	習 ○本多清七	算 村上勇次郎
第四十二番小學 牛川學校	句習 ○中村重久	算 山口新作	
第壹番小學 關屋學校	○村松利厚 ○小野田由衛 ○菅谷四男太	○尾藤德義 ○藤森彥男	○秋山尙 ○西岡禮
第貳番小學（校名不詳）	句習算 ○金谷吉九郎		
第參番小學 立志學校	○波多野英一 ○中村慶作	○加藤式太郎 ○三輪弘忠	○柴田豐水 ○山本正繼
第四番小學 幡太學校	句 ○森平五	習 ○安松幹夫	算 田中金藏
第五番小學 吉川學校	句 ○古野正靜	習 ○金子鼎	算 大林安平
第六番小學 三ノ輪學校	句 佐久間玄碩	習算 ○平山季人	
第七番小學 田尻學校	句習 ○小池義一	算 ○高部周藏	
第十番小學 高足學校	句 △清原容純	習 △藤井宣純	算 柴田米作
第十一番小學 牟呂學校	句 森田光文	習 △宍戸春翁	算 岡田豐房
第十二番小學 野依學校	句 ○松本武二郎	習 △東野良光	算 △山田七助
第十三番小學 草間學校	句 △松岡素童	習 ○中根佾平	算 △內藤忠右工門
第十四番小學 大崎學校	句習 ○富田良穗	算 △小柳津治郎左工門	
第三十六番小學 豐麻學校	句習 ○小野田孝吾	句 ○加治千万人	算 白井相助
第三十七番小學 鹿菅學校	句習 ○關屋三郎	算 中田兼太郎	

即ち此の表に明なる如く、全員四十八名の中、舊豐橋藩士（時習館關係者をも含む）三十名、舊寺子屋師匠たりし者八名であつて、其他は主として算盤に秀でたる者が算術教師となつて居るのであつた。

さてかく舊豐橋藩士の教育界進出は甚だ多かつたが、尙此處に擧げたる者のみに止らず、(2) 八名郡に出でたる者に、稻垣義春

（三上學校）、橋本俊藏（加茂學校）、鈴木驛路（西郷學校）、市川多賀作（和田學校）、佐々木高正（嵩山學校）、寶飯郡へ出でたる者に、小島彦七（當古學校）、兒島閑窓（豐川學校）、山本立藏（仝上）、南設樂郡へ出でたるものに、大田晴齋（海老學校）等がある。

り、少しく時後れて教員となつた者を加ふれば相當の數に上る。思ふに之等の人々は、相當に學識あり、急設された小學校が必要とする教員として至極適任であつた事と、廢藩直後の武士にとつて、經驗なき商法に身を入れるよりも、職業として教師となる事が、生活する上には遙かに望ましいものであつたからではなからうか。

又教師の年齡に就いても、その資格と同樣甚だ自由であつた。明治七年、十四歳にして多米學校の主席教師となつた大田啓太郎翁の談に依ると、翁の家は曾祖父大田錦城以來時習館の教授を勤めた學者の家柄である故、翁も若年ではあるが學問は大方出來るであらうと云ふ位の理由で招かれたのだと云ふ。以て其の安易性が覗はれよう。

かくて「學制」の云ふ目的には副ひ得べくもない當時の狀態ではあつたが、併し全く「學制」をして空文化せしめた譯ではなく、實は徐々ながらも之に近附きつゝあつたのである。其のあらはれとしては、岡崎養成校の設置があつた。

註（1）本表は「小久保彦十郎手記」に基づく。舊豐橋藩士の檢出は、主として「豐橋縣士族卒便覽」に依つた。

（2）「八名郡誌」九五九頁。

（3）「大田成齋事歷」による。

ロ　岡崎養成校

明治六年十二月、愛知縣にては次の如き布達を出した。

當縣ノ儀ハ第二大學本部ニテ學事之儀ハ部內之軌範トモ可相成ニ付、今般師範學校卒業生荒野文雄津田信吉第二督學局ヨリ派出被申付候ニ付、名古屋（久屋町一丁目）、岡崎（舊額田縣廳）兩所へ小學教員養成之爲一學校ニ設立シ、右二名之者ヲ此校ニ置キ其教員トナシ、既ニ名古屋養成校ハ本月十二日開業、岡崎同校ハ明治七年一月八日開業之筈ニ付、是迄各中學區內各小學校ヘ

被相雇居候教員ハ勿論追々小學教員ト相成度有志之徒ヲ廣ク召募シ、此校ニ於テ教授之方法ヲ傳習爲致追々成業之者ヲ擢シ各所ノ小學ヘ派出爲致候得ハ、管下一般小學教則一致シ眞ノ正則普及可致ニ付、是迄小學教員及有志ノ後ハ別紙雛形ノ通入學願面相認、名古屋之分ハ來ル十日迄、岡崎之分ハ來ル廿五日迄ニ其區內ノ學區取締ヘ差出サセ、取締ヨリ取束早々可差出、此段相達候事。

即ち尾張部は名古屋久屋に設置し、教師として津田氏、三河部は元岡崎藩太夫都築氏の邸にて後額田縣廳の置かれた家屋を使用し、教師として荒野氏が之に當つた。（以下當地方と關係ある岡崎養成校に就いて述べる）。

かくして設置せられた岡崎養成校に對し、之が生徒として入學せしむべく、學區取締の推擧によつて三河各小學校より優良教員數十名が撰拔された。其の中、渥美、寶飯、八名の三郡中より撰ばれた者の氏名は左の如くであつた。(1)

第九中學區（八名郡）	第二十八番小學乘本學校	本多述	舊田原藩士廿九歳
〃 〃	第三十三番小學御薗學校	井指昌	舊豐橋藩士十九歳
〃 〃	第四十一番小學下條學校	本田清七	舊豐橋藩士十九歳
第十中學區（渥美郡）	第壹番小學關屋學校	村松利厚	舊豐橋藩士廿五歳
〃 〃	第參番小學立志學校	波多野英一	舊豐橋藩士廿六歳
〃 〃	第九番小學細谷學校	田村左內	舊岡崎藩士廿四歳
〃 〃	第十七番小學七根學校	鈴木三四郎	舊田原藩士廿六歳
〃 〃	第十八番小學片神戸學校	阿保唯四	舊田原藩士四十四歳
〃 〃	第十九番小學今田學校	川澄義幹	舊田原藩士廿一歳
〃 〃	第二十番小學田原學校	金田正名	舊田原藩士廿三歳
〃 〃	第二十七番小學和地學校	伊藤豫	舊田原藩士廿六歳

ク　（寶飯郡）　第三十六番小學豐麻學校　小野田孝吾　舊豐橋藩士廿四歳
ク　ク　第四十一番小學豐川學校　兒島閑窓　舊豐橋藩士四十七歳
ク　ク　第四十三番小學國府學校　大橋見龍　四十七歳
ク　ク　第五十四番小學竹之谷學校　成瀨文吾　舊濱松藩士三十九歳

前記布達には、「是迄各中學區内各小學校教員ト相成度有志之徒ヲ廣ク召募シ」とあつたが、現職教員以外の者の入學は一名もなかつたのであつた。

(2)さて撰抜を受けた教員等は、直ちに入學すべく岡崎養成校に赴いたが、意外にも入學試驗を課せられた。之は學校の都合によつて、急に定員四十名と限定したからであつた。

試驗課目は、讀方書方、作文、算術の四科に亙り、讀方は合信氏漢譯の博物新編、算術は四則より按分比例迄の問題であつた。此の結果、當地方より撰抜された十五名中、細谷學校田村、今田學校川澄の兩名を除く全部が入學を許可された。夙に豐橋藩校時習館の主席教授を勤め、後鄉學校教授とも成つた兒島閑窓が、此の時寶飯郡豐川學校教師として入校した事は、時代の然らしむる所とはいへ、感慨無量なものがある。こは明治七年一月十日、閑窓四十七歳の時であつた。

生徒中には和學者あり、漢學者あり、又書家、畫家等があつて、方面に依つては教師たる荒野氏より遙かに學力の優れたる者も居た。故に和文漢文の如きは、教師の作れるものをも生徒が遠慮なく訂正指導する事もあつたが、本養成校の指導目的たる教授法並びに洋算、特に洋算に至つては之等學者連も大に困惑し、四ケ月間に加法より開平開立迄の教授を受くると云ふにも拘はらず、卒業の際漸く算用數字を書き得るやうになつたに過ぎぬ者もあつたと云ふ。

尙養成校に於ては、一般教員に對しても授業を參觀せしめ、以て多少なりとも新知識を得しめようと圖つた事は、次の(3)願書にて頷れる。

各小學校教師養成校參觀可仕樣御通達ニ付、去ル廿四日當學區内豐橋小學校教師參觀願出候處、萬端御配慮御世話被下度

候趣御苦勞ニ存候。就而ハ日割之通追々差出可申候處、當節病氣之者有又無據差支等御座候ニ付、御日割出校成兼候間、暫日延願度此段宜敷御執斗冀候。

一月廿六日午後六時

第十中學區取締
小久保彦十郎

養成校
執事御中

養成校の卒業式は、明治七年四月二十七日、一名の落第者をも出ださずして行はれた。其の際、「上等小學教科卒業候事」と記した(4)證書が授與されたが、裏面には、「此卒業證書ヲ得タル者ハ上等小學ノ教員タルベキ事但七ケ年ヲ以テ年限トス年限後尙教員タラント欲スルモノハ僉議ノ上更ニ證書ヲ授クヘシ。」と朱書してあつた。即ち之は卒業證書兼教員免許狀であつたのである。

養成校を卒業した教員は、再び以前勤務して居た學校に復歸して教鞭を執つた。之は其の學校の費用にして入學したのに依る。

かくて岡崎養成校は、最初の小學教員養成機關として混沌たる三河地方の教育界に現はれたのであるが、明治七年二月、名古屋に文部省直轄の愛知師範學校が開設されるや、開校後四ケ月、僅か一回の卒業生を出したのみで閉校を餘儀なくされた。

之より先、岡崎養成校廢止の報傳はるや其の存續を願ふ者多く、三河部第七第八第九第十中學區の各學區取締は、連署を以て縣當局へ(5)養成校繼業願を提出した。

御管下岡崎養成校御設立已來入學之教員日夜勉勵仕、已ニ不日卒業之際ニ立至候處、今般本縣師範學校御取設ニ相成候ニ就而ゞ、岡崎養成校御引拂ニも可相成哉之趣傳參、一同愁歎仕候。其故ハ當國へ養成校被取設候儀ハ速ニ全國へ教員波及

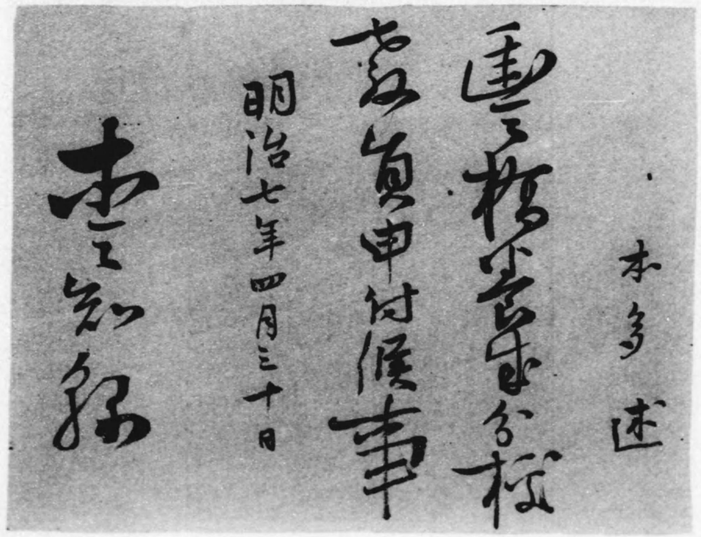

第九圖　本多述と豐橋養成分校教員辭令

可致御所分之處、今日廢止ニ相成候ハヽ、卒業之教員モ未タ中々以遍布ノ場合ニハ至リ不申、殊ニ僻遠之地ニ於テハ尚一段之後レニモ可相成奉存候御場所ニ御座候間、此上一二回之處荒野文雄殿へ被命、是迄之通於岡崎訓導相成候樣此段奉願候。

明治七年四月十二日

當局に於てもかゝる地方の事情を察し、前述の如く一度は閉校したが、直ちに翌五月、改めて名古屋なる新設師範學校の分校として、岡崎と豐橋に夫々養成分校を設置した。此度は三河を二分し、岡崎に於て西三河、豐橋にては東三河の教員を養成する事となつたのである。

註（1）「小久保彦十郎手記」並びに「八名郡誌」九六〇頁による。

（2）以下岡崎養成校に關しては、卒業生本多述翁の談及び「愛知教育」學制頒布記念號（大正十一年十一月刊）所收、本田清七述「學制頒布當時及爾後の教育」に依る。

（3）「小久保彦十郎手記」。

（4）本多述翁の證書による。此の時首席にて第一號の證書を授けられたのは若冠本田清七、本多述翁は第三號であつた。

（5）「小久保彦十郎手記」。

ハ　豐橋養成分校

豐橋養成分校は明治七年五月八日、縣より權中屬清水敏、少屬松平計太郎、十三等出仕石橋彌等を迎へ、八町なる舊時習館に於て開校式を擧行した。

教師は今般岡崎養成校を卒業したる本多述、波多野英一の兩名であつた。即ち養成校にて學び得た新知識を傳習せしめんとするのである。本多氏は八名郡乘本學校教員、波多野氏は豐橋立志學校教員であつたが、殊に本多氏は舊田原藩校成章館教授方を勤め、其後大學南校にも學びたる程の人物であつた。故に八名郡に於ても夙にその學識を認められ、下條學校本田清七、

大野學校本多大慶と共に、三本多と稱せられて居たのである。又波多野氏と雖舊豐橋藩校時習館の教方をなせる相當な學者であつた。

入校の生徒は定員四十名を少しく越えて四十六名あつた。而して此の時も岡崎養成校の場合と同様生徒は總て教員在職者のみであつたのである。

豐橋養成分校生徒名簿

第九中學區（設樂郡）	第五番小學草部學校	今泉剛二郎	
〃	第八番小學門谷學校	吉田隆敬	
〃	第九番小學海老學校	井上蘿	
〃	第十六番小學小松野學校	窪田豐作	
〃	第十九番小學下津具學校	菊池慕	
〃	第二十一番小學乘本學校	鈴木鳳一	
〃	第二十二番小學半原學校	木村久周	
〃	第二十六番小學一色學校	大伴四郎	
〃	第二十七番小學大野學校	牧暮四郎	
〃	第二十九番小學下吉田學校	新宮重則	
〃	第三十番小學吉川學校	坂上貢	
〃	第三十一番小學庭野學校	鳥井養二郎	
〃	第三十四番小學日下部學校	木愼爾	

〃	〃	助教	田中濱吉
〃	〃	第三十五番小學校	茂木知至
〃	〃	第三十六番小學校	山本義路
〃	〃	第三十七番小學校	稻垣義春
〃	〃	第四十二番小學校	中村重久
第十中學區（渥美郡）			
〃	〃	第四番小學校	原田孝禪
〃	〃	第六番小學校	佐久間玄碩
〃	〃	第十番小學校	清原容純
〃	〃	仝校	加納直三
〃	〃	第十二番小學校	東野良光
〃	〃	第十三番小學校	中根佾平
〃	〃	第十四番小學校	高柳幸太夫
〃	〃	第十七番出張所	池本鼎湖
〃	〃	第十九番小學校	川澄義幹
〃	〃	同校出張所	楠東岳
〃	〃	第二十一番小學校	渡邊長教
〃	〃	第二十三番小學校	高和義吉
〃	〃	第二十四番小學校	長谷川榮
〃	〃	第二十五番小學校	大庭仲

〃	〃	第二十六番小學校	中村偉義
〃	〃	第二十八番小學校	藤波潤
〃	〃	第二十九番小學校	荒木田織衣
〃	〃	第三十一番小學校	大沼梅苗
〃	〃	東出張所	大羽庸行
〃	〃	西出張所	川澄親
〃	〃	第三十三番小學校	田中周平
〃	〃	第三十四番小學校	松坂高三
〃	〃	第三十五番小學校	小島彥七
〃	〃	第三十九番小學校	武田天然
〃	〃	第四十六番小學校	渡邊勘一郎
〃	〃	第四十七番小學校	花園樵溪
〃	〃	第四十八番小學校	石黒須賀雄
〃	〃	第四十九番小學校	杉江太禪

（寶飯郡）

授業は毎日五時間行ひ、午前九時始業、午後三時終業、正午より午後一時迄の一時間が放課であつた。授業時間割を次に示す。

課目	始業	終業
復讀	午前九時	午前九時四十分
讀物	〃 九時四十分	〃 十時二十分
書取問答	〃 十時二十分	〃 十時四十分
	休	
算術	〃 十一時	〃 十一時四十分
習字	〃 十一時四十分	〃 十一時五十分
体操	〃 十一時五十分	正午
	休	
算術	午後一時	午後二時
輪讀	〃 二時	〃 三時

右の中、輪講の時間には、生徒が交互に教師の位置に立つて教授法の實地練習を行つたのであるが、かゝる際には生徒側より盛に難問を發して教師に成りたる者を苦しめた。伊良湖學校の川澄親などは其の最たる者であつたと云ふ。

授業中生徒の執るべき態度を示せるものに教場規則があつた。之には「教場に於ては萬事教師の指揮に從ふべき事」とか、「教場に於ては喫煙すべからざる事」等七項目を擧げて居るが、その第七則に、「受業中石盤へ樂書すべからざる事」とあるは、正に時代を知るよすがとも成らう。

かくして前にも屬〻述べたる如く、此の豐橋養成校の生徒は、四ヶ月を經て卒業證書（圖版第十圖參照）を授けられ、再び前任

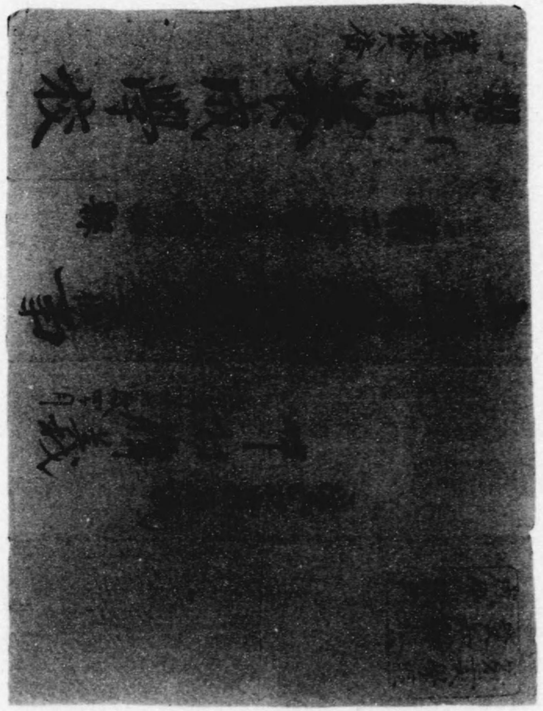

卒業證書

證書（朱書）

此卒業證書ヲ得タル者ハ上等小學ノ教員タルヲ可ス

但七ヶ年ヲ以テ年限トス年限後他教員タラント欲スル者ハ尋常上更ニ證書ヲ用フヘシ

課目	始業	終業
復讀	午前九時	午前九時四十分
讀物	〃	九時四十分	〃	十時二十分
書取問答	〃	十時二十分	〃	十時四十分
休		
算術	〃	十一時	〃	十一時四十分
習字	〃	十一時四十分	〃	十一時五十分
体操	〃	十一時五十分	正	午
休		
算術	午後一時	午後二時
輪讀	〃 二時	〃 三時

右の中、輪講の時間には、生徒が交互に教師の位置に立つて教授法の實地練習を行つたのであるが、かゝる際には生徒側より盛に難問を發して教師に成りたる者を苦しめた。伊良湖學校の川澄親などは其の最たる者であつたと云ふ。

授業中生徒の執るべき態度を示せるものに教場規則があつた。之には「教場に於ては萬事教師の指揮に從ふべき事」とか、「教場に於ては喫煙すべからざる事」等七項目を擧げて居るが、その第七則に、「受業中石盤へ樂書すべからざる事」とあるは、正に時代を知るよすがとも成らう。

かくして前にも屢〻述べたる如く、此の豐橋養成校の生徒は、四ヶ月を經て卒業證書（圖版第十圖參照）を授けられ、再び前任

東書（朱書）

此卒業證書ヲ得タル者ハ上等小學ノ教員タルヲ可キ事

但七ヶ年ヲ以テ年限トス年限後尚教員タラント欲スル者ハ愈〻上更ニ證書ヲ與フヘシ

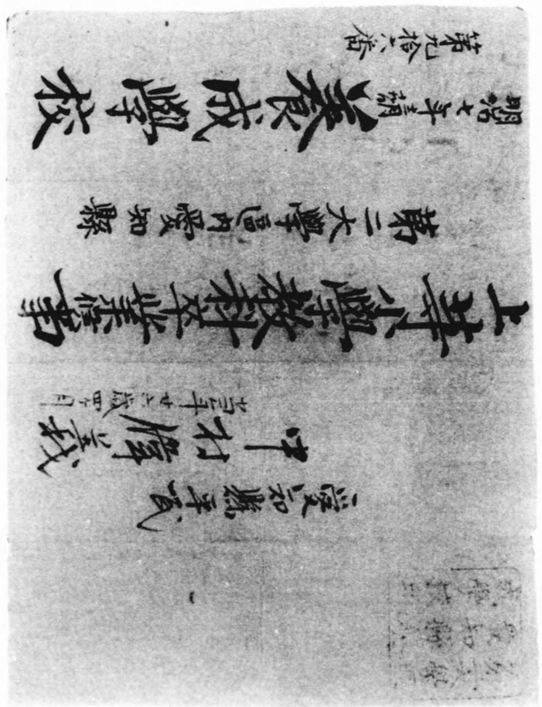

の小學校に歸つて教鞭を執つた事は全く岡崎養成校に準じ、所謂新らしき教授法が次第に當地方に普及せんとするに至つた。

第二回目の卒業生中には當地方關係者として、

第九中學區　第四十二番小學松坂學校　加藤要
第十中學區　第五番小學吉川學校　吉野正靜
〃　第七番小學田尻學校　池田重次郎
〃　第十一番小學牟呂學校　森田光文
〃　第四十一番小學豐川學校　山本立藏

等があつた。又第十中學區八番小學二川學校教員田村善輔は、七十餘歳の老軀をも厭はず毎日駕籠に乘つて通學したと云ふ。然るに惜哉、此の養成分校も卒業生を出す事僅か四回にして閉鎖されて了つたのである。

註　本項に關しては、教師たる本多述翁（本年九十六歳、田原に現住せらる）の談を主とし、「小久保彦十郎手記」並びに田原中部小學校藏の「豐橋養成分校教則寫」を參照した。

ニ　豐橋養成分校以後

豐橋養成分校廢止後の狀況如何。

(1)今般本多述義養成學校本校助教拜命ニ而各校巡視被命候尤助教更番ニ巡視致候得ハ先不日本多述致巡視候間爲心得各校ニ御通達可有之候也

明治八年三月十八日

第十中學區取締

各小區御中

豐橋養成分校廢止さるゝや教員本多述は名古屋なる養成本校助教に任命せられ、巡回訓導として豐橋地方を中心に、東三河

四郡の各小學校を巡視した。之は岡崎養成校及び豐橋養成分校に於て傳習せられし所が、如何に實施されて居るかを調査且指導し、又教師の學力を試驗せんが爲であつた。此の巡校は翌明治九年の初まで續けられた。(2)

同年三月には新に養成校に教員傳習試驗係が置かれ、縣下各學校教員を召集して其の學力、品行の考査を行つた。十年一月には更に之を廢して教授改正係を設け、第五課々員が出張して實際授業の巧拙、學力の優劣を判定せしめ、之に合格した者のみに「改正小學授業術成業候事」と記せる免許狀を下附した。成績不良の者は當分假教員とし、更に檢定を受けしめたのである。

明治九年九月、縣布達第百二十三號を以て初めて小學教員の職名が定められた。

訓　導（五等に分つ）　權訓導（五等に分つ）　授業生（四等に分つ）　授業生補

如何なる人々が之等職名を附與せられたかに關しては詳でないが、參考とすべき一二の例を左に示す。

明治七年四月に岡崎養成校を卒へ、更に創立最初の愛知師範學校を卒業した本田清七が、明治十年八月、下條學校に赴任した時は五等訓導であつた。(3)又豐橋養成分校出身の山本立藏、中村偉義の兩名に就いて云へば、前者が明治十年一月に下地學校教員となつた時は四等權訓導として遇せられ、(4)後者が明治十年十二月、八名郡清水學校に赴任した時の辭令には、「一等授業生嘱任」とある。學歷相等しきにも拘はらず職名に差異の認められる事は、大に注目を要する所であらう。

次に明治十年十一月現在に於ける各小學校教員の人數並びに職名を記す。(5)

校名	規定教員數		實際教員數	
	教員	助教	教員	助教
第壹貳參番小學 關屋學校	一	五	一（訓）	一
第四五六番小學 八町學校	一	五	一（訓）	七
第七八九十番小學 吉屋學校	一	五	一（訓）	一〇
第十一十二番小學 三町學校	一	五	一（訓）	五
第十三十四番小學 吉川學校	一	〇	一（假）	〇
第十五番小學 高洲學校	一	〇	一	〇
第十六十七番小學 幡太學校	一	一	一（訓）	二
第十八番小學 仁連木學校	一	一	一	〇
第十九番小學 岩田學校	一	二	一	三
第二十番小學 三ノ輪學校	一	一	一	一
第廿八番小學 高師學校	一	一	一	二
第廿九三十番小學 福岡學校	一	一	一	一
第卅一卅二番小學 牟呂學校	一	一	一	三
第卅三番小學 草間學校	一	〇	一	〇

第卅四卅五番小學 大崎學校	一	一	（權）	一	一
第四十番小學 植田學校	一	○		一	○
第四十一番小學 野依學校	一	○		一	四
第百七番小學 下地學校	一	一	（權）	一	二

教員の中、（訓）は訓導、（權）は權訓導、（假）は假教員なり。其他は授業生もしくは授業生補。

之に依つて見るに、何れの學校に於ても教員以外に多くの助教を用ひて居た事が判るが、之が類似の事は既に小學創立直後（之より先、一部の寺子屋に行はれた）にても行はれて居たのである。一例を擧ぐれば、明治七年六月、寶飯郡豐麻學校生徒となつた同郡大林の林元治（福谷元治翁）は、學齢を少しく越えては居たが、入學以前既に同村珠光院にて充分なる寺子屋教育を受け、改めて下等小學の課程を學ぶ必要ない事は、教師の等しく認むる所であつた。依つて生徒とは云ふも、實際には教師の助手を勤めたのである。かゝる例は所々にあつたが、其の後教員の資格、職名が定めらるゝに及び、助教の制が設けられ、下等小學を卒へた年齢十五、六歳の、學力優秀なる者を採用して、教員の補助をなさしめたのであつた。

註（1）「御觸書留帳」による。

（2）「愛知教育」學制頒布記念號所收、本田清七述「學制頒布當時及爾後の教育」。

（3）仝右參照。

（4）「下地學校沿革誌」による。

（5）明治十年十一月、第十七區學區取締調査、「學校沿革明細簿」による。

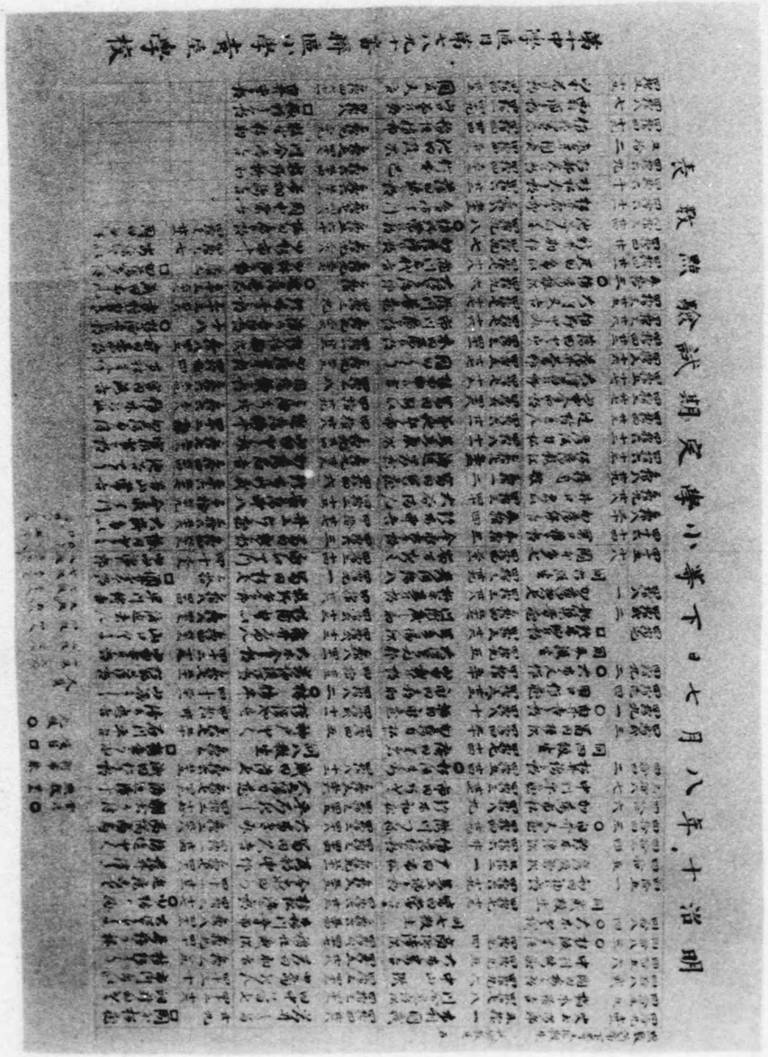

表數點驗試期定校學屋吉　圖一十第

第七節　小學校の經營と學校世話方

小學校の設立並びに經營は、原則として民費に依つた。即ち授業料及び學區內集金とである。而して之に少額ではあるが官よりの補助金として小學扶助委托金があつた。次に之等に就いて夫〻說明する。

授業料　學校を經營する上に重要なものは授業料である。官に於ては最初、之を以て經費の大部分に當てる方針であつた。一ヶ月五十錢を相當とし、外に二十五錢の分を設けた。而して一家にて二人の子弟を學校に入れる者は、下等の授業料を納める事とし、三人以上は二人分以外は出すには及ばずと規定した。が此の授業料は、理由はともあれ當時としては甚だ多額に過ぎ、かゝる事の容易に行はるべき筈がなかつた。依つて、愛知縣に於ては當分のうち、生徒の家庭の貧富の別に從つて三等に分ち徵收する事とした。(1)

上等　凡三十人　一ヶ月　六錢二厘五毛（一朱）
中等　凡六十人　同　四錢
下等　凡百四十三人餘　同　二錢

一ヶ月總計七圓十四錢一厘六毛餘

此の區分は、管下一小學校の平均兒童數を二百三十三人餘と見積つての計算であつた。併し當地方に於ける一校の平均兒童數は、既述の如く何れも之より少數にして、當然授業料總額も少なかつたのである。

明治七年一月、豐橋に於ては右の授業料を次の如くに變更し、戶長より夫〻通達せしめた。(2)

今般入學生徒月謝左之通改定候間、銘〻身分ニ應ジ差出可申。貫屬ハ取締市中ハ學校懸リニ而手本紙料トモ取纏メ、每月廿五日限無遲延相納可申旨、至急各町へ無洩御通達可被下候也。

上等　一名ニ付　七錢

中等　〃　五錢
下等　〃　二錢
手本紙　一度ニ付　一厘五毛

但兄弟二名入學之向ハ一名半月之月謝差出可申事。

學區內集金　之は其の小學校の校區內より醵出せしめる金員である。寄附金ではなく、愛知縣に於て、管下全戶數二十九萬四千七百十三戶の內、貧富の差に依り左の如く九等に分つて賦課したのであつた。(3)

上等ノ上	凡二千戶	一戶一ヶ年金壹圓	計二千圓
〃　中	凡一萬戶	〃　金七十五錢	計七千五百圓
〃　下	凡二萬戶	〃　金五十錢	計一萬圓
中等ノ上	凡三萬戶	〃　金三十七錢五厘	計一萬一千二百五十圓
〃　中	凡四萬戶	〃　金二十五錢	計一萬圓
〃　下	凡五萬戶	〃　金十八錢七厘五毛	計九千五百圓
下等ノ上	凡六萬戶	〃　金十二錢五厘	計七千五百圓
〃　中	凡七萬戶	〃　金六錢二厘五毛	計四千三百七十五圓
〃　下	凡一萬二千七百十三戶	〃　金三錢	計三百八十一圓三十九錢

總計六萬二千三百八十一圓三十九錢

右の金高を管內六百小學に割當てると、一校の平均は百〇三圓九十六錢八厘餘となる。依つて此の金額を以て主なる學校經費と定め、この割合により年に二度乃至三度に醵出せしめて、一應大區會所に集め、然る後學區取締の手より各校に渡したのである。

何故に斯の如く一校割當を百〇三圓九十六錢餘としたかに就いては、縣當局の見解に依ると、

一、小學校一ヶ所教授三人（讀、習、算）一人ニ付一ヶ月二圓ヅツ一ヶ年三人分給料取合セ七十二圓。

一、學校雜費一ヶ月三圓宛一ヶ年取合セ三十六圓。

合百〇八圓但不足金四圓餘。其他臨時賞與幷書籍器械等買入之費用ハ生徒授業料等ヲ以之ニ充ツ。

と云ふのであつた。

小學扶助委托金　「學制」の中には、學區を扶助し、教育を普及せしめるため、一定の金額を府縣に委托する規定があつた。「學制」頒布當時の狀勢は、「學制」の定むるが如き多數の小學校を一時に創設して、町村に多額の教育費を負擔せしめる事は無理であり、且學校の經營も困難な有樣であつたので、政府にては其の費用を補助するの必要ありとなし、明治六年より之を實施する事となつたのである。

右の補助金額は、兒童一名に對して一ヶ年九厘の割合で、全國を通じて二十九萬三千五百二十七圓餘、此の中、愛知縣への配當は一萬三百八十六圓九錢九厘であつた。而して之より學區取締（第三章第八節參照）の俸給一ヶ年分千二百六十圓を差引いた殘額九千百二十六圓九錢九厘を以て、縣下に於いて追々設立する學校の費用、書籍購入費、規則に依る積立金等、各小學校の不足を補助する豫備金とした。(4)縣への配當額が既に右の如き少額であつたので、之を十分した一中學區、更に細分した一小學區への割當金額たるや甚だ僅少であつた事は云ふ迄もないが、第十中學區に於ては、明治六年八月、小學校を設置せんとするに當つて、先づ此の委托金を利用した。

(5)御委托金拜借願

第十中學區內今般實地五十六小學設立御許容之上不日開校仕度、然ル處從來貧窮之村々殊ニ資金之方法相立兼、書籍幷器械等買入方ニ差支殆當惑仕候ニ付、御委托金之內壹校ニ付凡三十圓宛モ拜借仕度、勿論返濟之儀ハ資本金出來次第返上可仕候間、當分之內拜借被仰付度此段奉願候已上。

之は第十中學區取締及び第十五大區戸長連署しての願書であるが、其の結果は次の如くなつた。

八月廿七日	一金三十五圓	豐橋學校（三校）
〃	一金十一圓九十四錢二厘	赤羽根學校
〃	一金十二圓	高松學校
九月十二日	一金十五圓	和地學校
九月十九日	一金三十圓	豐橋學校（三校）
〃	一金十圓	七根學校
十月十三日	一金二十圓	中山學校
〃	一金十圓	伊川津學校
十月十九日	一金二十五圓	三ノ輪學校
〃	一金二十圓	七根學校

當地方としては、開校準備金の一部として豐橋三小學校が兩度に合計六十五圓、三ノ輪學校が二十五圓を借用したのであつた。

この委託金は、明治八年以後多少の增加を見、明治十年に至つて小學補助金と改稱されたが、明治十三年迄にて廢止された。以上が大体學校の經費となつたのであるが、當地方小學創立に際しては何れの學校と雖定められたる學區內集金、又小學扶助委托金の借用のみでは到底不足なる故、有志の者に呼掛けて寄附金を募つた。

寄附金　豐橋[6]に於ける寄附金は、瀧崎安之助、佐藤善六の各二百五十圓、服部彌八の二百圓を始として、總額は二千二百二十圓の多きに上つた。但し之等は何れも十ヶ年、五ヶ年、三ヶ年の年賦であつたので、最初の寄附金高は四百五十四圓であつた。[7]八名郡に於ても同樣寄附金を募つたが、最高金額は牛川村松坂五百枝の六百圓（十ヶ年賦）であつた。よつて明治七年

三月、牛川學校が松坂學校と改稱せられた事は既述の通りである。

酬つて支出の方面に就いて述べる。便宜上教員給料と學校雜費との二項目に大別する。

教員給料　最初一學校の教員數は、句讀、習字、算術の三名であつたが、其の給料は必ずしも同一ではなかつた。野依學校に於ては一ヶ月の給料、句讀師四圓、習字、算術師は共に二圓であり、脩德學校にては、句讀師三圓、習字師二圓、算術師一圓五十錢であつて、其他何れの學校も句讀師の俸給は高く、算術師のそれは低い。[8]之は算術、即ち算盤の術が、讀方、習字に對して從の立場にあるからと云ふのではなく、教員の履歷の差、換言すれば句讀、習字の教員は主として士族乃至は一山の住職であり、算術師は多く農耕に從事せる人達であつたと云ふ點に於て、舊來の習慣上かくは俸給の上にも差別があつたのであらう。

しかしながら其後岡崎養成校、豐橋養成分校が設けられて所謂教員の資格が明となり、更に明治九年、小學校職員の職名が定められるに及び、其の俸給高も次の如くに規定されたのであつた。

訓導（五等）	一等訓導	三十圓	五等訓導　十五圓
權訓導（五等）	一等權訓導	十二圓	五等權訓導　七圓
授業生（四等）	一等授業生	六圓	四等授業生　三圓
	授業生補	二圓五十錢	

併し、本田清七が明治十年八月、下條學校五等訓導に任ぜられた際の月俸は十二圓であり、山本立藏が明治十年一月に下地學校四等權訓導となつた時は七圓五十錢、又同年九月、高師學校四等權訓導に任ぜられた清原容純の俸給は八圓であつて、右の規定とは幾分の隔が認められる。尙助教の給料は一定して居なかつたが、明治十年の西南役前後に於て、關屋學校助教をなした岩田虎三翁の談によれば、同校助教は何れも月額二十五錢であつたと云ふ。

學校雜費　之は支出總額より教員給料を除いた全部を指すが、更に之を細別すると、校舍借用費並びに營繕費、書籍器械

購入費、筆墨薪炭費等に分れる。校舎借用費に就いては、校舎の借用を必要としない學校にあつては問題はないが、併し既述の如く小學開校當初に於ては、校舎を新築したる所は一校もなく、漸く數年後に至つて二、三校の校舎建設を見たに過ぎぬのであるから、此の項目は當然必要となるのである。而して其の額は、明治九年に於て、下地聖眼寺庫裡を使用した豐麻學校の一ケ年借賃二十圓が最高であつて、豐橋三町學校の十八圓、同吉屋學校の十五圓、同關屋學校の十二圓が之に次ぎ、其他の學校にあつては大体六圓乃至三圓であつたのである。(3)

さて上述の各小學校一ケ年の費用は何程であつたらうか。此の點に就いて、明治十年調査の「學校沿革明細簿」により作製したる表を左に掲げる。

豐橋地方小學校 自創立至明治九年 經費一覽表

校名	明治六年	明治七年	明治八年	明治九年
第一二三番小學校 關屋學校	一〇〇圓〇〇錢六	三二〇圓一九錢〇	四九九圓六〇錢〇	七一七圓三〇錢九
第四五六番小學校 八町學校	一	二一七・〇〇・〇	四五〇・〇〇・〇	七八九・八四・七
第七八九十番小學校 吉屋學校	一	二一七・六〇・〇	四〇五・二六・〇	六一三・二四・五
第十一十二番小學校 三町學校	一			
第十三第十四番小學校 吉川學校	六〇・二六・五	一六五・一二・三	一五二・一八・〇	一七一・八〇・八

第十五番小學校 高洲學校	一	一	六二・二六・六	九三五三・四
第十六十七番小學校 幡太學校	二七五〇・〇	一三九・一一・一	二二七五五・九	二九七七五・〇
第十八番小學校 仁連木學校	一	一二五・二〇・〇	一三三・一五・〇	一七七・〇〇・五
第十九番小學校 岩田學校	三一六〇・〇	一三八・一七・〇	一八四・六〇・〇	一八六・六三・六
第二十番小學校 三ノ輪學校	二五三一・三	二〇四・二五・〇	二一四・五〇・〇	二〇二・一六・〇
第二十八番小學校 高師學校	六五四六・〇	一三三・六五・〇	一四一・〇一・五	二〇八・五二・〇
第二十九三十番小學校 福岡學校	一	一三八・五〇・〇	一二五・〇〇・〇	一二三・四七・〇
第三十一三十二番小學校 牟呂學校	七一・〇〇・〇	一〇一・〇〇・〇	九一・〇五・〇	八〇一三・〇
第三十三番小學校 草間學校	八五・〇〇・〇	一八〇・〇〇・〇	一六〇・五〇・〇	一三二・八一・一
第三十四三十五番小學校 大崎學校	五一・〇八・三	九七・六九・七	一〇二・二五・八	一七二・九六・二
第四十番小學校 植田學校	一	一	一	一一五・七二・〇
第四十一番小學校 野依學校	一一二・一〇・〇	一一八・二五・〇	一二三・三〇・〇	一四九・六五・二

小學校經營の狀況は以上の如くであるが、然らば之等は一体何人の手に依つて行はれたのかの疑問が起るのであらう。よつて此處に學校世話方に就いて述べなくてはならない。

學校世話方　小學校以前の鄉學校には鄉學校係あり、其の後身たる義校には周旋方があつて、夫々校務を處理したのであるが、明治六年七月、義校が小學校と改められるに及び、周旋方も亦學校世話方と改稱せられた。即ち、縣より各校三名宛の學校世話方が任命せられ、夫等の人々によつて學校の經營が行はれたのである。次に各學校世話方の姓名表を揭げる。(6)

（明治六年十月末現在）

學校名	學校世話方	姓名
第壹番小學	豐橋	齋藤昱太郎
關屋學校	仝上	川村寬
第貳番小學	豐橋	增井初藏
（校名不詳）	仝上	東迪
第參番小學	豐橋	增井淵
立志學校	仝上	齋藤範藏
第四番小學	羽田村	廣岩左膳
幡太學校	仝上	松坂榮作
第五番小學	馬見塚	渡邊寬
吉川學校	吉川村	石原次郎左工門
第六番小學	三ノ輪村	飯野熊七
至誠館	仝上	近藤禮次郎
第七番小學	田尻村	宮林要人
田尻學校	仝上	加藤平九
第十番小學	高足村	芳賀東山
脩德學校	仝上	小林チヽタ
	仝上	彦坂京助
	花ケ崎	原田孝禪
	高須新田	植田七三郎
	瓦町	今橋貞充
	平川新田	岩瀨嘉次郎

第十一番小學	牟呂村	岡田彦治
牟呂學校	仝上	岡田周次郎
第十二番小學	野依村	見山新太郎
野依學校	仝上	小林宗格
第十三番小學	草間村	山本源五郎
草間學校		
第十四番小學	大崎村	中林市二郎
大崎學校	仝上	高柳源平
第三十六番小學	下地村	永井仙十
豐麻學校	沖木村	內藤六郎兵衞
	長瀨村	長尾賢保
	仝上	石渡市三郎
	植田村	大林與七
	仝上	山田祖策

之等學校世話方は、何れも當該學區の名望ある者の中より選ばれたもので、學區取締（後述）の指導の下に、小學校の發展に努力したのである。其後明治七年一月、學校幹事の新任ありたるにより、從來の學校世話方は幹事試補と改稱されたが、同年九月、戸長が學校幹事、副戸長が幹事試補を兼務する事となつた爲その役を免ぜられるに至つた。

註（1）明治六年五月、愛知縣無號布達（「愛知縣布達類集」三五四頁）。
（2）「御觸書留帳」による。
（3）（1）に仝じ（「愛知縣布達類集」三五二頁）。
（4）帝國教育會編「學制五十年史」四四頁。「愛知縣布達類集」三五六頁。
（5）「小久保彦十郎手記」による。
（6）仝前。
（7）「八名郡誌」九六〇頁參照。
（8）「學校建設願」による。

（9）明治十年十一月、第十七區學區取締調査「學校沿革明細簿」に據る。
（10）「小久保彦十郎手記」による。

第八節　學區取締

學區取締に就いて說くに當つては、既に述べた小學校設立以前に遡らなくてはならない。即ち明治六年七月、

今般學區取締左ノ面々へ申付相成候ニ付而ハ、自今公私學校及私塾ニ關涉ノ事務ハ一切擔任取扱ハセ候條、總テ其指揮ヲ受クヘキ事。

との縣布達に依つて、縣下各中學區に三名宛の學區取締が、其の土地の名望ある者の中より任命せられたのである。當地方關係の分を擧げると、

第九中學區　八名郡乘本村農　菅沼耕兵衛
第十中學區　渥美郡豐橋商　小久保彦十郎(1)
〃　寶飯郡國府村農　平松茂八
〃　寶飯郡金谷村農　中尾十郎

の四名であつた。

此頃豐橋地方に於ては、漸く豐橋に悟眞寺、龍拈寺の二義校、大崎村に小柳津忠長別屋、東光院の二義校、又八名郡藤ヶ池義校等が設けられて、「學制」による小學校實現に一歩一歩近附きつゝあつたが、他方には尙舊來の因襲捨てがたく、寺子屋の風を慕つて秘かに通ふ者が少くなかつた。斯の如き時機にあつて、斷然寺子屋私塾を禁止し、代ふるに秩序ある小學校を建設せんとした縣當局は、先づ學區取締を任命して、區內學事の一切を司らしめたのである。從つて學區取締の任務たるや甚だ重いものであつた。彼等は熱心に受持の土地を實地踏査し、土地柄、學校位置を嚴重に檢討し、而して學校世話方を指導して

此處に待望の小學校を設立せしめるに至つたものである（第三章第二節參照）。

學校設立以後に於ける學區取締の任務は、每月數回、受持の各學校を巡回視察して、專ら學校の保護發展を圖り、又其他學事一切を擔任する事であつた。教員、學校世話方の任免に關與する事は勿論、事情によつては學校の新設、廢止に至る迄左右したのである。さればその巡回に際しては、何處にても歡待優遇至らざるなしの有樣であつたと云ふ。(2)

次に明治六年十月、第十中學區取締小久保彦十郎が、同僚中尾十郎と共に受持區域たる渥美郡內各小學校を巡回したる際の日誌(3)を揭げる。之に依つて學區取締の何たるかを明にすると同時に、當時の小學校の一斑をも覗知る資料ともなるであらうと思ふが故である。（括弧內は著者註）

廿二日　豐橋出立午後二時。二川學校、細谷ニテ一飯。七根夜八時着、高橋（七根學校世話方高橋小十郎）泊。

廿三日　天氣。七根學校見分。高橋、小野田其外世話方同道ニテ赤澤學校へ立寄。夫ヨリ濱田正覺院ニテ四小區戶長（水野十五郎）談事向有生徒休業一件。夫ヨリ片神戶學校。與之助殿（片神戶學校世話方鈴木與之助）迎ニ見エル。片神戶ニテ晝支度イタス。杉山マデ與之助殿送リ呉申候。杉山學校檢查、夫ヨリ今田學校見分。今田ニテ夜ニ入、教師送リ出。壹人替人云々。同日田原泊、井桁屋三右衛門午後七時過着。本前彦十殿ヨリ談事。

廿四日　天氣。兼子幷米善來ル。山內庄助參ル。杉山宗九（杉山學校世話方高橋宗九）殿印形持參、釀金（學區內集金、第三章第七節參照）渡候。夫ゟ田原學校。小華先生（渡邊小華、此時田原學校世話方也）永田其他教師面會。奥郡學校盡力渡邊氏へ賴ム。五小區戶長詰所ニテ近藤依中ニ面會教導。道順向々へ釀金渡シ方談事候所、學校へ渡シテヨロシク申候ニ付、又々加子三右衛門へ歸ル途中、山本氏へ立寄、下地山下（山下幸八）、大岩山本（山本八郎）兩人ニ會フ。夫ゟ新見學校へ廻ル。未ダ開校ニ不相成、篤與談事。廿一日田原へ開校日限取究メ返事引取。案內賴ミ高松學校へ巡校、午飯致ス。酒ヲ出シ有ニ付斷ル。又々案內賴ミ赤羽根へ出立。途中迄迎參ル生徒二人僕トモ三人。至テ學校休裁ヨシ。擴張之談事格別手間ドレ、和

地迄參リ兼候ニ付、爰ヨリ若見泊之儀三十（鈴木三十郎）ゟ申遣ハス。又々案内頼ミ若見ニ參ル。此邊至テ景色ヨロシク、夕六時若見へ着、不藏院泊。此處ゟ高松ゟ手紙差出ス。右ハ學校場所法藏寺へ轉シ候談事ニ付、廿六日ニ田原へ出張之事申遣ハス。今晩世話方教師トユル〳〵談事イタス。此夜西風晴渡リ、至テ寒クコマリ入申候。兩人ニテ雨戸引次第。夜具至テ粗末、足延シ候事不成、海老ノ如クニ成テ寢ル。

廿五日　早朝起出案内頼ム。先夜越戸世話方ゟ場所替云々ニ付、大道寺檢査イタシ候處、中位ノ寺、然シ和尚地ノ由ナレ共麁寺、勘考之事。通學便利ハ轉校之方ヨロシク越戸世話方別段頼ミ。夫ヨリ此處出立、藤兵衛（若見學校世話方永田藤兵衛）殿ニ分レル。一二町行跡ゟ越戸世話方、和地之迎同道ニテ追カケ來リ、今朝不參之儀、且轉校之事頼ミ申候。越戸村口ニテ別レル。和地村着シ候處、案内之者不調哉、又ハ兼テ落付所ニ定メ置候哉、ツマラヌ寺へ連込、此處法尺寺ト存ジビツクリ致候。比丘尼壹人居合候ニ付問合候處、法尺寺ハ直ニ隣之由申候ニ付、兩人ニテ押カケニ參リ候處、至テ世話方大不体裁驚入候樣子ナレ共、直ニ教師部屋へ參リ申候所、此教師夫婦連ト見エ、妻子ヲ見懸申候。床ニ小華花鳥ナドヲカケ、机上ニ畫帖抔ヲ出シ、コケヲドシノ体、大笑々々。此處ニテ教則等尋候所、至テ教師大不出來、單語篇抔ハツマラヌ物ト云説ヲ立候ニ付、一發氣ヲ付テ遣シ申候。小塩津へ支校云々談事有之處、今日畠村迄廻校不仕候而ハ不都合故、畠村泊ニテ談事申度ク、右之趣ヲ世話方へ談事置出立。堀切ゟ迎參ル。和地村ト小塩津ノ山中ニテ、小塩津ノ支校教師ヤ醫者メキタ人、子供二三人召連和地方へ參ル樣子。右ハ和地學校へ生徒ヲ揃へ見セル心得之處、間ニ合兼大笑々々。西堀切村へ着戸長宅へ落付。此處ニテ學校一件少々談話、夫ヨリ常光寺へ參ル。學校（常光寺内ニ設ク）至テ暗シ。此寺思ヒノ外土地禪堂抔至テヨロシ。教師中畠村士族老人、習字ハ戸助（戸長助ノ略）之二男ノ由。此學校筵敷居ル。此處ニテ又〻中山へ案内頼ミ出立、東ヲ向申候。中山着、學校体裁至テ惡シ。戸長助島津ト申人相應之人物。教師下々。此處モ筵敷有リ。小中山戸長至テコウシヤウ、支校云々ハ平井氏（第七小區戸長、舊野村藩士族、畠村平井斷）ト談事候引合ニイタス。夫ヨリ案内頼ミ畠村着。學校（潮音寺）至テ手狹。教師舊權少參事之由、至テ老人、殊ニ舊習門閥有、放逐□□□也。教則不都合、ぬり板木

モ無之。夫ヨリ井筒萬（福江旅館）泊。夜ニ入平井氏見エ第一ニ中山支校云々談事候處、生徒增加之上見込相立願ツモリ、平井万事引請當時支校ニ不及。外學校醵金渡シ方等モ談事致ス事ニ引合。和地世話方幷教師見エル。平井ト談事中ニ付、中尾氏へ和地組談事方頼ム。平井氏歸宅畠村世話方へ教授方ヲ談事候處、若年斗ニテ不行屆勘考。平井氏ト世話方增減之談事。是ハ保美村へ壹人人撰、壹人免職之談話也。和地支校近日方法相立願引合、尤見込ハ劇場入用之由ヲ以、資本之心得之由。方法立次第出願之引合ニイタシ歸宅。古田世話方見エ教則等談事。高木生徒（學校ハ古田村眞如寺ニ在リ。古田、山田、高木の三ケ村之ニ通フ。コノ中ノ高木村ヨリ來ル生徒ノ意。）壹人モ出校無之、右ノ戸長助至テ不盡力ノ由、其他種々談事、明朝之手筈ヲ申談置歸宅。古田村世話方云々能〻勘考之事。畠村世話方兩人歸宅。前後兩人トモ談事向不取締困リ入申候。十時頃臥ス。玉子兩人ニテ壹ツヅツ、寢酒貳合冷酒ニテ呑。此邊干鰯〆粕ノ臭氣芬々トシテ鼻ヲ貫クガ如ク、人身健康ヲ害候事大也。中尾紙入ヨリ沈香ヲ取出シ、其臭氣ヲ拂。

廿六日　天氣快晴。早朝起出ルト世話方來ル。此處出立。堀割堤上ニ松材多ク、此値段ヲ世話方ニ問フ。兩ニ二百才位ト答。世話方古田迄送ル。古田學校（眞如寺）場所ハ上ノ上、マダ教則等ハ不定。教師ハ彼ノ野村風、舊習脫セズ德川風黑仕立。爰ニ壹人洋服ヲ着スル有。或人ニ問、洋算教師ト答。疑ヲ初メテ解。抑〻此僻邑ニ如此志有ハ、今日開明進歩之際ニ有哉、又ハ學校之宜ナランカ。是ヨリ伊川津へ行。學校（海藏寺）上ノ下。追テ進歩ノ姿アレ共未ダ半開、再度之巡校ニハ必ズ實効顯ハル、ナラン。此處マテ江比間伊藤信藏（江比間學校世話方）迎ニ參ル。醵金渡シ、直ニ出立、伊藤信藏宅へ着。隨分家宅茂相應ニヨロシ。床ニ御布告等モ有リ、机上之雜本等不日開明之萠有。爰ニテ中尾氏時計午時ヲ合セル。晝飯ヲナス。鮮魚美味。豐長氏（江比間學校世話方伊藤豐長）モ來ル。夫ヨリ學校（成道寺）へ行。學校ハ七小區内冠タル体裁、夜學ノ談事モ有リ至テ上々。此處立出、宇津江坂ニテ小休、四方景色面白シ。野田村學校へ着候處世話方初メ一人モ不居、學校モ至テ微々タル次第、校則等モ惡シ。生徒机モ少々有レ共開校ハ名斗リニテ有名無實之樣子。殊ニ渥美善四郎（野田學校世話方）へ向、本多（仝上、本多誓鎧）ト彦右衛門（仝上、林彦右衛門）二名之遺詩有（コハ戯詩ヲ殘置キシナルベシ）、至テ不埒之次

第。不得止平野屋に參ル。此處ニ誓鐙雜話イタシ居ル。兩人江不都合之次第篤與談事ル、醵金渡ス。大久保村支校云々モ有、至テ世話方不盡力、戸長助モ同斷。此學校之景況渥美郡之內最下等、人氣モ至テ惡敷樣子、戸長助へ說諭イタシ吳候樣談事モ有之候へ共、迚モ至急ニ談事モ出來兼可申、且ハ日歿ニ相成候ニ付田原表マデ戸長幷渥美兩人出張イタシ候事ニ談事出立。野田村東入口ニテ茶店ニ憩シ所、柿ヲ見懸二ツ三ツヲムキ候所、實ニ澁ク困入候。兩人共◎一錢モ無之、荷物ハ野田人足ニ持タセ有ニ付、待テ共〳〵不來。當惑困窮イタシ候處、中尾氏背褄袋被開、漸ク一朱札有テ此所之難澁ヲシノグ。田原着午後六時、木戸三泊。高松世話方參リ居、法藏寺轉校一條談事候所、遠キヲ厭ヒ通學ヲウレキ談事調ハス。乍併追々學校之主意懇々ト談話致シ遣ス。入湯、夕飯ヲ喫シ、山內（田原學校世話方山內庄助）へ參ル。此頃中之廻校之有益ヲ噺、今晚初メテ暇有。今日新見（學校）世話方山內宅へ來リ、廿九日開校之由申置ト傳言。善四郎（前出）ヨリ來狀、病氣ニ付不參之事。野田村戸助不參。十時頃木戸三へ歸ル。

廿七日　天氣快晴西風。八時頃大久保村組頭、戸長助代人トシテ來ル。支校云々說諭幷學校主意ヲ談事、戸長助、世話方同心協力致スヤウ申遣ハシ、生徒出校ヲ促ス。

（以上）

かくして學區取締は、必要に應じ學區取締會議所（第十中學區內には、豐橋悟眞寺外六ケ所に設く）に會して學區內の事務に就き協議し、更に毎月七日には第二大學區內の各中學區取締及び縣學務係吏員が名古屋養成校に集合、學區學校に關する利害得失を審議討論したのである。

學區取締の給料は、明治六年の縣布達に依ると、一人に就き月給二圓五十錢、外に持場學校巡廻日當一ケ月金壹圓宛の見積りであつた。但し此の日當は、各人に旅籠帳なるものがあつて之に記入し置き、六月と十月に計算の上受取ると云ふのである。而して之等はすべて小學扶助委托金中よりの支出であつたのである（第三章第七節參照）。

さて右に擧げた人々が、學區取締を勤めた期間は餘り長くなかつたものと思しく、明治七年五月、豐橋養成分校より出された規則書によれば、名前が全部變つて永瀨譽（田原）、兒島閑窓（豐橋）、中尾作太郎（寶飯郡北金谷）の三名となつて居る。然るに同年九月には學區取締は正副區長の兼務となり、次いで明治十二年九月、「學制」が廢せられて「教育令」が布かれるに及び、學區取締も全く廢止されて新に學務委員が置かれたのであつた。

此の制度は小學教育の監督法として參考すべき一案ではあるが、學區取締を人民の間より出したと云ふことは、長短相伴ふものがある。其の長所は能く地方の實狀に合するやうに監督することの利益があると共に、其の短所は地方の情實に絆されて、學事の進歩を遲からしむることである。所謂現時の視學制度なるものは、此の點に於て學區取締と、利害相反するものがある。

吉田熊次博士は其の著書中にかく述べて居られるのである。

> 註（1）小久保彥十郎は豐橋魚町の富商にして、學問識見共に優れたる人物であつたが特に教育、實業、能樂の三方に大なる足蹟を殘した。明治十九年、養蠶を行はん爲靑森縣弘前に轉住したけれども思はしからず、よつて林檎の栽培を志し、津輕郡小澤村の萱野拾五町歩を開拓して之に從ひ、遂に成功、明治三十四年より外國へも輸出する樣になつた。又謠曲も豐橋以來引續き精進し、其地のみにても門人百五十余名あつたと云ふ。大正七年一月三十一日歿、享年七十四。（靑森縣轉住後に就いては小保ふじ刀自の報告による）。
>
> （2）「愛知教育雜誌」帝國教育大會紀念號（明治四十四年五月）所載、「回想錄」六五頁參照。
>
> （3）愈卒の際に記せるものにして意通ぜざる所あるも、原文のまゝとなし、句讀點を附し註を施す。
>
> （4）吉田熊次博士著「本邦教育史概說」二七二、二七三頁。

〔附記〕本稿執筆に際しては、大口喜六、福谷元次、伊藤卯一、佐藤又八、山下學文、高橋五郎、本多述、山田龍二、太田啓太郎、杉田彙次郎、豐田珍彥、伊與田次郎作、藤村一舟、中神清太郎、高橋高馬、山澄脩仁、高橋正次郎、岩田虎三、故小野芳水、飯野市藏、

佐原富作、故大塚孫八、平石五十次、吉見龍藏、小池清夫、舟橋水哉、鈴木偉重、白井永川、白井一二、稻垣留吉、富田みね、大谷とよ、松坂まつ、木村きみの諸氏並に各小學校より御懇篤なる御示教を得、貴重なる資料の閲覧を許された。特に福谷、伊藤、佐藤の三先生よりは、終始變らざる御指導、御鞭撻を賜はつた。此處に銘記して深く感謝の辭を捧げるものである。

昭和十四年十二月二十三日記

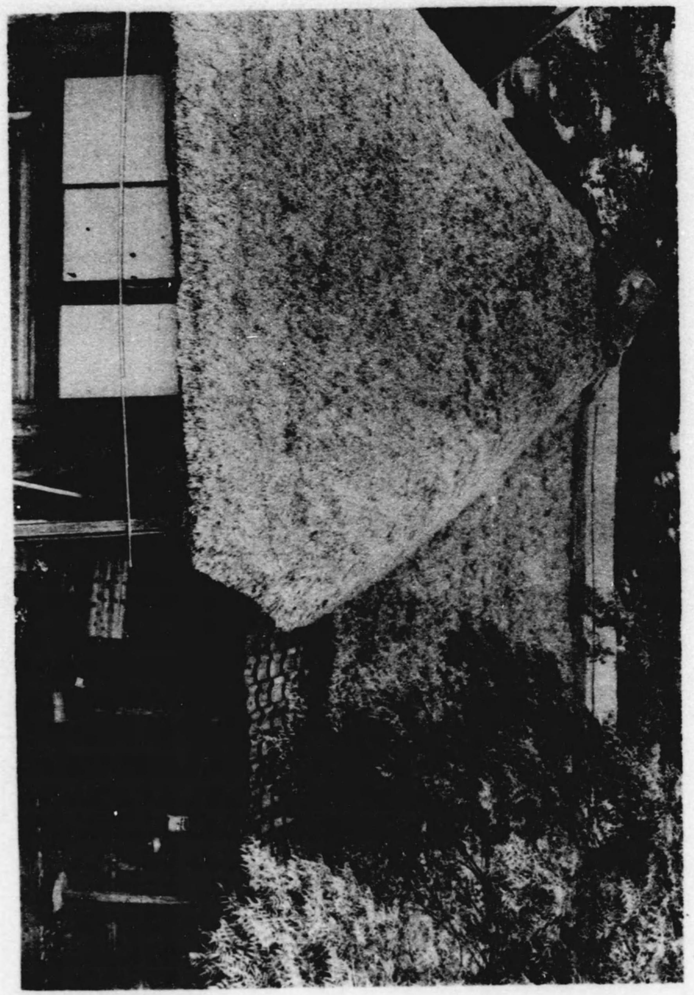

第十二圖　海鉋　學校　合　（在所地番一八町海鉋市橋豐）

〔附　錄〕

豐橋地方初等教育年表

凡例

(1) 大体に於て明治期を詳細に、以下をやゝ簡略とした。

(2) 時習館、寺子屋、初期小學校に關係深き人物に就いては詳密を期した。

(3) 小學校の設置、廢合、移轉等は洩さず載せた。

(4) 當地方小學校關係書の編著は及ぶ限り收載した。

(5) 天災地變の、小學校に影響を與へたるものも之を載せた。

(6) 其他、初等教育に關係ありと認められるものは努めて載せた。

(7) 中等學校に就いても簡單に之を載せた。

	全國及愛知縣	豐橋地方
明治元年	九月　慶應を明治と改元す。 廿日、車駕京都御發輦東京に行幸。 十月　車駕東京着御、江戸城を以て皇居となし、東京城と改む。	九月　羽田野敬雄、小野湖山等と會り、廿四日、吉田領内孝子節婦並に其の家族三十六人を自邸に招きて表彰す。吉田藩主松平信古臨席。 十月　車駕御東幸、吉田御發輦に際し、孝子吳服町吉次郎伜吉太郎兄弟、節婦船町太夫後家しき、恩賜の御沙汰を受く。 次郎太夫後家しき、恩賜の御沙汰を受く。 時習館内に漢學寮建設さる。
明治二年	六月　藩籍奉還允許さる。	六月　吉田を豐橋と改稱す。吉田藩主松平信古は豐橋藩知事に任ぜらる。 十月　兒島閑窓、時習館大錄事兼一等教授に任ぜらる。
明治三年	一月　日本の國旗を日の丸と定む。	三月　聖翁和尙（瓦町壽泉寺住職、寺子屋師匠）歿す。筆子等、師の墓を同寺墓地に建立す。 八月　時習館内に皇學寮設けらる。 十月　三渡野村の若者、親殺の罪により、九日臨濟寺山にて磔の極刑に處せられ、三日間晒首となる。 月不詳　山本謙齋、時習館教授を辭す。
明治四年	七月　廢藩置縣。 文部省創設。	七月　豐橋藩廢せられて豐橋縣置かる。 十一月　豐橋縣廢止、額田縣に併合せらる。 月不詳　穗積清軒、舊吉田城二之丸御殿跡に洋學塾を開き、好問社と稱す。

	明治五年	明
五月	愛知縣にて福澤諭吉の「學問のさとし」を版行す。	
八月	「學制」頒布。	
九月	新橋横濱間鐵道開業。	
二月	舊豐橋藩校時習館廢止さる。	
四月	成章義塾、兒島閑窓等の盡力にて舊時習館内に設置さる。	
六月	小野久六、學校幹事（額田縣）に任命さる。	
七月	湖南拙庵（曲尺手町醫者、寺子屋師匠）歿す。享年三十二。	
八月	成章義塾廢止、豐橋中に四郷校設置さる。間もなく五郷校と成る。	
十月	學校幹事小野久六辭任、小久保彦十郎、福谷藤左、齋藤昱太郎、學校幹事（額田縣）に拜命す。	
十一月	額田縣廢止、愛知縣に併合さる。	
	八名郡藤ケ池村金西寺に郷學校創設さる。	
	中山繁樹（舊時習館教授）、「官等誌」全一冊を著し、初學の用に供す。	
一月	小學扶助委托金を定む。	
二月	縣、私塾家塾を處理して義校設立を勸奬す。	
三月	神武天皇御即位の日を以て紀元節と定めらる。 「愛知縣義校規則」出づ。	
五月	中小學區制定。	
一月	豐橋五郷校廢止、新に悟眞寺、龍拈寺に義校置かる。	
二月	八名郡藤ケ池郷學校を藤ケ池義校と改稱す。 十八日、穗積清軒の好問社より出火、川毛、八幡小路、土手町の中凡二十三軒を燒失す。清軒、八町なる松井郷左工門の邸に移る。	
三月	孝子虎吉（札木町鈴木忠三次男）、井關權令より表彰せらる。 小柳津忠民（大崎村船渡）、自宅別屋に義校を設く。次で同村東光院にも義校を設く。	
五月	學區制定の結果、八名郡は第二大學區第九中學區、渥美郡賓飯郡は同第十中學區となる。	

年	
治六	七月　縣、學區取締を任命す。 義校を小學校と改稱す。
	七月　小久保彦十郎、中尾十郎、平松茂八の三名、第十中學區取締を命ぜらる。
	第十中學區第十番小學脩德學校、高足村高林寺に開校す。
	九月　第十中學區第十一番小學牟呂學校、牟呂村普仙寺に開校す。同第十二番小學野依學校、野依村東雲院に開校す。同第十三番小學草間學校、草間村長榮寺に開校す。
	十月　八名郡藤ヶ池義校を第九中學區第四十一番小學下條學校と改稱す。
	第九中學區第四十二番小學牛川學校、牛川村に開校す。
	第十中學區第一番小學關屋學校、豐橋關屋町悟眞寺庫裡に開校す。同第二番小學（校名不詳）、豐橋紺屋町神宮寺に開校す。同第三番小學立志學校、豐橋吉屋町龍拈寺羅漢堂に開校す。同第四番小學幡太學校、羽田村淨盛院に開校す。同第五番小學吉川學校、吉川村香嚴寺に開校す。同第六番小學至誠館、三ノ輪村士族屋敷を校舍として開校す。同第七番小學田尻學校、田尻村祥雲寺に開校す。
	大崎村二義校を廢して第十中學區第十四番小學大崎學校を同村龍源院に開校す。
	第十中學區第三十六番小學豐廠學校、下地村聖眼寺に開校す。同第三十七番小學鹿菅學校、瓜郷村滿光寺に開校す。
	小島彥七、第十中學區第三十五番小學當古學校教師となる。
	兒島閑窓、第十中學區第四十一番小學豐川學校教師となる。

年	
明治七	十二月　縣内に、名古屋、岡崎二養成校設置さる。 「小學教則」創定。
	大田晴軒（元時習館教授）歿す。享年七十九。豐橋清水町妙圓寺に葬る。
	十二月　第十中學區第十番小學脩德學校、高足學校と改稱す。
	永瀨譽、第十中學區取締を拜命す。
	一月　阿部泰藏、外國小學地理書を輯譯して「小學地理問答」全四册を著す。
	第九中學區第四十二番小學牛川學校出張所、多米村實珠寺に開校す。
	第十中學區第四番小學幡太學校、羽田村長全寺に移轉す。
	第十中學區第十二番小學野依學校、野依村嵩山寺に移轉す。
	岡崎養成校設置さる。兒島閑窓、本田清七等入校す。
	阿部泰藏、阿米利加ウェーランド博士の著書を飜譯して、「修身論」全三册を編す。小學教科書として文部省の認定を受く。
	二月　大田成齋、第十中學區第五番小學吉川學校教師となる。
	勸善分校、仁連木村全久院禪堂に開校す。
	三月　第十中學區第十番小學高足學校出張所橋良學校、橋良村正光寺に開校す。
	第九中學區第四十二番小學牛川學校を同松坂學校と改稱す。
	四月　兒島閑窓、本田清七等、岡崎養成校を卒業す。岡崎養成校廢止さる。
	五月　豐橋養成分校、舊時習館内に設けらる。本多述、波多野英一教師となる。
	小島彥七、清原容純等、豐橋養成分校に入學す（全年八月卒業）。
	六月　第十中學區第二番小學明道學校、豐橋八町舊時習館内に開校す。
	八月　穗積清軒（洋學塾好問社主）歿す。享年三十八。上傳馬光明寺に葬る。（後

年	
	同寺廢寺となり、稱名院に移葬す。）
十一月	大田成齋、第十中學區第五番小學吉川學校より、同第三十七番小學鹿菅學校に轉任す。
月不詳	第十中學區第二番小學（校名不詳、在神宮寺）廢校。
	大口喜閑、第十中學區第一番小學關屋學校算術教師となる。
	小久保彦十郎、第十中學區取締を辭す。
	兒島閑窓、第十中學區取締に任ぜらる。

明治八年	
一月	小學學齡、六歳より十四歳迄となる。
一月	金谷吉九郎、三輪弘忠共編「洋算童蒙指教」全二冊、豐橋梅芳閣より發兌す
三月	第十中學區第六番小學至誠舘を同三ノ輪學校と改稱す。
四月	大田成齋、第十中學區第三十七番小學鹿菅學校より遠州豐田郡掛塚學校に轉任す。
七月	鹿菅學校を廢して横須賀學校と改稱し、横須賀村歡喜寺に移轉す。此の時、下五井學校、下五井村に開校す。
八月	山本謙齋（元時習舘教授）歿す。享年五十四。
同月	第十中學區第四番小學幡太學校、羽田村長全寺境内に校舍を新築す。
稍す。	同第五番小學吉川學校の分校を高須新田に設け、之を第六番小學高洲學校と稱す。
同第	同第五番小學勸善分校、仁連木學校と改稱す。
豐橋	豐橋養成分校廢止さる。

明治	
十一月	東京女子師範學校開校。
三月	養成學校に教員傳習係を置く。
	士庶民の帶刀を禁ず。

月	
十一月	小久保良傳（紺屋町神宮寺住職、元寺子屋師匠）歿す。
月不詳	第九中學區第四十一番小學下條學校、八名郡天王村後樂寺に移轉す。
二月	第十中學區第四番小學豐水學校、豐橋田町朝倉總記持屋に開校す。
三月	大口喜閑（船町藥種商、元寺子屋師匠）歿す。享年六十三。賢養院に葬る。
四月	第十中學區第一番小學關屋學校を同第一二三番小學關屋學校と改稱す。同第二番小學明道學校を第四五六番小學八町學校と改稱す。同第三番小學立志學校を第七八九十番小學吉屋學校と改稱す。同第四番小學豐水學校を第十一十二番小學三町學校と改稱す。同第五番小學吉川學校を第十三十四番小學吉川學校と改稱す。同第六番小學高洲學校を第十五番小學高洲學校と改稱す。同第四番小學幡太學校を第十六十七番小學幡太學校と改稱す。同第五番小學仁連木學校を第十八番小學仁連木學校と改稱す。同第六番小學三ノ輪學校を第二十番小學三ノ輪學校と改稱す。同第七番小學田尻學校を第十九番小學岩田學校と改稱す。同第十番小學高足學校を第二十八番小學高師學校と改稱す。同第十一番小學牟呂學校を第三十一、三十二番小學牟呂學校と改稱す。同第十二番小學野依學校を第四十一番小學野依學校と改稱す。同時に分校を植田村育濟院に設け、第四十番小學植田學校と稱す。同第十三番小學草間學校を第三十三番小學草間學校と改稱す。同第十四番小學大崎學校を第三十四、三十五番小學大崎學校と改稱す。
	田牛和尙（田尻祥雲寺住職、元寺子屋師匠）の筆子等、師の墓を同寺墓地に

明治	年	
	九	建立す。
		五月　羽田野敬雄、第十中學區第十六、十七番小學幡太學校の校舍に「誦習學舍」と命名し、且小野湖山の書せる木額を贈る。
		故穗積清軒が阿米利加ピートン女史の著書を抄譯せる「家內心得草」全二冊（女子教科書）、東京青山堂より刊行さる。
		七月　愛知縣第二區裁判所、札木町なる舊本陣清須屋內に設置さる。
		八月　高師學校出張所橋良學校を第十中學區第二十九、三十番小學補助學校と改稱す。
		第十中學區第三十六番小學豐藤學校を同第百七番小學下地學校と改稱す。又同校の分校を大村字下河原珠光院に開設、第十中學區第百八番小學豐田學校と稱す。
		横須賀學校を第十中學區第百九番小學津田學校と改稱す。
		月不詳　愛知縣第二裁判所を豐橋區裁判所と改稱す。
		小島彦七、實飯郡當古學校より第七八九十番小學吉屋學校に轉ず。
		十一月　第十中學區第百八番小學豐田學校を大村學校と改稱す。
		月不詳　本田淸七、愛知縣師範學校を首席にて卒業、下條學校へ五等訓導として赴任す。
		九月　第九中學區第四十一番小學下條學校を同第七十七、七十八番小學下條學校と改稱す。
		月不詳　名古屋に女範學校設置。
一月		縣、教員試驗係廢止、教授改正係を置く。
二月		小學扶助金を小學補助金と改む。
		西南役起りしにより、經費節減の爲官設愛知師範學校廢止さる。
二月		女範學校を愛知縣女學校と改稱す。
三月		第十中學區第十三、十四番小學吉川學校を豐田村字野田、法香院に移轉し、校名を同三吉野學校と改稱す。
六月		第十中學區第二十八番小學高師學校、校舍を高師村字津森に新築す。
十月		明治天皇北陸東海兩道御巡幸、廿七日愛知縣師範學校へ御臨幸の際、豐橋八町學校下等四級生齋藤かや（魚町、彌八四女）、御前にて教科書を講讀するの榮を辱うす。
十二月		白井猪好（元寺子屋師匠、牟呂村農）の筆子等、師の墓を樂法寺墓地に建つ。
月不詳		第十中學區第一二三番小學關屋學校廢校となる。
		第十中學區第三十一、三十二番小學牟呂學校、校舍を牟呂村字公文、本登寺境內に新築す。
一月		彦坂菊作（新錢町、算學塾秀文堂主）歿す。享年七十七。龍拈寺に葬る。
六月		飯村學校、飯村淸晨寺に開校す。
十月		松坂學校を第九中學區第三十五番小學牛川學校と改稱す。
		第九中學區第七十七、七十八番小學下條學校を八名郡第三十一番小學下條學
九月		「學制」を廢して「教育令」を布く。

學區取締を廢して學務委員を置く。

校と改稱す。同第八十五番小學多米學校を八名郡第三十六番小學多米學校と改稱す。

一月　第十中學區第七八九十番小學吉屋學校廢止、代りとして渥美郡第四番小學旭學校を旭町櫻本稻荷境内に、渥美郡第五番小學飽海學校を飽海に設置す。尙一部は八町學校に併合さる。

五月　第十中學區第四五六番小學八町學校を渥美郡第一番小學八町學校と改稱す。

同第十一、十二番小學三町學校を渥美郡第二番小學三町學校と改稱す。

渥美郡第三番小學魚町學校、魚町熊野社内に開校す。

第十學中區第十三、十四番小學三吉野學校を渥美郡第五番小學三吉野學校と改稱す。同第十五番小學高洲學校を渥美郡第六番小學高洲學校と改稱す。同第三十一、三十二番小學牟呂學校を渥美郡第七番小學牟呂學校と改稱す。同第三十三番小學草間學校を渥美郡第八番小學磯邊學校と改稱す。同第二十九三十番小學福岡學校を渥美郡第九番小學福岡學校と改稱す。同第十六、十七番小學幡太學校を渥美郡第十番小學幡太學校と改稱す。

渥美郡第十一番小學花ヶ崎學校、同郡花ヶ崎村一〇八番松崎氏家宅を校舍として開校す。

第十中學區第十八番小學仁連木學校を渥美郡第十二番小學仁連木學校と改稱す。同第十九番小學岩田學校を渥美郡第十三番小學岩田學校と改稱す。同第二十番小學三ノ輪學校を渥美郡第十四番小學三ノ輪學校と改稱す。飯村學校

十一月　天長節に、林廣守作曲の「君が代」を御前に奏す。

十二月　「教育令」を改正す。小學補助金廢止。

を渥美郡第十五番小學飯村學校と稱す。同第二十八番小學高師學校を渥美郡第二十四番小學高師學校と改稱す。同第三十四、三十五番小學大崎學校を渥美郡第二十五番小學大崎學校と改稱す。同第四十番小學植田學校を渥美郡第二十六番小學植田學校と改稱す。同第四十一番小學野依學校を渥美郡第二十七番小學野依學校と改稱す。

七月　豐橋區裁判所、札木町より中八町に移轉す。

八月　中山瀧藏（寺子屋師匠、横須賀村農）の筆子等、師の墓を同村歡喜寺墓地に建立す。

十二月　渥美郡第五番小學飽海學校廢止、第四番小學旭學校に併合す。

月不詳　渥美郡第二十七番小學野依學校教員山田傳右衞門、「野依學校沿革略史」を編す。

豐橋に上等小學設立の目的にて學資講を起す。

五月　「小學校教則綱領」出づ。小學を初等、中等、高等の三級に分ち、初

一月　近藤龜藏（元寺子屋師匠、小濱村農）の筆子等、師の墓を同村萬福寺墓地に建立す。

三月　本田清七、伊勢留吉と共著にて「八名郡地誌略」（教科書）全一册を著す。

渥美郡第二十七番小學野依學校、校舍を野依村字中瀨古に新築す。

四月　山下幸八（元寺子屋師匠、下地藥種商）歿す。享年六十二。

六月　上等小學豐橋學校、校舍を八町に新築、十五日落成式を擧行す。

十四年	等、中等を各三ヶ年、高等科を二ヶ年、計八ヶ年となす。 六月　文部省、「小學校教員心得」を頒布して大に尊皇愛國の士氣を鼓舞す。 九月　三河最初の中等學校たる實飯中學校、實飯郡國府に開校す。 月不詳　渥美郡第九番小學福岡學校、校舎を福岡村字東郷に新築す。
明治十五年	一月　渥美郡第二十四番小學高師學校分教場を高師村字濱海道に置き、東高師學校と稱す。 三月　渥美郡第二十五番小學大崎學校、校舎を大崎村字城戸に新築す。 五月　今橋學校、豐橋札木町舊本陣跡に開校す。 六月　羽田野敬雄（元寺子屋師匠、羽田八幡神官）歿す。享年八十五。長全寺に葬る。 七月　下地學校、校舎を下地村字瀨戸に新築、愛知縣令岡貞廉平の臨場を得て落成式を擧ぐ。 九月　渥美郡第九番小學福岡學校の分校を小池字原下に設け、之を嵯池學校と稱す 十一月　小島彦七、「渥美郡地誌略」（教科書）全一册を著す。 「愛知縣教則」出づ。 十一月　縣内各郡區に於ける學區及學區内の公立小學校數を制定す。
二月	八名郡第三十一番小學下條學校を同第二十八學區小學下條學校と改稱す。
九月	大日本教育會設立。

明治十六年	十二月　愛知縣師範學校にて徒手体操術を十五日間傳習す（本縣講習の始）。 同第三十五番小學牛川學校を同第三十二學區小學牛川學校と改稱す。同第三十六番小學多米學校を同第三十三學區小學多米學校と改稱す。 四月　渥美郡第二十六番小學植田學校、校舎を植田村的場に新築す。 月不詳　大口喜圀の筆子等、師の墓を上傳馬賢養院墓地に建立す。 平石鼎（元寺子屋師匠、舊談合宮神主）歿す。享年五十六。
明治十七年	五月　渥美郡第一番小學八町學校を同第一學區小學八町學校と改稱す。同第二番小學三町學校を同第二學區小學三町學校と改稱す。同第三番小學魚町學校を同第四學區小學魚町學校と改稱す。今橋學校を同第四學區小學今橋學校と改稱す。同第四番小學旭學校を同第五學區小學旭學校と改稱す。同第五番小學吉野學校を同第六學區小學三吉野學校と改稱す。同第六番小學高洲學校を同第七學區小學高洲學校と改稱す。同第七番小學牟呂學校を同第八學區小學牟呂學校と改稱す。同第八番小學磯邊學校を同第九學區小學磯邊學校と改稱す。同第九番小學福岡學校を同第十學區小學福岡學校と改稱す。同第十番小學幡太學校を同第十一學區小學幡太學校と改稱す。同第十一番小學花ヶ崎學校を同第十二學區小學花ヶ崎學校と改稱す。同第十二番小學仁連木學校を同第十三學區小學仁連木學校と改稱す。同第十三番小學岩田學校を同第十四學區小學岩田學校と改稱す。同第十四番小學三ノ輪學校を同第十五學區小學三ノ輪學校と改稱す。同第十五番小學飯村學校を同第十六學區小學飯村學校と改稱す。同第二十四番小學高師學校を同第十九學區小學高師學校と改稱す。

年	
	十二月　愛知縣師範學校に於てはじめて唱歌を實施す。
明治十八年	八月　「教育令」を更に改正す。
明治十九	四月　「教育令」を廢し「小學校令」を布く。小學校を高等、尋常の二科となす。
	八月　愛知縣師範學校を愛知縣尋常師範學校と改稱す。
	一月　東京に於て始めて電燈を點ず。
	二月　「讀書入門」出版。
	三月　愛知教育會創立。「愛知教育會雜誌」創刊。
	愛知縣小學校設置區域及位置を改定す。
	愛知縣小學簡易科教則設定さる。
二	

同	第二十五番小學大崎學校を同第二十學區小學大崎學校と改稱す。同第二十六番小學植田學校を同第二十一學區小學植田學校と改稱す。同第二十七番小學野依學校を同第二十二學區小學野依學校と改稱す。
七月	本田清七、八名郡第二十八學區小學下條學校より同郡第九學區小學下吉田學校へ轉任す。
九月	戸賀里甫、「寶飯郡地誌略」（教科書）全一冊を著す。
月不詳	下五井學校廢止さる。
三月	田中此面（元寺子屋師匠、本町神官）歿す。享年五十一。
四月	渥美郡第十二學區小學花ケ崎學校、校舍を花田村字中郷に新築す。
	名古屋鎭臺豐橋分營、舊豐橋城址に設置さる。
九月	渥美郡第十學區小學福岡學校の分校總池學校を廢止、福岡學校に合併す。
月不詳	渥美郡第五學區小學旭學校、校舍を旭町に新築す。
	渥美郡第六學區小學三吉野學校、校舍を野田村法香院近傍に新築す。
三月	山本正繼、「書法槪略」一全一冊を著し、兒童學習に資す。
月不詳	小島彦七、小學訓導を廢して渥美郡書記をつとむ。後上京、小野正弘の斡旋により太政官記錄局に入る。

年	
四月	渥美郡第一學區小學八町學校は、同第二學區小學三町學校、同第三學區小學魚町學校、同第四學區小學今橋學校、同第五學區小學旭學校の四校を併合して渥美郡尋常小學豐橋學校と改稱し、魚町學校のみを其の分校とす。
	渥美郡第六學區小學三吉野學校を渥美郡尋常小學三吉野學校と改稱し、第十一學區小學幡太學校、第十二學區小學花ケ崎學校の兩校を其の分校とす。
	渥美郡第八學區小學牟呂學校を渥美郡尋常小學牟呂學校と改稱し、同第七學區小學高洲學校を其の分校とす。
	渥美郡第十學區小學福岡學校を渥美郡尋常小學福岡學校と改稱し、同第九學區小學磯邊學校を其の分校とす。
	渥美郡第十四學區小學岩田學校は、同第十三學區小學仁連木學校、同第十五學區小學三ノ輪學校、同第十六學區小學飯村學校、岩崎分教室を併合して渥美郡尋常小學岩田學校と改稱し、仁連木學校のみ其の分校とす。
	渥美郡第十九學區小學高師學校を渥美郡尋常小學高師學校と改稱し、同第二十一學區小學植田學校、同第二十二學區小學野依學校を其の分校とす。
	渥美郡第二十學區小學大崎學校を渥美郡尋常小學大崎學校と改稱し、老津學校（老津村所在）を分校とす。
	寶飯郡下地學校を寶飯郡尋常小學下地學校と改稱す。同津田學校を寶飯郡尋

十年	明治二十一年	明治
		二月　大日本帝國憲法發布。
常小學津田學校と改稱す。同大村學校を寶飯郡尋常小學大村學校と改稱す。 八名郡第二十八學區小學下條學校を八名郡尋常小學西下條學校と改稱す。同第三十二學區小學牛川學校を八名郡尋常小學牛川學校と改稱す。同第三十三學區小學多米學校、八名郡尋常小學三輪學校の分校と成る。 上等小學豐橋學校を渥美郡立渥美郡高等小學校と改稱す。（此の時の改正は、高等小學の設置を渥美郡にて豐橋、上細谷村、田原村、畠村の四ヶ所、八名郡にて富岡村に一ヶ所、寶飯郡にて國府村一ヶ所と定む。國府村のそれは寶飯中學を廢して之にあてたり。） 十二月　佐原勝次郎（元寺子屋師匠、植田村農）の筆子等、師の墓を同村共同墓地に建立す。 月不詳　安藤政次郎、豐橋停車場通に安藤動物園を開設す。	四月　名古屋鎭臺豐橋分營を歩兵第十八聯隊（第三師團）と改む。 九月　豐橋驛（東海道線）開業す。 十一月　舊豐橋藩主大河內信古歿す。享年六十。 兵藤榮助（元寺子屋師匠、王ヶ崎村農）歿す。享年六十六。	三月　渥美郡尋常小學福岡學校を福岡村立福岡尋常小學校と改稱す。其の分校舊磯邊學校は分離して磯邊村立磯邊尋常小學校と稱す。 渥美郡尋常小學大崎學校を大崎村立大崎尋常小學校と改稱す。

二十二年	明治二十三年	明治二十四年	明治
	十月　「小學校令」を改正す。 「教育ニ關スル勅語」發布。	十月　濃尾地方大震災。	一月　縣、地方學事通則及び改正小學校令施行の件を發す。
七月　大林小平治（元寺子屋師匠、植田村農）歿す。享年七十八。 十月　渥美郡東田、三ノ輪、飯村、岩田、岩崎、瓦町の六ヶ村合併して豐岡村と成りしにより、渥美郡尋常小學岩田學校を豐岡村立豐岡尋常小學校と改稱す。 渥美郡尋常小學三吉野學校の分校、舊幡太、花ヶ崎の兩校は合併して一校となり、花田村北新起に校舍を新築す。	六月　渥美郡高等小學校を豐橋町立高等小學豐橋學校と改稱す。 九月　關根痴堂（元時習館教授、漢詩人）コレラ病にて東京に歿す。享年五十。 十一月　三輪弘忠の著「少年の玉」全五册、大日本教育會より少年教育讀物として出版さる。	十月　二十八日午前六時四十分、激震により福岡尋常小學校の校舍一棟倒壞す。 十二月　牧野喜代藏、同秀作父子（元寺子屋師匠、牟呂村農）の筆子等、師の墓を同村普仙寺墓地に建立す。	一月　山田知道（元寺子屋師匠、野依村農）の筆子等、師の記念碑を同村嵩山寺に建立す。 四月　渥美郡尋常小學高師學校を高師村立高師尋常小學校と改稱す。其の分校、舊野依學校、舊植田學校は分離して野依村立野依尋常小學校、植田村立植田尋常小學校と改稱す。 八名郡尋常小學西下條學校、校舍を下條村大字東下條字西浦に新築移轉して

二十五年	明治二十
下條村立下條尋常小學校と改稱す。 五月　渥美郡尋常小學三吉野學校を吉田方村立吉田方尋常小學校と改稱す。其の分校なる舊幡太學校は分離して花田村立花田尋常小學校と改稱す。 六月　八名郡尋常小學牛川學校を牛川村立牛川尋常小學校と改稱す。同郡尋常小學三輪學校の分校なる舊多米學校は分離して多米村立多米尋常小學校と改稱す 七月　福岡村立福岡尋常小學校、高等科を併置して福岡尋常高等小學校と改稱す。下條村立下條尋常小學校、高等科を併置して下條尋常高等小學校と改稱す。 九月　豐岡村立豐岡尋常小學校の分校、舊仁連木學校の校舍を東田字前山に新築す。 十月　寶飯郡尋常小學下地學校を下地町立下地尋常小學校と改稱す。同尋常小學津田學校を鹿菅村立鹿菅尋常小學校と改稱す。 月不詳　渥美郡尋常小學牟呂學校を牟呂村立牟呂尋常小學校と改稱す。	一月　豐岡村立豐岡尋常小學校を豐岡第一尋常小學校と改稱す。其の分校なる舊仁連木學校は分離して豐岡第二尋常小學校と改稱す。 高師村立高師尋常小學校、高等科を併置して高師尋常高等小學校と改稱す。 二月　下地町立下地尋常小學校、高等科を併置して下地尋常高等小學校と改稱す。 鹿菅村立鹿菅尋常小學校、高等科を併置して鹿菅尋常高等小學校と改稱す。 三月　花田村立花田尋常小學校、高等科を併置して花田尋常高等小學校と改稱す。 四月　渥美郡尋常小學豐橋學校を廢して新に豐橋第一尋常小學校及び同第二尋常小學校を豐橋町大字八町に、同第三尋常小學學を大字湊町に設置す。尙第四尋

六年	明治二十七年	明治二十八年	明治二
常小學校を豐橋村旭町に設置す。 町立高等小學豐橋學校を町立豐橋高等小學校と改稱す。 私立補習學校時習館、豐橋町大字西八町に開校、高等小學校卒業者を收容す。 五月　寶飯郡尋常小學大村學校を大村立尋常小學校と改稱、大村字橫走に校舍を新築す。	八月　淸國に對し宣戰の詔勅下る。 二月　稻田耕山歿す。享年四十二。 三月　豐橋電燈株式會社、板新道に設けられ、初めて町中に電燈を點ず。 月不詳　牟呂用水路完成す。	四月　平和克復に付詔勅を賜ふ。 市町村立小學校男教員の職服制定。 二月　豐橋町、豐橋村を併合す。 四月　私立補習學校時習館を豐橋町に移管、愛知縣豐橋尋常中學時習館と改稱す。 五月　吉田方村立吉田方尋常小學校、高等科を併置して吉田方尋常高等小學校と改稱す。牟呂村立牟呂尋常小學校、高等科を併置して牟呂尋常高等小學校と改稱す。	四月　豐橋第四尋常小學校は大字東八町に移轉し、豐橋第二尋常小學校と改稱す。 豐橋第三尋常小學校は大字松葉に移轉す。舊豐橋第二、第四尋常小學校は廢止。 野依村立野依尋常小學校、高等科を併置して野依尋常高等小學校と改稱す。 大崎村立大崎尋常小學校、高等科を併置して大崎尋常高等小學校と改稱す。 六月　豐岡村立豐岡第一尋常小學校、高等科を併置して豐岡尋常高等小學校と改稱

年	
十九年	十一月　三河地方大雨、豐川堤防決潰す。
明治三十年	九月　岡田兵吉（元寺子屋師匠、佐藤村農）の筆子等、師の墓を同村共同墓地に建立す。 十一月　金谷吉九郎、渥美郡田原高等小學校長に就任す。 十二月　豐橋尋常中學時習館、校舍を豐橋町大字新川に新築す。 月不詳　私立神野尋常小學校、神野新田ッの割七番に設けらる。
明治三十一年	十月　森田光尋（元寺子屋師匠、牟呂八幡社神官）歿す。享年七十四。
明治三十二年	四月　愛知縣尋常師範學校を愛知縣第一師範學校と改稱す。 愛知縣第二師範學校を額田郡岡崎町に設置す。
明治三十三年	三月　神武天皇御銅像（軍人記念碑上に安置、東八町）の除幕式を行ふ。 四月　豐橋第二尋常小學校を東部尋常小學校と改稱す。豐橋第三尋常小學校を西部尋常小學校と改稱す。豐橋第一尋常小學校は廢止さる。 十月　金谷吉九郎、渥美郡田原高等小學校長を辭す。
明治三十四年	四月　豐橋尋常中學時習館を愛知縣第四中學校と改稱す。 十月　植田村立植田尋常小學校、高等科を併置して植田尋常高等小學校と改稱す。 月不詳　藤森彦男、豐橋高等小學校長となる。
明治三十五年	四月　私立神野尋常小學校、牟呂尋常高等小學校に併合さる。 豐橋町立高等女學校、豐橋西八町なる舊豐橋第一尋常小學校校舍を假用して開校す。 六月　牛川村立牛川尋常小學校、高等科を併置して牛川尋常高等小學校と改稱す。
明治三十六年	一月　福岡尋常高等小學校、月刊誌「良友新誌」を創刊す。（現在續刊） 四月　多米村立多米尋常小學校、高等科を併置して多米尋常高等小學校と改稱す。
明治三十三年	二月　封露宣戰の詔勅下る。 四月　小學校教科書、國定制 七月　町立豐橋高等小學校、月刊誌「木蔭のくさ」を創刊す。（現在續刊） 豐橋裁縫女學校、中八町より東八町に移轉す。

年	
十七年	廢となる。
明治三十八年	九月　日露講和條約設立。
明治三十九年	一月　愛知縣第四中學校、校舍を豐橋町大字中柴に新築す。 月不詳　彦坂幸太郎（愛知縣第一師範學校教諭、高師村出身）唱歌「三河男兒」を作詞す。 四月　私立豐橋商業學校、校舍を瓦町に新築して開校す。 七月　八名郡下條、牛川の二村を合併して下川村と改稱す。同郡石巻村は多米村を併合す。 八月　渥美郡福岡、高師、磯邊、野依、植田、大崎の六ケ村合併して高師村と改稱す。同郡牟呂、吉田方の二村合併して牟呂吉田村と改稱す。 豐飯郡下地町、大村、鹿菅の二村を併合す。 豐橋町、豐岡、花田の二村を併合して市制を施行す。
明治四十年	三月　「小學校令」を改正して、尋常小學校修業年限を六ケ年に延長す。

年	
明治四十年	一月　前年の合村により、吉田方村立吉田方尋常高等小學校を渥美郡吉田方尋常高等小學校と改稱す。牟呂村立牟呂尋常高等小學校を渥美郡牟呂尋常高等小學校と改稱す。 三月　前年の合村により、下條村立下條尋常高等小學校を八名郡下川第一尋常高等小學校と改稱す。牛川村立牛川尋常高等小學校を八名郡下川第二尋常高等小學校と改稱す。 多米村立多米尋常高等小學校を石巻村立多米尋常高等小學校と改稱す。 四月　豐橋市制實施により、町立豐橋高等小學校を豐橋市八町高等小學校と改稱す。東部尋常小學校を八町尋常小學校と改稱す。西部尋常小學校を松葉尋常小學校と改稱す。南部尋常小學校を新川尋常小學校と改稱す。舊豐岡村に屬せし豐岡尋常高等小學校を豐橋市岩田尋常高等小學校と改稱す。豐岡第二尋常小學校を豐橋市東田尋常小學校と改稱す。花田村に屬せし村立花田尋常高等小學校を豐橋市花田尋常高等小學校と改稱す。 前年の町村合併により、下地町立下地尋常高等小學校、鹿菅尋常高等小學校大村立尋常小學校の三校一旦廢止、下地小學校にのみ高等科を置きて實飯郡下地尋常高等小學校と改稱、他の二校は夫々實飯郡津田尋常小學校、同郡大村尋常小學校と改稱す。 六月　前年の合村により、福岡村立福岡尋常高等小學校を渥美郡福岡尋常高等小學校と改稱す。高師村立高師尋常高等小學校を渥美郡高師尋常高等小學校と改稱す。野依村立野依尋常高等小學校を渥美郡野依尋常高等小學校と改稱す。 植田村立植田尋常高等小學校を渥美郡植田尋常高等小學校と改稱す。磯邊村立磯邊尋常高等小學校を渥美郡磯邊尋常高等小學校と改稱す。大崎村立大崎尋常高等小學校を渥美郡大崎尋常高等小學校と改稱す。 私立三河中學校、豐橋市新川町に開校す。 八月　豐橋市教育會創立。 兒島閉窓歿す。享年八十一。
大正十年	

明治四	七月　日韓併合成る。
明治四十二年	
明治四十一年	十月　戊申詔書を渙發せらる。
九月	唱歌「三河男兒」作詞者彦坂幸太郎歿す。享年三十五。
	私立松操裁縫女學校、花田町字松山に開校す。
一月	藤森彦男歿す。享年五十二。
二月	田部井勝藏、豐橋市八町高等小學校長に任ぜらる。
四月	義務教育六ヶ年制實施により、各小學校先づ尋常科第五學年を編成す。
	花田尋常高等小學校、高等科を八町高等小學校に移して花田尋常小學校と改稱す。
九月	山田組策（元牟呂學校教師、眞福寺住職）の教子等、報恩碑を同寺境内に建立す。
十一月	第十五師團、渥美郡高師村に設置さる。
三月	義務教育延長の結果、渥美郡植田尋常高等小學校は高等科を廢して植田尋常小學校と改稱す。
四月	豐橋市八町高等小學校、修業年限四ヶ年を二ヶ年と改む。
十月	八名郡多米尋常高等小學校、高等科を廢して多米尋常小學校と改稱す。
十一月	豐橋市狹間尋常小學校、花田町字狹間に開校す。
	豐橋市小學校聯合運動會第一回を東八町練兵場に於て擧行す。
三月	私立三河中學校廢校となる。
四月	小野湖山（元時習館教授）歿す。享年九十七。

十三年	
十一月	東宮殿下豐橋市に行啓、東八町練兵場に於て豐橋市内小學校聯合、尋常科四年以上女兒の櫻花遊戲を臺覽あらせらる。
明治四十四年	
七月	豐橋市花田尋常小學校、校舍を花田町字大塚に新築して移轉す。
十二月	私立豐橋商業學校、校舍を新川町なる舊縣立第四中學校跡に新築移轉す。
	豐橋市立高等女學校、校舍を大字旭町に新築移轉す。
大正元年	
四月	豐橋市松山尋常小學校、花田町字松山に開校す。
	愛知縣女子師範學校開校す。
七月	林佐一（元下モ町寺子屋師匠）歿す。享年七十六。
月不詳	安藤動物園、豐橋市花田町字守下に移轉す。
九月	十三日、乃木希典殉死す。
大正二年	
一月	豐橋市立圖書館、大字花田字守下に設置さる。
大正三年	
三月	小島彦七歿す。享年六十八。
八月	獨逸に對し宣戰布告の詔勅下る。
大正四年	
四月	渥美郡福岡尋常高等小學校火災、校舍一棟半を燒失す。
五月	宍戸春翁（元寺子屋師匠、牟呂村）歿す。享年八十六。
十二月	教育振興の御沙汰を賜ふ。

大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
二月　豐橋市教育會、大口喜六氏著「豐橋市及其附近」を刊行す。 十月　東八町に安置せる神武天皇御銅像（軍人記念碑）、練兵場内に奉遷申上ぐ。 渥美郡高師尋常高等小學校、「勝地高師山」と題する書物を出版す。	六月　講和條約に調印す。 三月　故辻村淡路（寺子屋師匠、大崎村八幡社神主）の筆子等三十余名、師の五十年祭を營む。 七月　廣田秀山（元寺子屋師匠、大崎村醫師）豐橋市西八町に歿す。享年八十三。	三月　市町村義務教育費國庫負擔法公布。	四月　田部井藤藏、豐橋市八町高等小學校長を辭す。 九月　故藤森彦男頌德碑、豐橋市東田町全久院門前に建立さる。 十月　米人宣教師カミング、旭町に旭幼稚園を設立す。 十一月　英人ミルマン、中八町に小百合幼稚園を設立す。		
二月　豐橋市教育會、大口喜六氏著「豐橋市及其附近」を刊行す。 十月　東八町に安置せる神武天皇御銅像（軍人記念碑）、練兵場内に奉遷申上ぐ。 渥美郡高師尋常高等小學校、「勝地高師山」と題する書物を出版す。	三月　故辻村淡路（寺子屋師匠、大崎村八幡社神主）の筆子等三十余名、師の五十年祭を營む。 七月　廣田秀山（元寺子屋師匠、大崎村醫師）豐橋市西八町に歿す。享年八十三。	三月　市町村義務教育費國庫負擔法公布。	四月　田部井藤藏、豐橋市八町高等小學校長を辭す。 九月　故藤森彦男頌德碑、豐橋市東田町全久院門前に建立さる。 十月　米人宣教師カミング、旭町に旭幼稚園を設立す。 十一月　英人ミルマン、中八町に小百合幼稚園を設立す。	六月　賣飯郡大村尋常小學校、校舍を大村字地ノ神に新築す。 十二月　豐橋市松葉尋常小學校、校舍を花田町字守下に新築移轉す。	

大正十一年	大正十二年	大正十三年
二月　朝鮮小學校規則公布。 十月　學制頒布五十週年紀念式擧行。	四月　愛知縣第二師範學校を愛知縣岡崎師範學校と改稱す。 九月　關東地方大震災。 十一月　國民精神作興に關する詔書を賜ふ。	
三月　市内中等學校入學志願者甚だ多し。 四月　愛知縣第四中學校を愛知縣豐橋中學校と改稱す。 十二月　豐橋市小學校國語研究會編輯、月刊綴方雜誌「若草」創刊。	四月　渥美郡植田尋常小學校、再び高等科を併置して植田尋常高等小學校と改稱す 豐橋市立商業學校、豐橋市立圖書館の一部を假用して開校す。 十月　渥美郡植田尋常高等小學校、校舍を高師村大字植田字池下に新築移轉す。	三月　豐橋市小學校地理歷史研究會、「豐橋鄉土誌」を編す。 渥美郡大崎尋常高等小學校、校舍を高師村大字大崎字西里中に新築移轉す。 四月　豐橋市内各小學校四、五年兒童に「豐橋鄉土誌」を教科書として使用せしめ始む。 八名郡下川第一尋常高等小學校を下條尋常高等小學校と改稱す。同下川第二尋常高等小學校を牛川尋常高等小學校と改稱す。 十月　愛知高等和洋女學校、高師村大字福岡字鍵田に開校す。 十二月　豐橋市八町高等小學校を豐橋高等小學校と改稱す。

年	
大正四年	
大正十五年	三月　豐橋高等小學校、東田町字舟原に移轉す。 十月　第十五師團廢止さる。 十二月　豐橋市教育會、「羽田野佐可喜翁小傳」を編す。 羽田野敬雄翁道墨展覽會、豐橋圖書館に於て三日間開催さる。 豐橋市内電車開通す。
昭和二年	十一月　三日初めて明治節を行はせらる。
昭和三年	十二月　教育振興に關する御沙汰書下賜あらせらる。
大正十五年	十二月　廿五日大正天皇崩御遊ばさる。
昭和四年	三月　豐橋高等小學校、東田町字舟原に移轉す。 十一月　豐橋市、「聖蹟」記念碑を向山に建て、且つ碑の附近を公園となす。
昭和五年	三月　廿九日、豐橋上水道通水式を擧行す。 九月　十日午前二時、私立豐橋實踐女學校火災、校舍を全燒す。 十一月　第十九回豐橋市小學校聯合運動會、八町練兵場に於て擧行す。（本運動會は本年度以後廢止、昭和六年よりは一般の參加を得、市民大運動會と改稱す）
昭和六年	二月　私立豐橋實踐女學校の校舍再築成る。 三月　渥美郡福岡尋常高等小學校、高師村大字福岡なる舊第十五師團騎兵第十九聯隊跡に移轉す。 四月　安藤動物園、豐橋市の經營となる。 八月　豐橋市新川尋常小學校、校舍を中世古町西ノ又に新築移轉す。 九月　私立豐橋裁縫女學校、豐橋高等裁縫女學校と改稱す。 十一月　豐橋市公會堂竣工す。
昭和	一月　上海事變勃發す。 五月　日支停戰協定成立す。 九月　滿洲國獨立す。 二月　豐橋市教育會、「鄉土教育資料」を刊行す。 九月　豐橋市は八名郡下川村、渥美郡高師村、同牟呂吉田村、寶飯郡下地町の四ヶ町村及び八名郡石巻村の内大字多米を併合す。 八名郡下條尋常高等小學校を豐橋市下條尋常高等小學校と改稱す。同牛川尋常高等小學校を豐橋市牛川尋常高等小學校と改稱す。同多米尋常小學校を豐

昭和八年	昭和七年
	橋市多米尋常小學校と改稱す。 渥美郡吉田方尋常高等小學校を豐橋市吉田方尋常高等小學校と改稱す。同牟呂尋常高等小學校を豐橋市牟呂尋常高等小學校と改稱す。同福岡尋常高等小學校を豐橋市福岡尋常高等小學校と改稱す。同高師尋常高等小學校を豐橋市高師尋常高等小學校と改稱す。同植田尋常高等小學校を豐橋市植田尋常高等小學校と改稱す。同野依尋常高等小學校を豐橋市野依尋常高等小學校と改稱す。同磯邊尋常高等小學校を豐橋市磯邊尋常高等小學校と改稱す。同大崎尋常高等小學校を豐橋市大崎尋常高等小學校と改稱す。 實飯郡下地尋常高等小學校を豐橋市下地尋常高等小學校と改稱す。同津田尋常小學校を豐橋市津田尋常小學校と改稱す。同大村尋常小學校を豐橋市大村尋常小學校と改稱す。 豐橋市歌（松田道雄作詞）制定さる。 豐橋高等裁縫女學校、豐橋市藤ケ丘に校舍新築移轉す。
四月　豐橋市羽根井尋常小學校、花田町字西鄕に校舍新築開校す。 五月　私立豐橋商業學校廢校となる。 十月　豐橋市小學校教育資料勞作品展覽會、豐橋市公會堂に於て開催す。 十一月　去る大正十五年九月四日の津田尋常小學校校舍倒壞に依る遭難兒童供養碑、同校校庭に建碑完成す。 月不詳　兒童間に書道熟物興す。兒童を對象とする書道塾各所に開かる。	四月　橋市多米尋常小學校と改稱す。 渥美郡吉田方尋常高等小學校を豐橋市吉田方尋常高等小學校と改稱す。同牟呂尋常高等小學校を豐橋市牟呂尋常高等小學校と改稱す。同福岡尋常高等小學校を豐橋市福岡尋常高等小學校と改稱す。同高師尋常高等小學校を豐橋市高師尋常高等小學校と改稱す。同植田尋常高等小學校を豐橋市植田尋常高等小學校と改稱す。同野依尋常高等小學校を豐橋市野依尋常高等小學校と改稱す。同磯邊尋常高等小學校を豐橋市磯邊尋常高等小學校と改稱す。同大崎尋常高等小學校を豐橋市大崎尋常高等小學校と改稱す。 實飯郡下地尋常高等小學校を豐橋市下地尋常高等小學校と改稱す。同津田尋常小學校を豐橋市津田尋常小學校と改稱す。同大村尋常小學校を豐橋市大村尋常小學校と改稱す。 豐橋市歌（松田道雄作詞）制定さる。 豐橋高等裁縫女學校、豐橋市藤ケ丘に校舍新築移轉す。

昭和九年	昭和十年	昭和十一年
四月　三日小學校教員に對し勅語を下し給ふ。		
九月　豐橋市營動物園、向山町に移轉す。 十二月　新日本教育研究會、三日間に亘り豐橋市羽根井尋常小學校に於て開催、文部省普通學務局長下村壽一氏等來講す。	四月　「實踐日本教育」（前年十二月、羽根井小學校に於ける新日本教育研究會の講演速記）、東京同文書院より刊行さる。 六月　豐橋幼稚園、花園町眞宗會館より吉屋町龍拈寺に移轉す。 第一回豐橋市小學校聯合音樂會、豐橋市公會堂及び福岡尋常高等小學校（十一月）の二部に分ちて開催す。 九月　故彦坂菊作の碑、豐橋市教育會により吉屋町龍拈寺境内に建立さる。 花園幼稚園、花園町眞宗會館内に設立さる。 豐橋市内各補習學校及び青年訓練所を改廢併合して、豐橋市立青年學校を岩田、東田、八町、松葉、花田、狹間、松山、新川、下地、牟呂、吉田方、高師、磯邊、牛川の十四小學校に併設す。 十一月　豐橋高等裁縫女學校、豐橋高等家政女學校と改稱す。	十一月　市制施行三十週年記念市民大運動會を八町練兵場に於て擧行す。（本年度以後市民大運動會廢止） 十二月　第二回豐橋市小學校聯合音樂會、四部に分れて開催す。（本年度以後廢止）

豐橋地方初等教育年表　終

昭和十二年	七月　支那事變勃發す。
昭和十三年	三月　田部井勝藏頌德碑、豐橋高等小學校同窓會により向山町地內に建立さる。 四月　豐橋市立女子專修學校、同女子商業學校と改稱す。 六月　豐橋市教育會、「彦坂範善翁小傳」を刊行す。 八月　豐橋市立高等女學校、向山町字西猿に校舍新築移轉す。 豐橋市立女子商業學校、舊豐橋市立高等女學校跡に移轉す。
昭和十四年	四月　青年學校義務制施行。 五月　「青少年ニ賜ハリタル勅語」下賜せらる。 小學校武道要目制定公布。 六月　豐橋全市小學校教員、海路伊勢參宮をなす。 十月　豐橋市聯合小學校体操大會、福岡尋常高等小學校校庭に於て擧行す。

（昭和十四年十二月三十一日）

豊橋地方小學校

第十中學區第五番小學勸善分校

第十中學區第五番小學仁連木學校

第十中學區第六番小學仁連木學校

渥美郡第十二番小學仁連木學校

第十中學區第七番小學田尻學校

第十中學區第九番小學岩田學校

岩田學校岩崎分教場

渥美郡第十三番小學學岩田學校

第十中學區第十番小學飯村學校

渥美郡第十五番小學飯村學校

渥美郡飯村學校

第十中學區第六番小學至誠館

第十中學區第十二番小學三ノ輪學校

渥美郡第十四番小學三ノ輪學校

渥美郡三ノ輪學校

第十中學區第十三番小學野依學校

渥美郡第二十六番小學植田學校

渥美郡第二十七番小學野依學校

渥美郡野依學校

第十中學區第十番小學飯德學校

第十中學區第十番小學高足學校

渥美郡第二十四番小學高師學校

渥美郡高師學校

高足學校出張所

橋良學校

第十中學區第廿八番小學高師學校

第十中學區第廿九番小學橋良學校

渥美郡第九番小學福岡學校

渥美郡福岡學校

第十中學區第十四番小學草間學校

第十中學區第廿三番小學草間學校

渥美郡第八番小學磯邊學校

渥美郡磯邊學校

第十中學區第十四番小學大崎學校

第十中學區第廿四番小學大崎學校

渥美郡第廿五番小學大崎學校

渥美郡大崎學校

第十中學區第三十番小學豐橋學校

第十中學區第百七番小學下地學校

寶飯郡第□□番小學下地學校

寶飯郡下地學校

第十中學區第百八番小學豐田學校

寶飯郡第□□番小學大村學校

寶飯郡大村學校

第十中學區第三十番小學鹿菅學校

第十中學區第百九番小學津田學校

寶飯郡第□□番小學津田學校

寶飯郡津田學校

第十中學區第□□番小學橫須賀學校

寶飯郡第□□番小學下五井學校

寶飯郡下五井學校

第十中學區第□□番小學下五井學校

第九中學區第四十一番小學下條學校

第九中學區第七七番小學下條學校

八名郡第廿一番小學下條學校

第九中學區第四十二番小學松坂學校

第九中學區第□□番小學松坂學校

八名郡第廿五番小學牛川學校

第九中學區第四十三番小學牛川學校

牛川學校出張所

多米學校

第九中學區第八十五番小學多米學校

八名郡第廿六番小學多米學校

上等小學豐橋學校

學校沿革表

本表は「學制」による小學校の、創立以來現在に至る小學校名變遷の狀態を示す。
右肩の文字はその時の年月を指し、(昭)は昭和、(大)は大正、年號なきは明治なり。

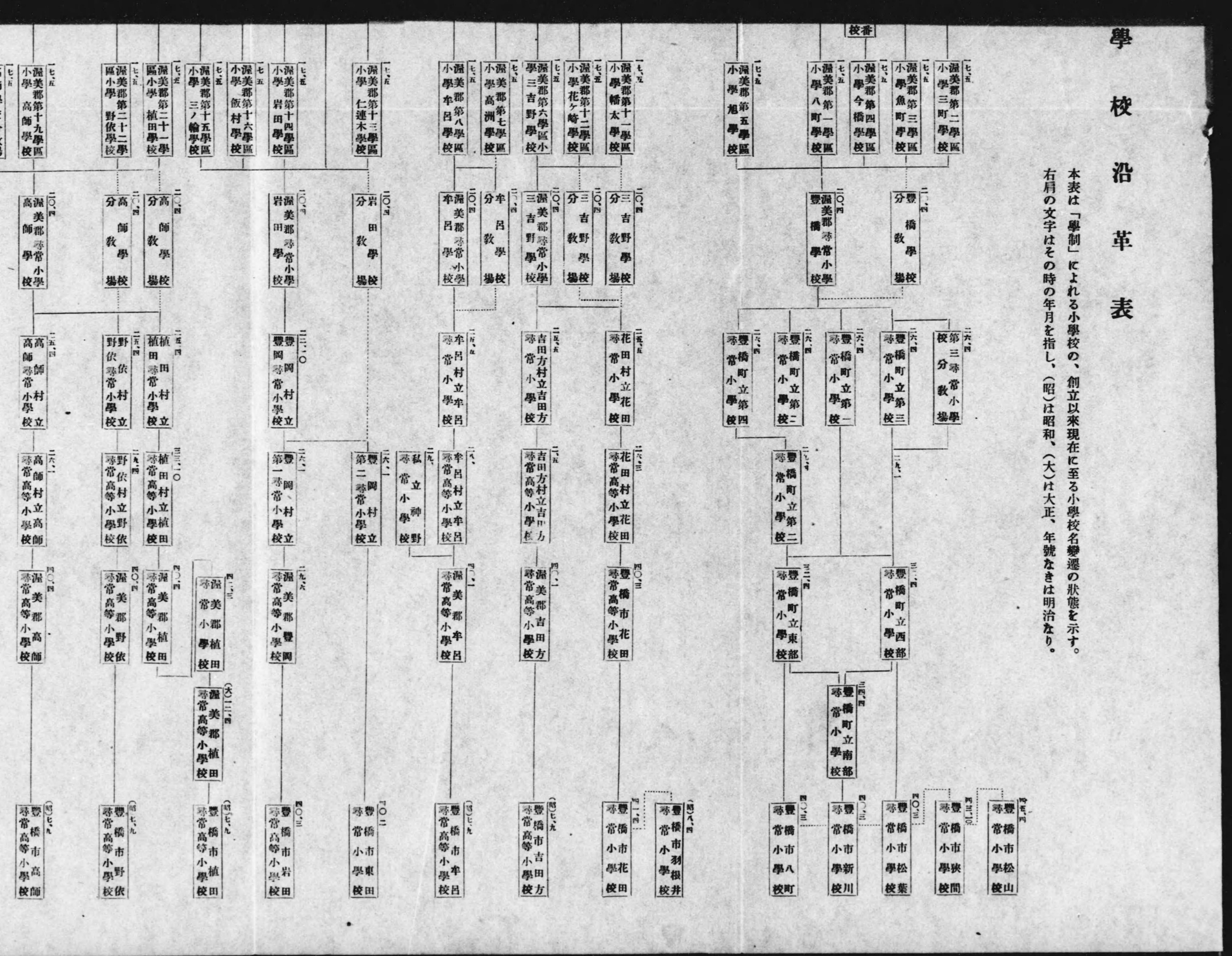

渥美郡第八學區小學牟呂學校 一七、五
渥美郡牟呂學校 二〇、四
牟呂村立牟呂尋常小學校 二五、五
牟呂村立牟呂尋常高等小學校 二六、
私立神野尋常小學校 二九、
渥美郡牟呂尋常高等小學校 四一、
豐橋市牟呂尋常高等小學校 (昭)七、九

渥美郡第十三學區小學仁連木學校 一七、五
岩田教學場 二〇、四
豐岡村立第二尋常小學校 二六、一
豐橋市東田尋常小學校 四〇二

渥美郡第十四學區小學岩田學校 一七、五
渥美郡岩田學校 二〇、四
豐岡村立第一尋常小學校 二六、一
渥美郡豐岡尋常小學校 二九、六
豐橋市岩田尋常高等小學校 四〇三

渥美郡第十五學區小學三ノ輪學校 一七、五

渥美郡第十六學區小學飯村學校 一七、五

渥美郡第十七學區小學高師學校 一七、五
高師學校分教場 一七、五
東高師學校 一七、五
渥美郡高師尋常小學校 二〇、四
高師村立高師尋常高等小學校 二六、一
渥美郡高師尋常高等小學校 四〇、四
渥美郡植田尋常小學校 四二、三
(大)一二、四

渥美郡第二十一學區小學植田學校 一七、五
高師教學場 二〇、四
植田村立植田尋常高等小學校 三二、一〇
渥美郡植田尋常高等小學校 四〇、四

渥美郡第二十二學區小學野依學校 一七、五
高師教學場 二〇、四
野依村立野依尋常高等小學校 二九、四
渥美郡野依尋常高等小學校 四〇、四
豐橋市野依尋常高等小學校 (昭)七、九

渥美郡第十學區小學福岡學校 一七、五
渥美郡福岡尋常小學校 二〇、四
福岡村立福岡尋常高等小學校 二五、七
渥美郡福岡尋常高等小學校 四〇、四
豐橋市福岡尋常高等小學校 (昭)七、九

渥美郡第九學區小學磯邊學校 一七、五
福岡教學場 二〇、四
磯邊村立磯邊尋常高等小學校 二五、七
渥美郡磯邊尋常高等小學校 四〇、四
豐橋市磯邊尋常高等小學校 (昭)七、九

渥美郡第二十學區小學大崎學校 一七、五
渥美郡大崎尋常小學校 二〇、四
大崎村立大崎尋常高等小學校 二九、
渥美郡大崎尋常高等小學校 四〇、四
豐橋市大崎尋常高等小學校 (昭)七、九

實飯郡第一學區小學下地學校 一七、五
實飯郡下地尋常小學校 二〇、四
下地町立下地尋常小學校 二六、二
實飯郡下地尋常高等小學校 四〇、四
豐橋市下地尋常高等小學校 (昭)七、九

實飯郡第二學區小學大村學校 一七、五
實飯郡大村尋常小學校 二〇、四
大村立大村尋常小學校 二六、五
實飯郡大村尋常高等小學校 四〇、四
豐橋市大村尋常小學校 (昭)七、九

實飯郡第三學區小學津田學校 一七、五
實飯郡津田尋常小學校 二〇、四
鹿菅村立鹿菅尋常小學校 二六、二
實飯郡津田尋常小學校 四〇、四
豐橋市津田尋常小學校 (昭)七、九

實飯郡第四學區小學下五非學校 一七、五
實飯郡第四學區小學 一七、五

八名郡第廿八學區小學下條學校 一七、五
八名郡尋常小學校 二〇、四
下條村立下條尋常小學校 二五、七
八名郡下川第一尋常高等小學校 四〇、二
(大)一三、四
八名郡下條尋常高等小學校 (昭)七、九

八名郡第廿二學區小學牛川學校 一七、五
八名郡牛川尋常小學校 二〇、四
牛川村立牛川尋常高等小學校 二六、六
八名郡下川第二尋常高等小學校 四〇、三
(大)一三、四
八名郡牛川尋常高等小學校 (昭)七、九

八名郡第廿三學區小學多米學校 一七、五
八名郡尋常小學校分教場 二〇、四
多米村立多米尋常小學校 二五、六
八名郡多米尋常高等小學校 四〇、三
八名郡多米尋常小學校 四二、四
豐橋市多米尋常小學校 (昭)七、九

渥美郡第十八學區小學 一七、五
渥美郡高等小學校 二〇、四
豐橋高等小學校 二三、六
豐橋高等小學校 二六、四
豐橋市高等小學校 四〇、三
豐橋市高等小學校 (大)一三、一二